

# 前回会議のご指摘を踏まえた 純負担率の分析 (国際比較分析)

内閣官房

人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

## 前回会議のご指摘を踏まえた分析（国際比較分析）

- 国際比較分析について、国際比較が可能な被雇用者に係るモデル世帯を設定し、世帯収入と純負担率（（負担－給付）÷世帯収入）の関係について分析。
- 分析に当たっては日本及び諸外国の消費税負担を追加。

### 分析の基本的データ

対象	被雇用者（給与所得者）
給付	現金給付 ※参考として現金給付＋現物給付（国際比較なし）
負担	税（所得税、個人住民税、消費税）＋社会保険料 ※所得課税、社会保険料については、制度に基づき、一定の仮定を置いて計算した理論値 （注）個人住民税の額は、所得割、均等割及び森林環境税の合計額 ※消費税は平均消費性向等のデータを用いた推計値 ※厚生年金・協会けんぽ・雇用保険に加入
モデル世帯	夫婦・子二人世帯（大人35歳、子ども2・5歳）【共働き】 単身世帯（大人25歳）
共働きの年収比	1：1（夫婦で同額の給与を得ている）
国際比較の対象	アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス
データ	現金給付＋負担：OECD tax benefit model（2024年）※日本は最新の制度を反映 現物給付：厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」

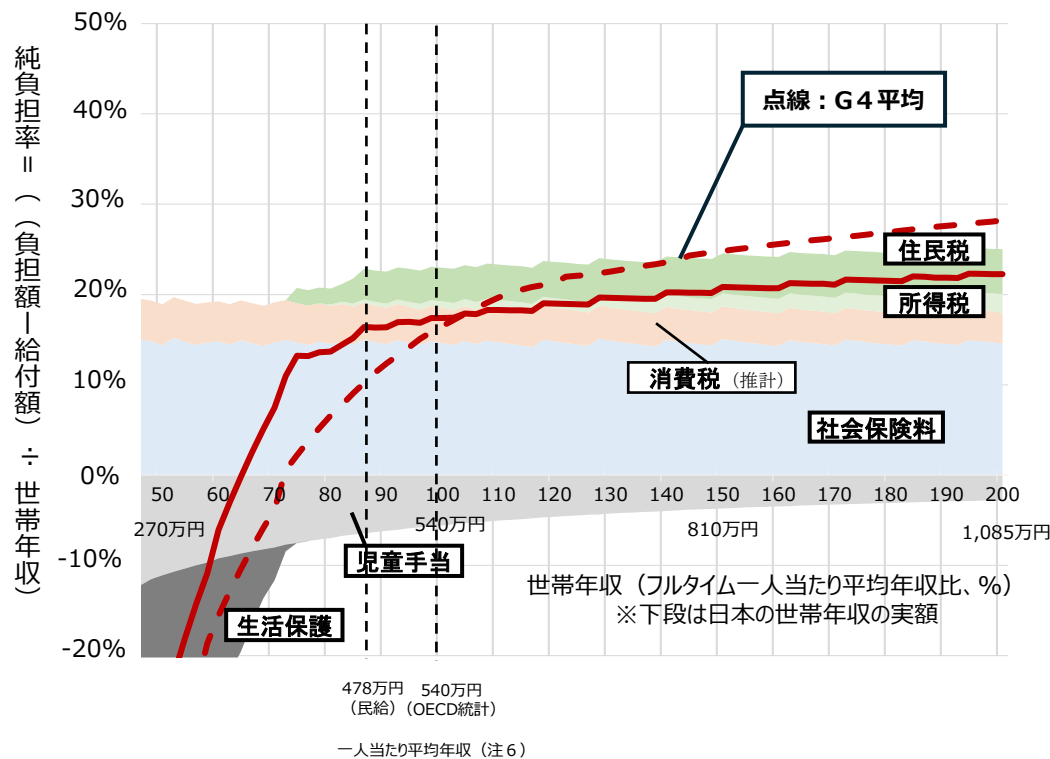
## 留意点

- ✓ 年金保険料は負担として計上される一方、将来受け取る年金給付は含まれない。
  - ✓ 自治体が独自に行う給付は含まれない。
  - ✓ 所得税・個人住民税について、基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除）以外の各種控除（住宅ローン控除や生命保険料控除等）は加味されていない。
  - ✓ 消費税は、給与収入にかかる可処分所得の理論値を基に、平均消費性向等のデータから推計したものである。 それゆえに詳細な世帯類型別のデータがない等の一定のデータ制約がある。
  - ✓ 所得税、個人住民税、消費税、社会保険料以外の負担は織り込まれていない。
  - ✓ 本分析の対象は被雇用者（給与所得者）としているが、国民健康保険・国民年金に加入している自営業者など、被雇用者以外の者の純負担については、本分析で示している純負担とは異なる。
  - ✓ 国際比較については、
    - ・ マクロの社会保障給付額及びそれを支える負担額は、社会保障制度の主たる受益者である高齢者の数と支え手である現役世代の数のバランスの影響を大きく受けるが、国ごとに高齡化度合いが異なる
    - ・ 社会保障制度の基本的な考え方（政府の大きさ、公的・民間保険の役割分担等）が異なる
    - ・ 消費税の推計に用いる平均消費性向等について国毎にデータ制約がある
    - ・ 収入以外の要件（資産要件等）が加味されていない
- ※ 参考として示している現物給付については、
- ・ 給付以外の公共サービスは含まれない
  - ・ データ制約により、年齢では異なるが、所得では異なる（定額）と仮定している
  - ・ 諸外国の現物給付のデータは得られず、国際比較は行っていない

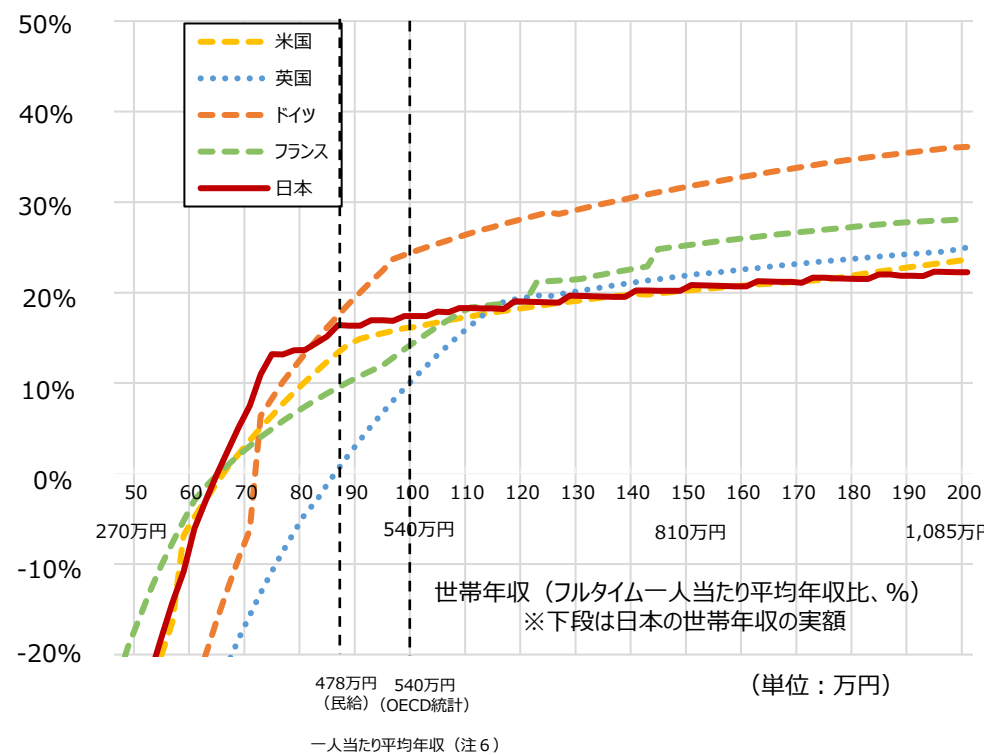
○ 主要国に比べ、世帯年収が一人当たりの平均年収より下の世帯において純負担率は高く、それ以上は低い。

（注）共働きであるが、横軸は一人当たりの平均年収比率で表していることに留意（100%=540万円）。

### G4（米・英・独・仏）平均との比較



### （参考）国別比較



（注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

（注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。

（注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

（注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被雇用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

（注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

（注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

（注7）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD "tax benefit model (version 2.7.1)"で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

（出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

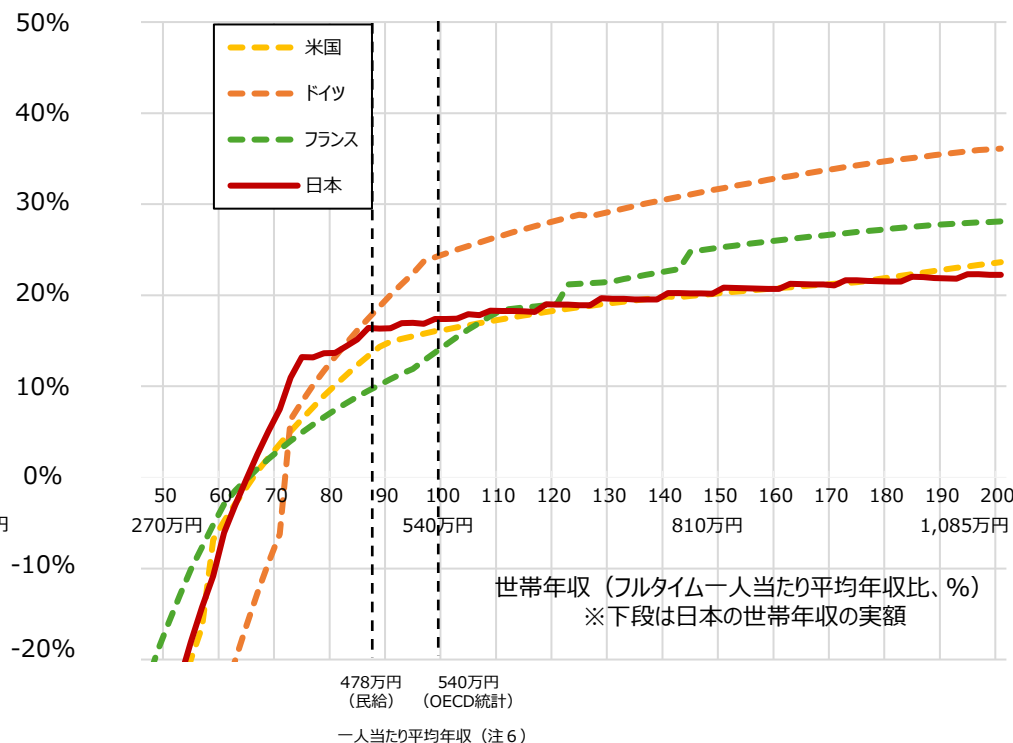
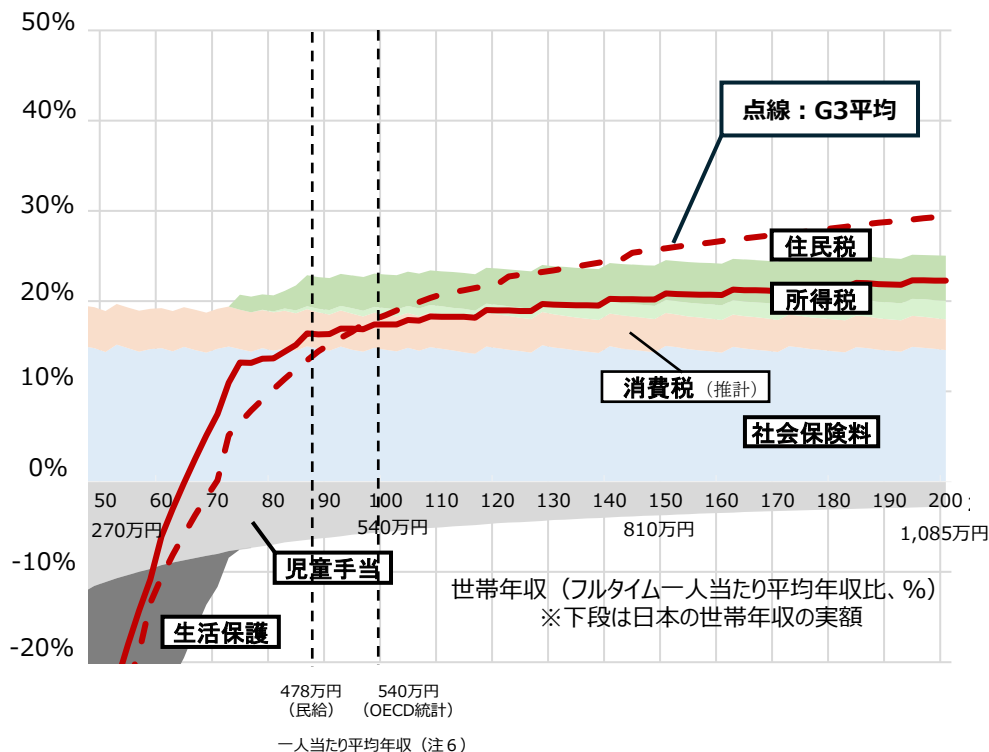
○ 主要国に比べ、世帯年収が一人当たりの平均年収より下の世帯において純負担率は高く、それ以上は低い。

（注）共働きであるが、横軸は一人当たりの平均年収比率で表していることに留意（100%=540万円）。

### G3（米・独・仏）平均との比較

### （参考）国別比較

純負担率Ⅱ  
（負担額－給付額）  
÷ 世帯年収



（注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

（注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。

（注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

（注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

（注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

（注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

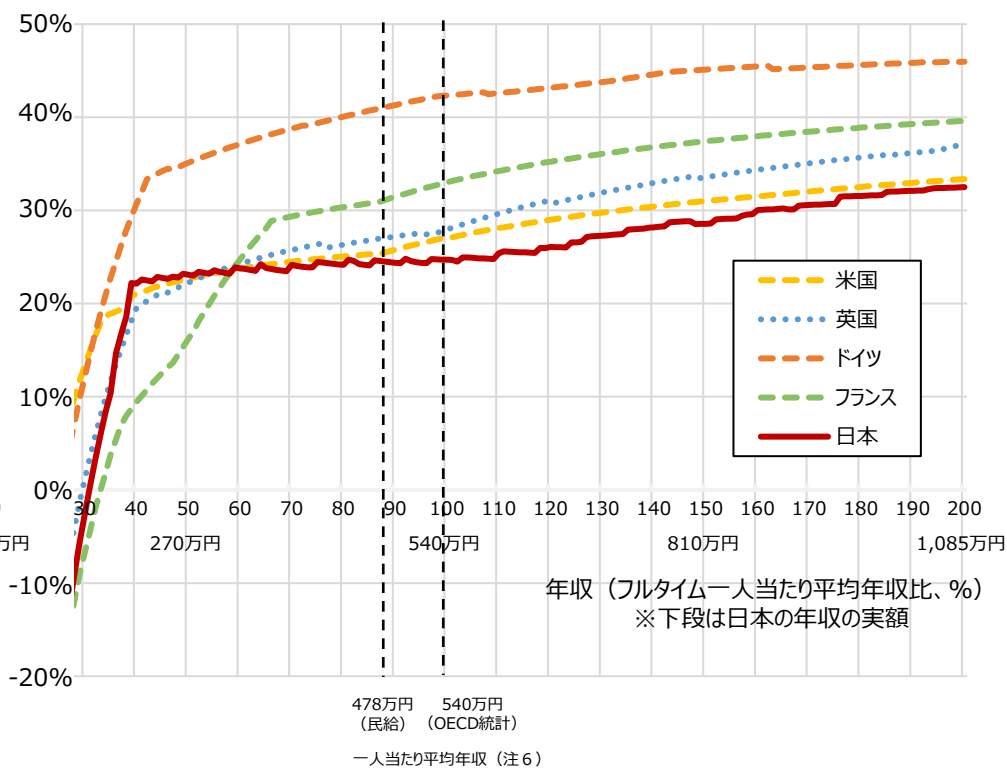
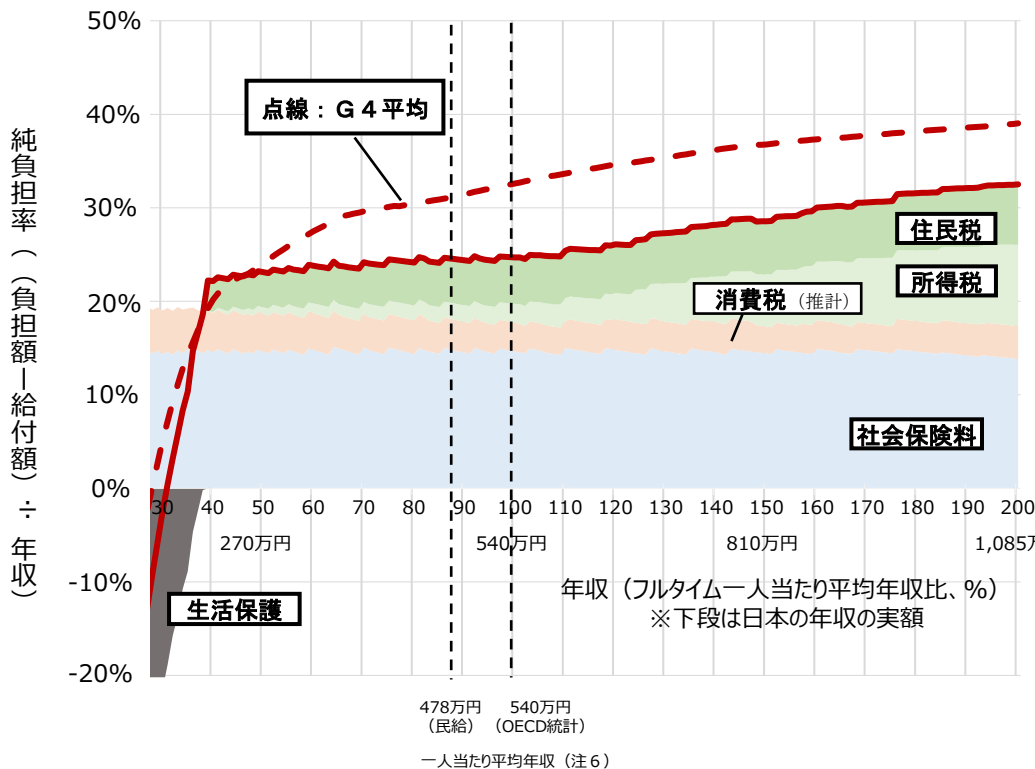
（注7）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

（出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

- 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。（注）社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。
- 主要国に比べ、一部の収入帯を除き、純負担率は低い。

## G4（米・英・独・仏）平均との比較

## 国別比較



(注1) 単身（25歳）の民間給与所得者に該当するものとして試算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

(注4) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（単身勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の可否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

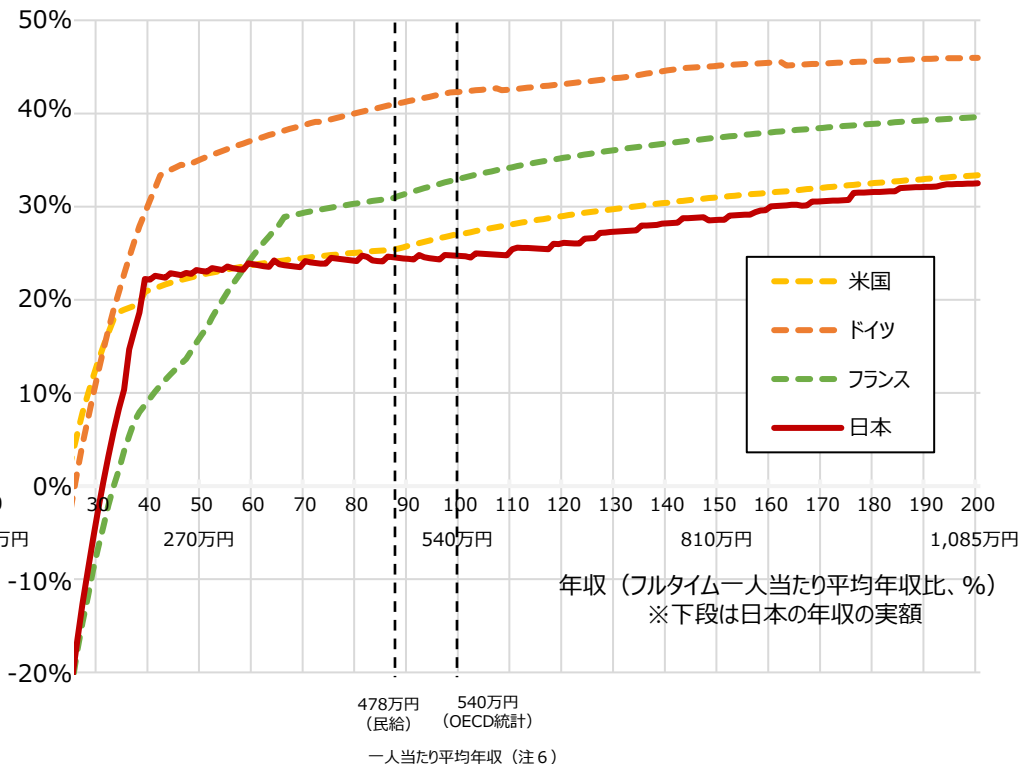
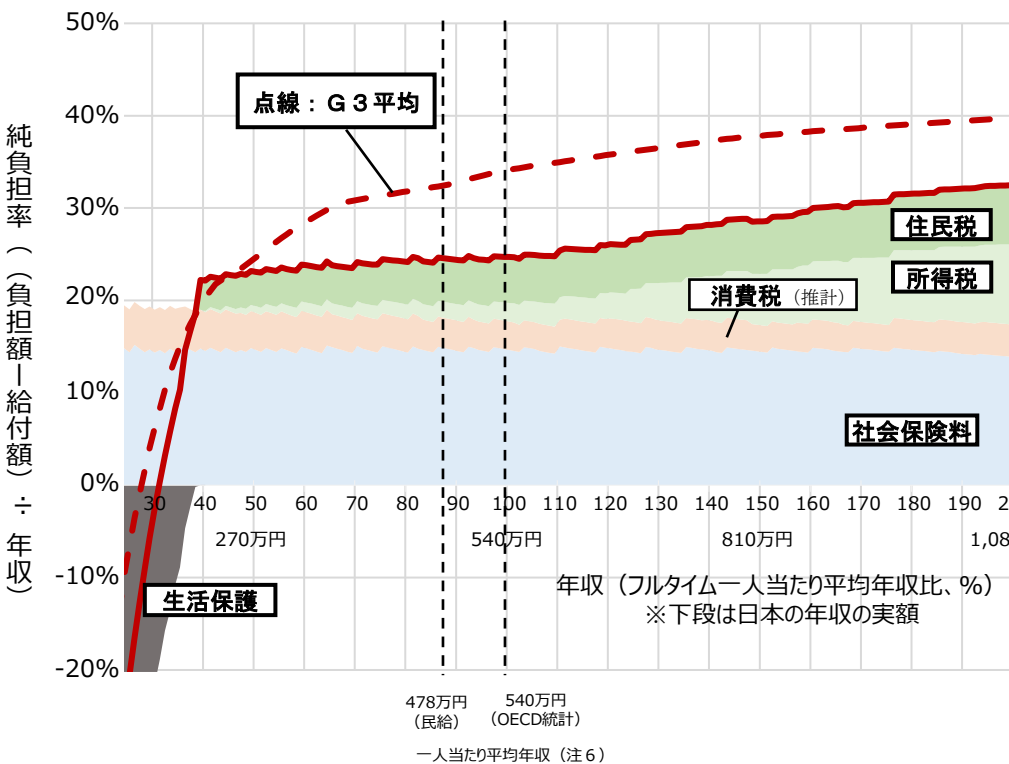
(注6) 国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されている日本のフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

(出所) 翁（2026）の手法を基に内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

- 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。（注）社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。
- 主要国に比べ、一部の収入帯を除き、純負担率は低い。

## G3（米・独・仏）平均との比較

## 国別比較



(注1) 単身（25歳）の民間給与所得者に該当するものとして試算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

(注4) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（単身勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

(注6) 国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されている日本のフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。

(出所) 翁（2026）の手法を基に内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

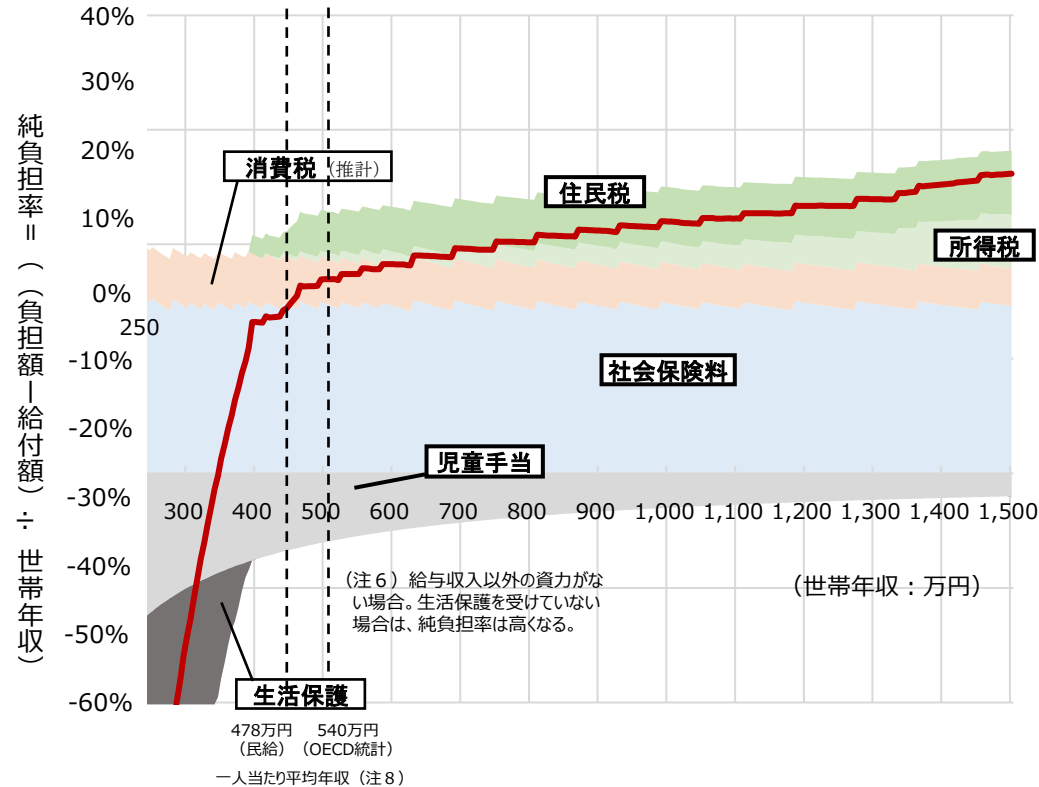
**(参考：現金給付＋現物給付)**

# 子育て世帯の純負担率（現金＋現物給付）

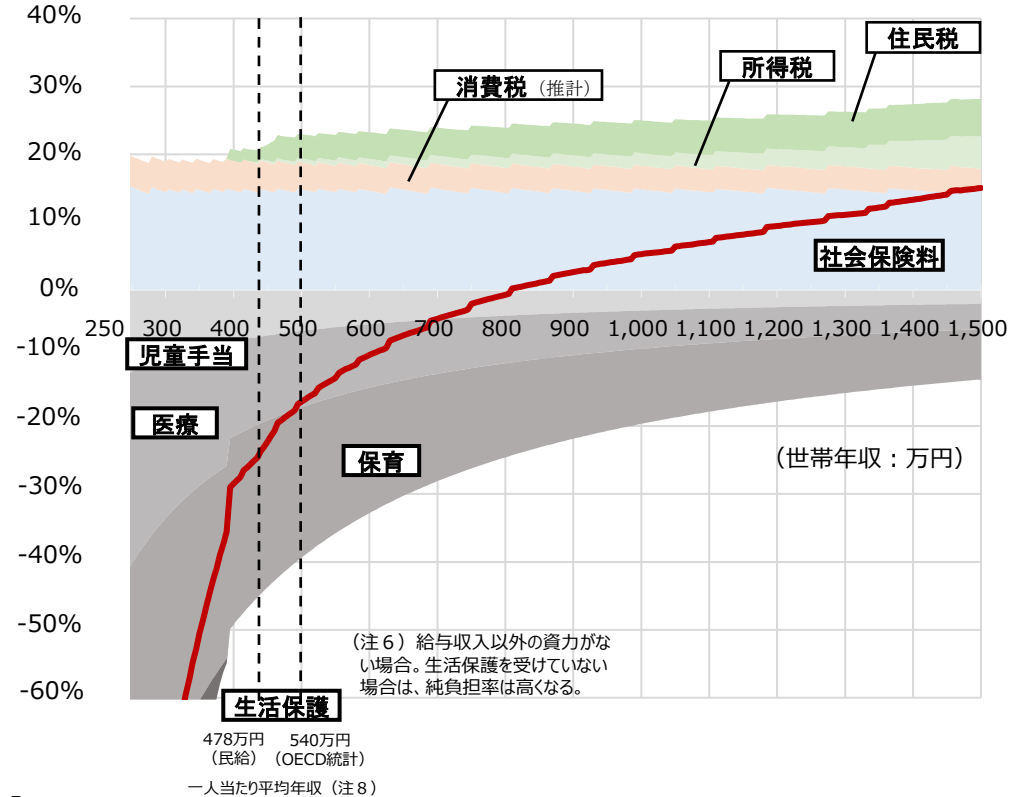
夫婦（共働き、被雇用者）  
子2人

- 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。
  - 児童手当や保育等、子どもの数等に連動する現金給付・現物給付が純負担率を押し下げている。
- （注）社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。

## 給付 = 現金給付



## （参考）給付 = 現金給付 + 現物給付

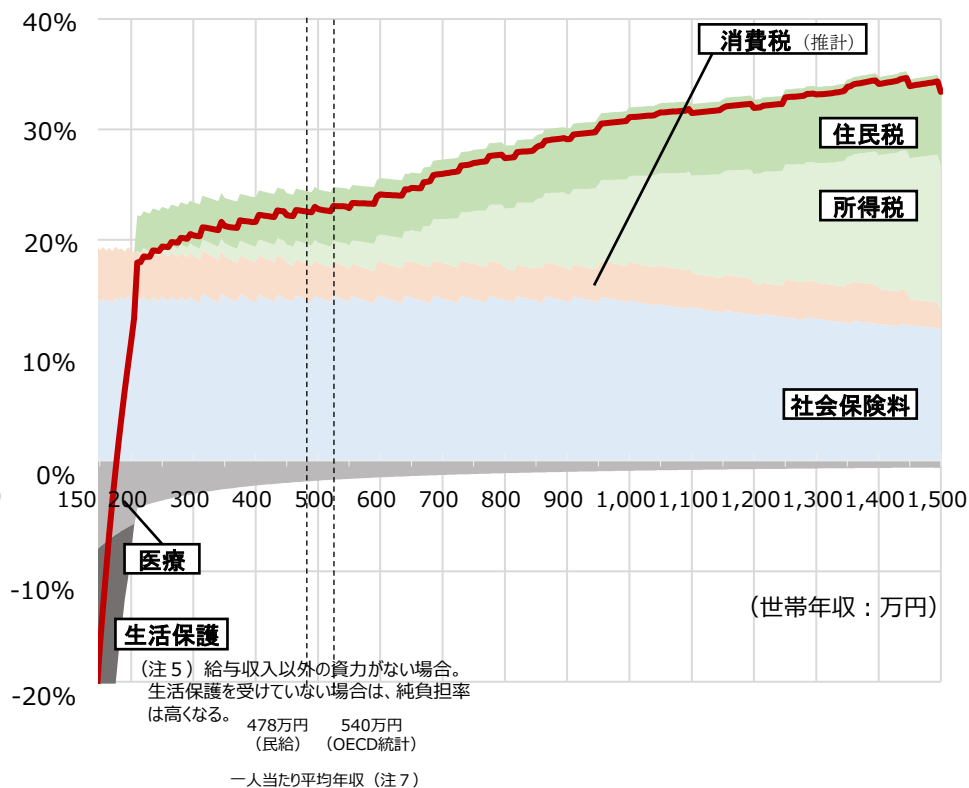
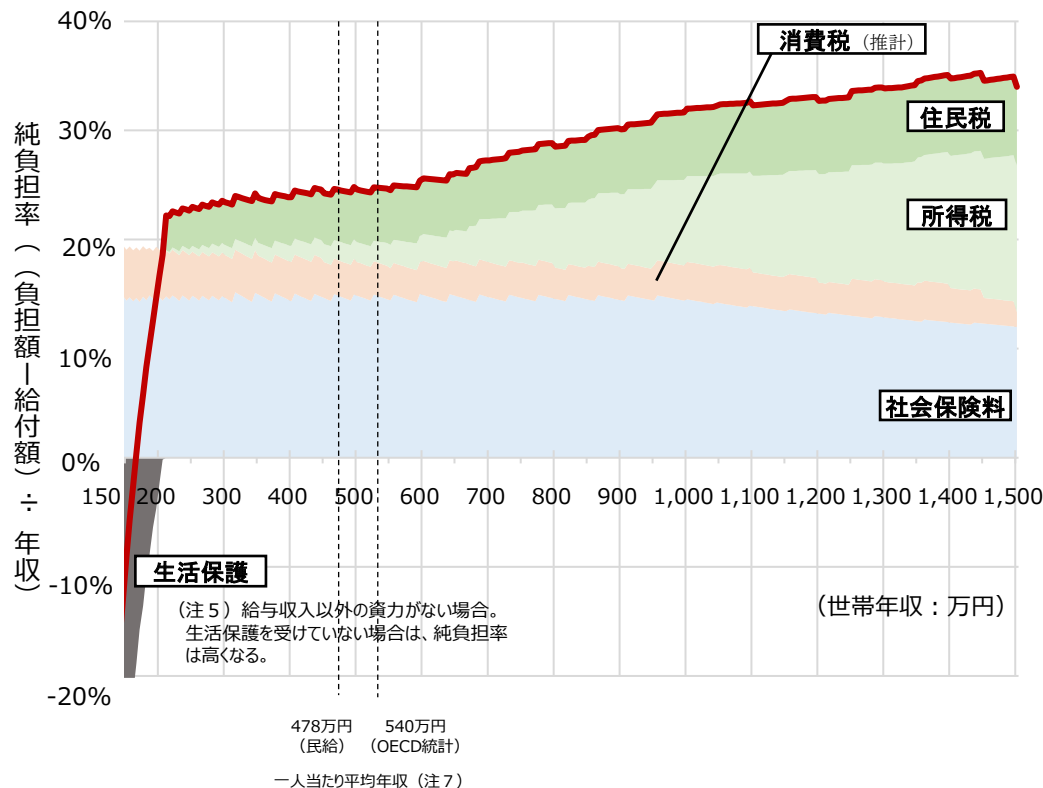


- （注1）夫婦（35歳・共働き）子2人（5歳、2歳）の民間給与と所得者として計算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。
- （注2）夫婦各々の給与収入については、1：1で試算している。
- （注3）所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。
- （注4）社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。
- （注5）消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（二人以上勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。
- （注6）生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは世帯収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。
- （注7）現物給付については、厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」（令和4年度）を基に試算している。具体的には、年齢別に、医療、保育に係る給付額から自己負担分を控除した純給付額を計算し、世帯構成に応じて試算している。純給付額は世帯年収によらず定額としている。
- （注8）国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されているフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。
- （出所）翁（2026）の手法を基に、内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

○ 一人当たり平均年収以下の負担をみると、最も大きいのは社会保険料。個人住民税・消費税も一定割合を占める。（注）社会保険はリスク分散であり、給付は保険事故が生じた時に発生する。また、高齢期には老齢年金給付がある。

### 給付 = 現金給付

### (参考) 給付 = 現金給付 + 現物給付



(注1) 単身（25歳）の民間給与所得者に該当するものとして試算している。横軸の世帯年収は、給与収入の金額を表している。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入していると仮定して試算している（被用者負担分のみ）。また、ボーナスを給与3ヶ月分（年2回支給）と仮定して試算している。

(注4) 消費税については、給与収入にかかる可処分所得（給与収入－個人所得課税－社会保険料）に、令和6年全国家計構造調査（単身勤労者世帯）を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。

(注6) 現物給付については、厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」（令和4年度）を基に試算している。具体的には、年齢別に、医療に係る給付額から自己負担分を控除した純給付額を計算し、世帯構成に応じて試算している。純給付額は世帯年収によらず定額としている。

(注7) 国税庁「民間給与実態統計調査」（令和6年分）の1年を通じて勤務した給与所得者全体の平均賃金（478万円）とOECD“tax benefit model (version 2.7.1)”で示されている日本のフルタイム相当労働者の平均賃金（540万円）を記載している。（出所）翁（2026）の手法を基に内閣官房、こども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

前回会議のご指摘を踏まえた  
純負担率の分析  
(高齢者の分析)

2-2

## 前回会議のご指摘を踏まえた分析（高齢者の分析）

○ 高齢者についてモデル世帯を設定し、世帯収入と純負担率（（負担－給付）÷世帯収入）の関係について分析。

### 分析の基本的データ

対象	高齢者（年金受給者） ※非就労世帯
給付	現金給付 ※参考として現金給付＋現物給付
負担	税（所得税、個人住民税、消費税）＋社会保険料 ※所得課税、社会保険料については、制度に基づき、一定の仮定を置いて計算した理論値 （注）個人住民税の額は、所得割、均等割及び森林環境税の合計額 ※消費税は平均消費性向等のデータを用いた推計値 ※後期高齢者医療制度・介護保険（1号）に加入
モデル世帯	高齢単身世帯（75歳） 高齢夫婦世帯（75歳）
夫婦の年金収入	従たる受給者は基礎年金額（満額）で固定し、主たる受給者は増減すると仮定
データ	現金給付＋負担：最新の制度に基づき事務局において試算 現物給付：厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」

## 留意点

- ✓ 自治体が独自に行う給付は含まれない。
- ✓ 所得税・個人住民税について、基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除）以外の各種控除（住宅ローン控除や生命保険料控除等）は加味されていない。
- ✓ 消費税は、年金収入にかかる可処分所得の理論値を基に、平均消費性向等のデータから推計したものとなっている。それゆえに詳細な世帯類型別のデータがない等の一定のデータ制約がある。
- ✓ 所得税、個人住民税、消費税、社会保険料以外の負担は織り込まれていない。

※ 参考として示している現物給付については、

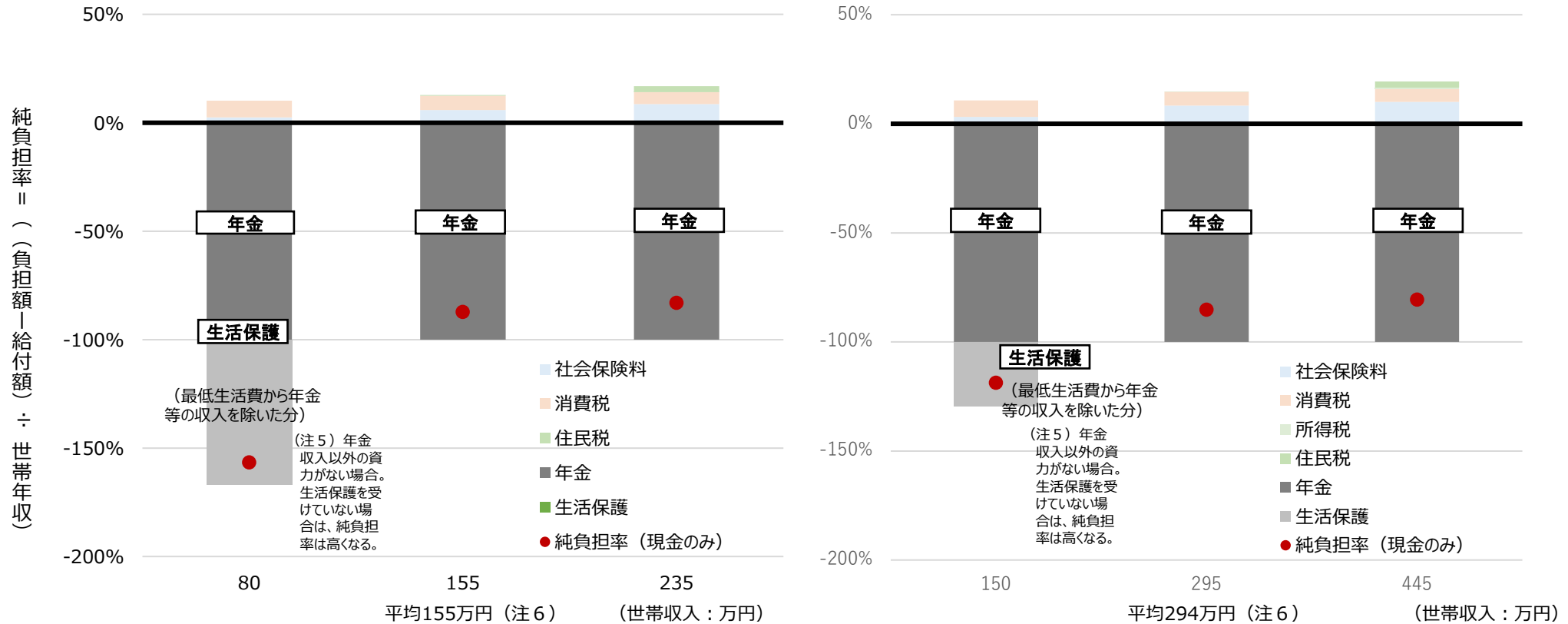
- ・ 給付以外の公共サービスは含まれない
- ・ データ制約により、年齢では異なるが、所得では異なる（定額）と仮定している

# 高齢者世帯の純負担率（現金給付）

○ 年金給付等により受益超過となっている。

## 高齢単身世帯

## 高齢夫婦世帯



(注1) 単身(75歳)の年金受給者(非就労世帯)に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。  
 夫婦(75歳)の年金受給者(非就労世帯)に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。従たる受給者の年金収入は基礎年金額(満額)で固定し、主たる受給者の年金収入は増減すると仮定。

(注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

(注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、後期高齢者医療制度、介護保険に加入していると仮定して試算している。

(注4) 消費税については、年金収入にかかる可処分所得(年金収入-個人所得課税-社会保険料)に、令和6年全国家計構造調査を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合(標準・軽減税率対象品目別)を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。平均消費性向は、65歳以上単身・二人以上無職世帯のデータを用いている。課税対象割合は、データ制約から、単身・二人以上勤労世帯のデータを用いている。

(注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、年金等の世帯収入だけでなく、資産(預貯金・持ち家)の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。生活保護制度においては、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要(最低生活費)のうち、年金等の収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行うこととしている。

(注6) 厚生労働省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査)令和4年」より、65歳以上である単身世帯の平均額、ともに65歳以上である夫婦世帯の平均額を転記している。その平均額を100%として50%及び150%に相当する世帯収入(年金収入)の純負担率を示している(試算の都合上5万円単位の概数)。

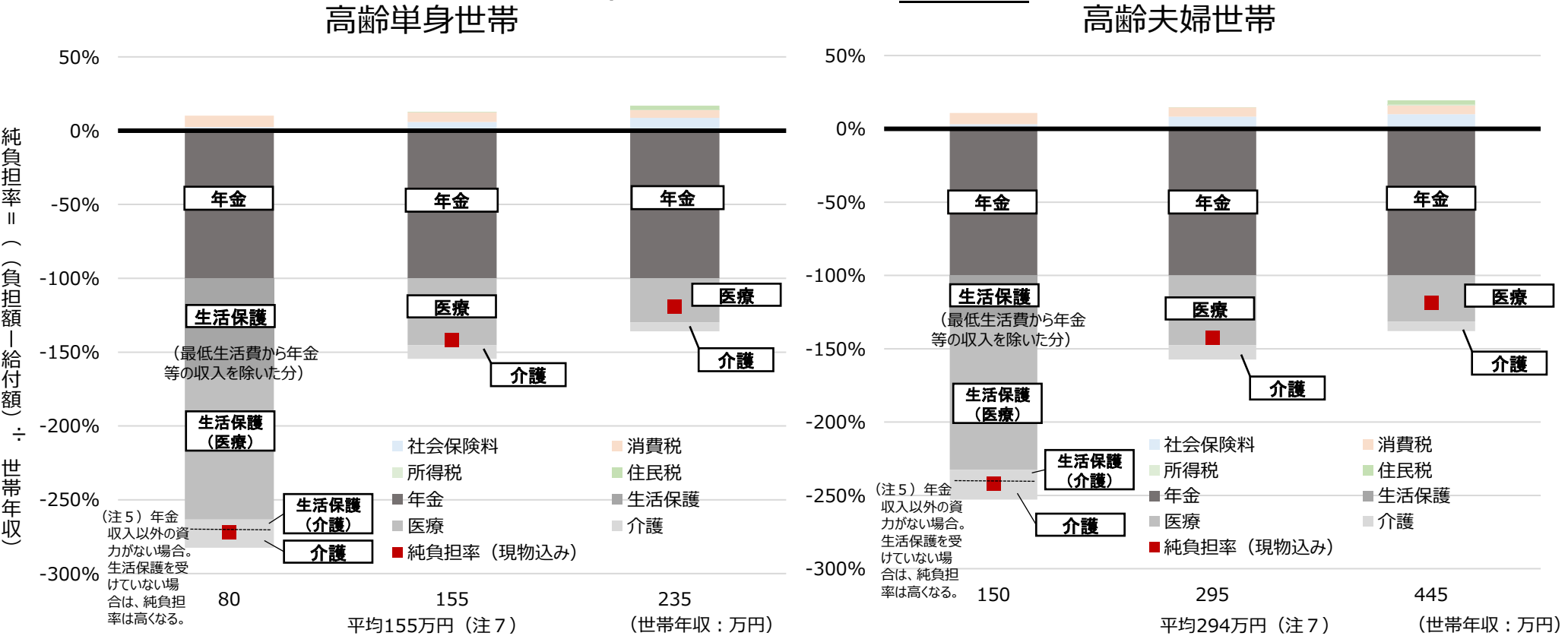
(出所) 翁(2026)の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

**(参考：現金給付＋現物給付)**

# 高齢者世帯の純負担率（現金＋現物給付）

○ 年金給付や医療・介護の現物給付等により受益超過となっている。

（参考）給付 = 現金給付 + 現物給付



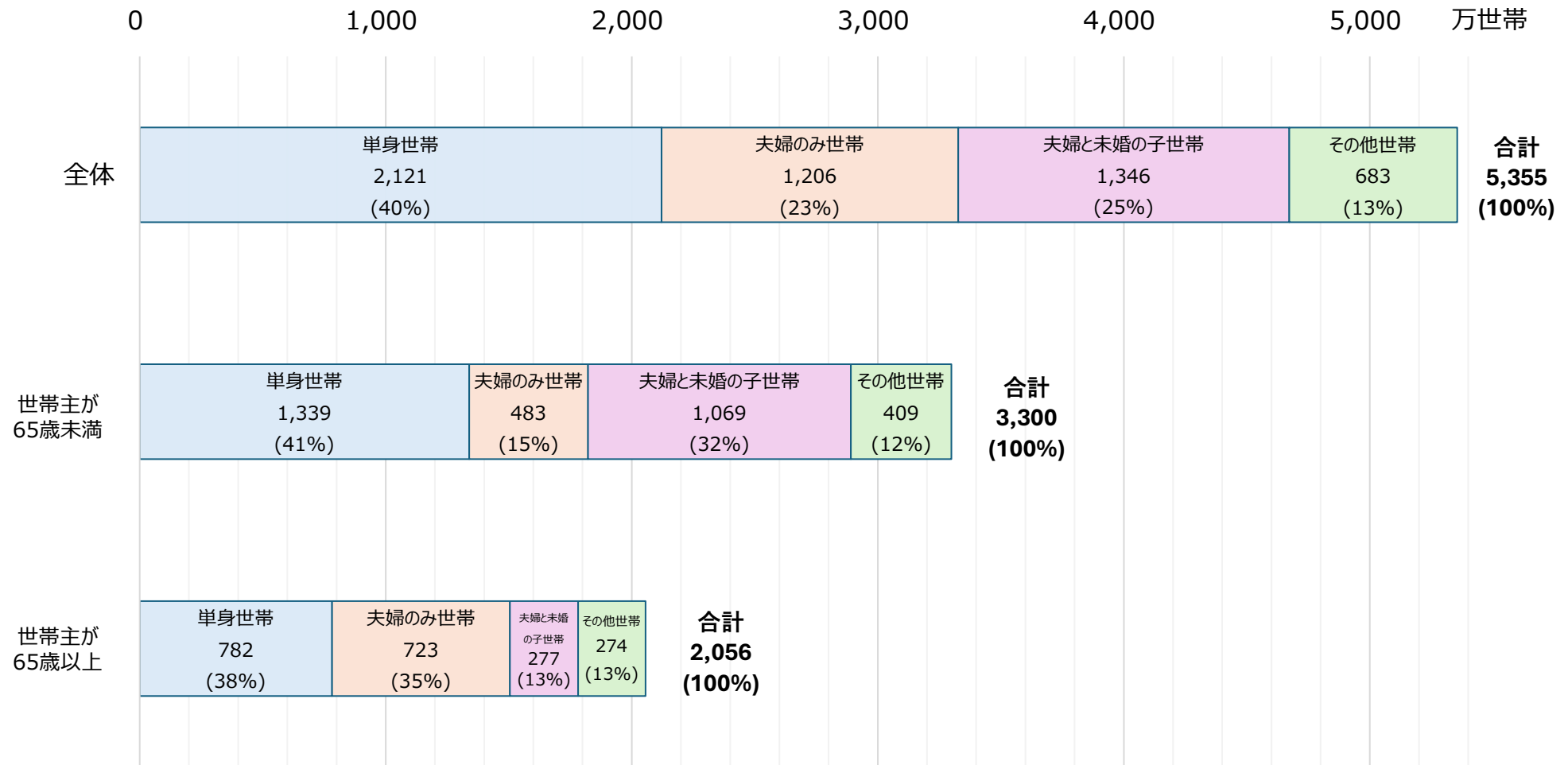
- (注1) 単身（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。夫婦（75歳）の年金受給者（非就労世帯）に該当するものとして試算している。世帯年収は、年金収入の金額を表している。従たる受給者の年金収入は基礎年金額（満額）で固定し、主たる受給者の年金収入は増減すると仮定。
- (注2) 所得税、個人住民税については、令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。
- (注3) 社会保険料については、令和8年4月1日時点の制度に基づき、後期高齢者医療制度、介護保険に加入していると仮定して試算している。
- (注4) 消費税については、年金収入にかかる可処分所得（年金収入-個人所得課税-社会保険料）に、令和6年全国計構造調査を用いて世帯収入区分ごとに算出した平均消費性向と消費支出に占める課税対象割合（標準・軽減税率対象品目別）を乗じ、そこから消費税額を割り戻すことにより試算している。また、平均消費性向及び課税対象割合は、家計構造調査の年間収入区分に基づき、移動平均して試算している。平均消費性向は、65歳以上単身・二人以上無職世帯のデータを用いている。課税対象割合は、データ制約から単身・二人以上勤労世帯のデータを用いている。
- (注5) 生活保護については、令和8年4月1日時点の制度に基づき試算している。実際の制度では、年金等の世帯収入だけでなく、資産（預貯金・持ち家）の保有状況や扶養の有無等を含む資力調査を行った上で、受給の要否の判断や給付額の算定がなされるが、ここでは給与収入以外の資力がない世帯としている。支給額には住宅扶助等を含む。生活保護制度においては、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（最低生活費）のうち、年金等の収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行うこととしている。
- (注6) 現物給付については、厚生労働省「ライフサイクルでみた社会保険料及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ」（令和4年度）を基に試算している。具体的には、年齢別に、医療、介護に係る給付額から自己負担分を控除した純給付額を計算し、世帯構成に応じて試算している。純給付額は世帯年収によらず定額としている。
- (注7) 厚生労働省「年金制度基礎調査（高齢年金受給者実態調査）令和4年」より、65歳以上である単身世帯の平均額、ともに65歳以上である夫婦世帯の平均額を転記している。その平均額を100%として50%及び150%に相当する世帯収入（年金収入）の純負担率を示している（試算の都合上5万円単位の概数）。
- (出所) 翁（2026）の手法を基に、内閣官房、子ども家庭庁、総務省、財務省、厚生労働省が作成。

# 参考資料 (総論)

2-3

# 日本の世帯構成

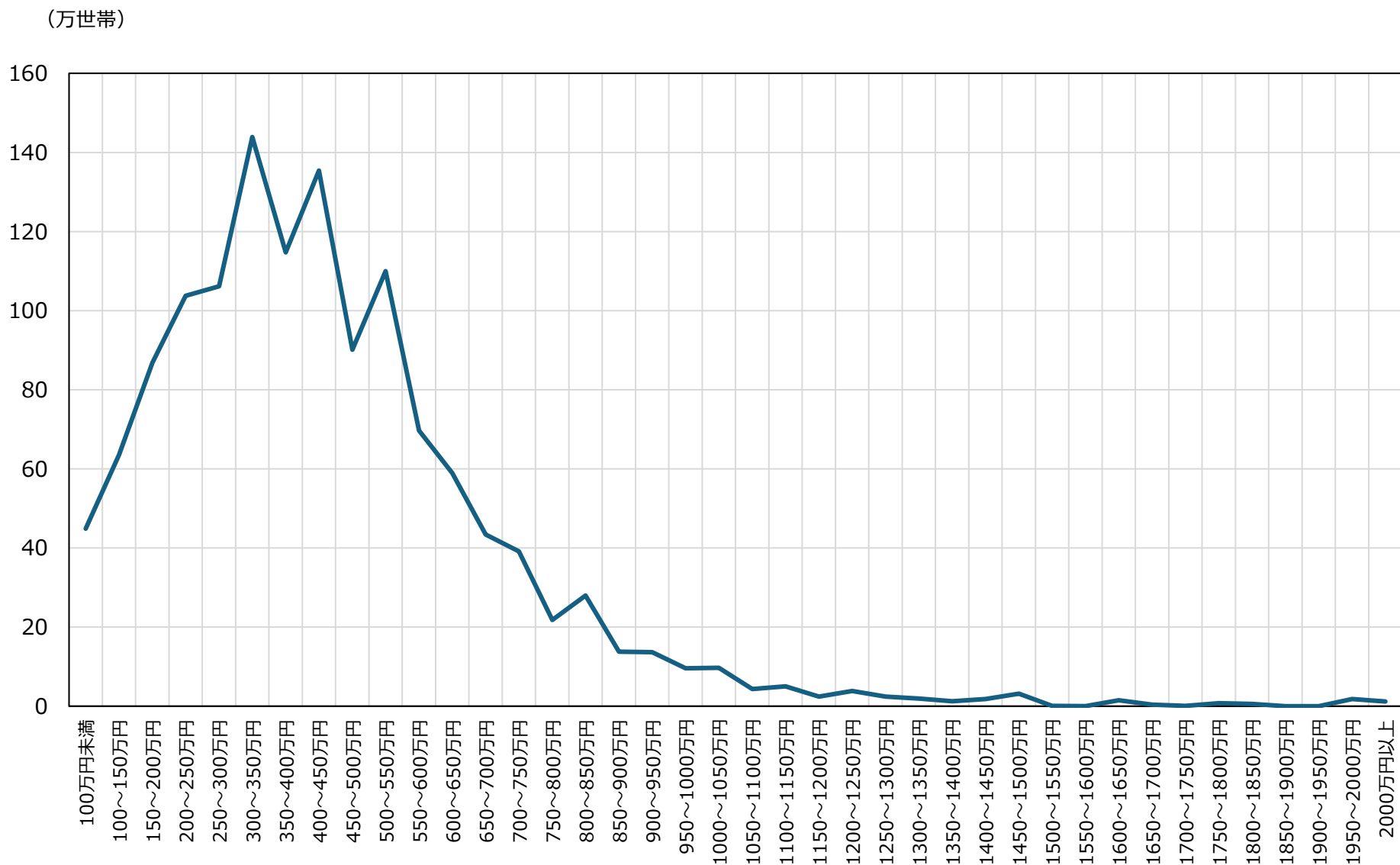
- 日本の総世帯数は5,400万世帯弱。
- うち世帯主が65歳未満の世帯は3,300万世帯、65歳以上の世帯は2,100万世帯程度。



(出所) 総務省「令和6年全国家計構造調査」

(注) 「その他世帯」には、夫婦と親の世帯、夫婦と子と親の世帯、ひとり親世帯等が含まれる。

# 収入分布【単身世帯（65歳未満）】



(注) 合計1,339万世帯

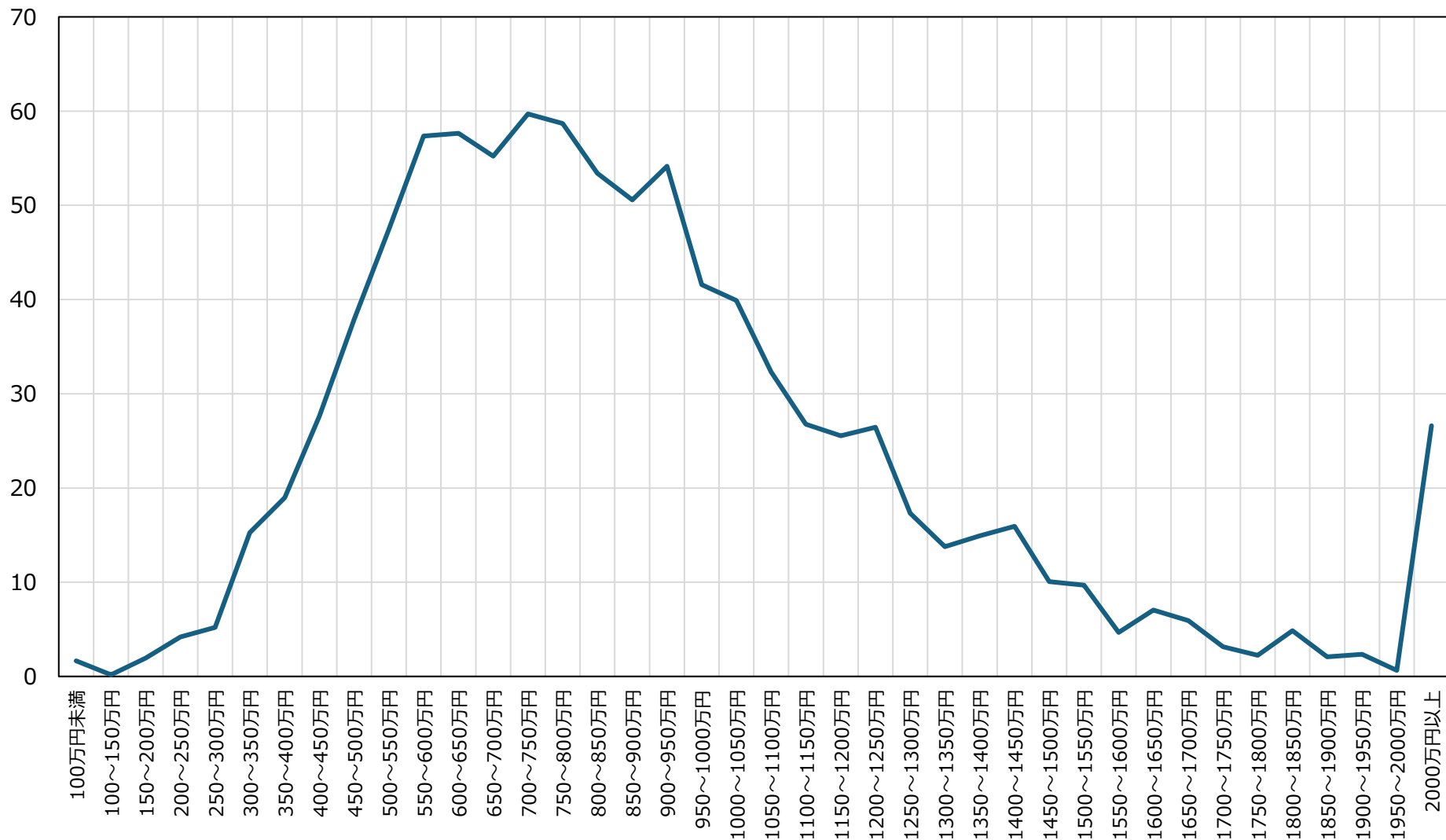
(出所) 総務省「令和6年全国家計構造調査」

# 収入分布【夫婦と未婚の子ども世帯】

※データ制約上、世帯主が65歳以上の世帯も含んでいる。

※末子が22歳以上で非就学の世帯を除いている。

(万世帯)

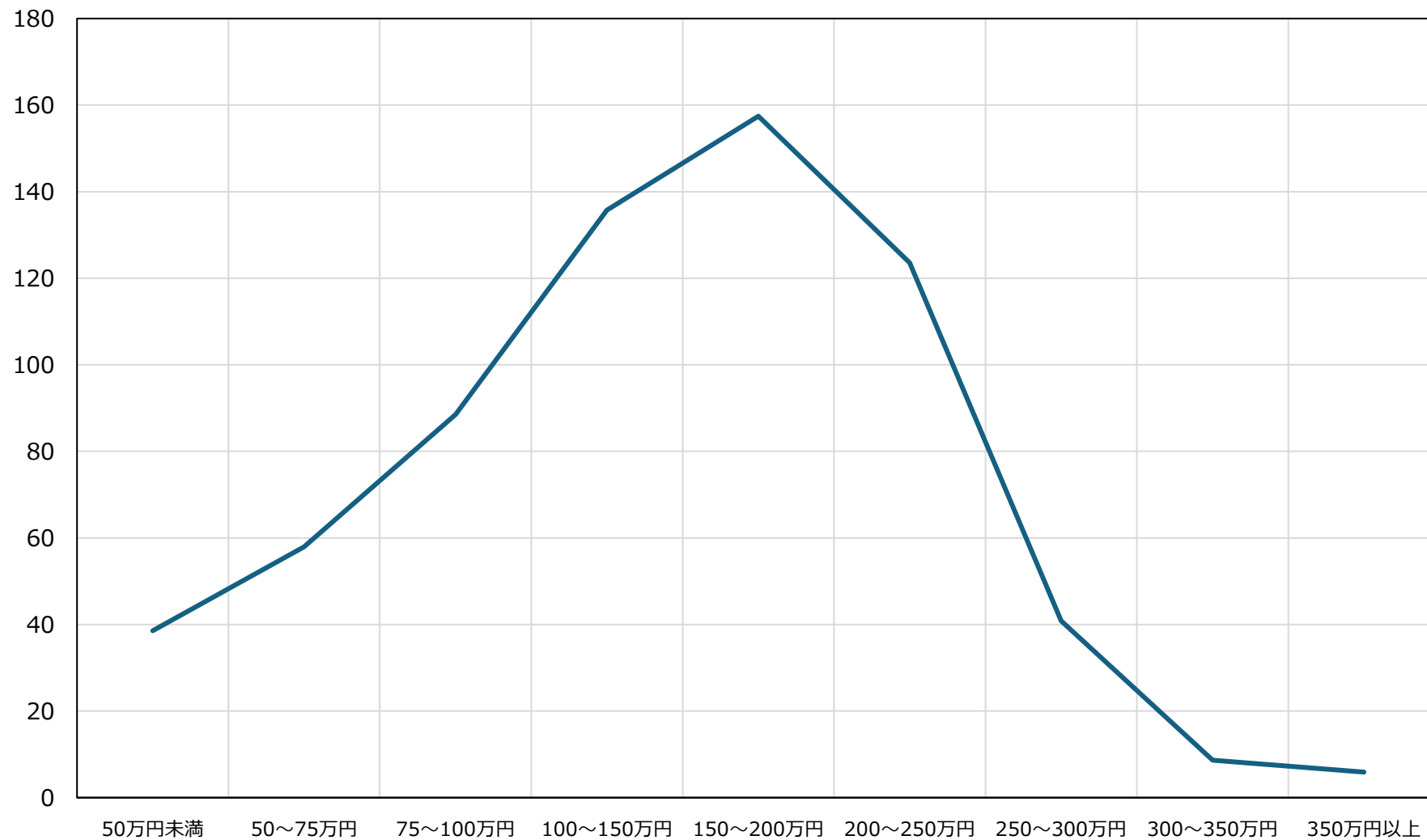


(注) 合計941万世帯

(出所) 総務省「令和6年全国家計構造調査」

# 公的年金収入分布 【65歳以上の単身世帯】

(万世帯)

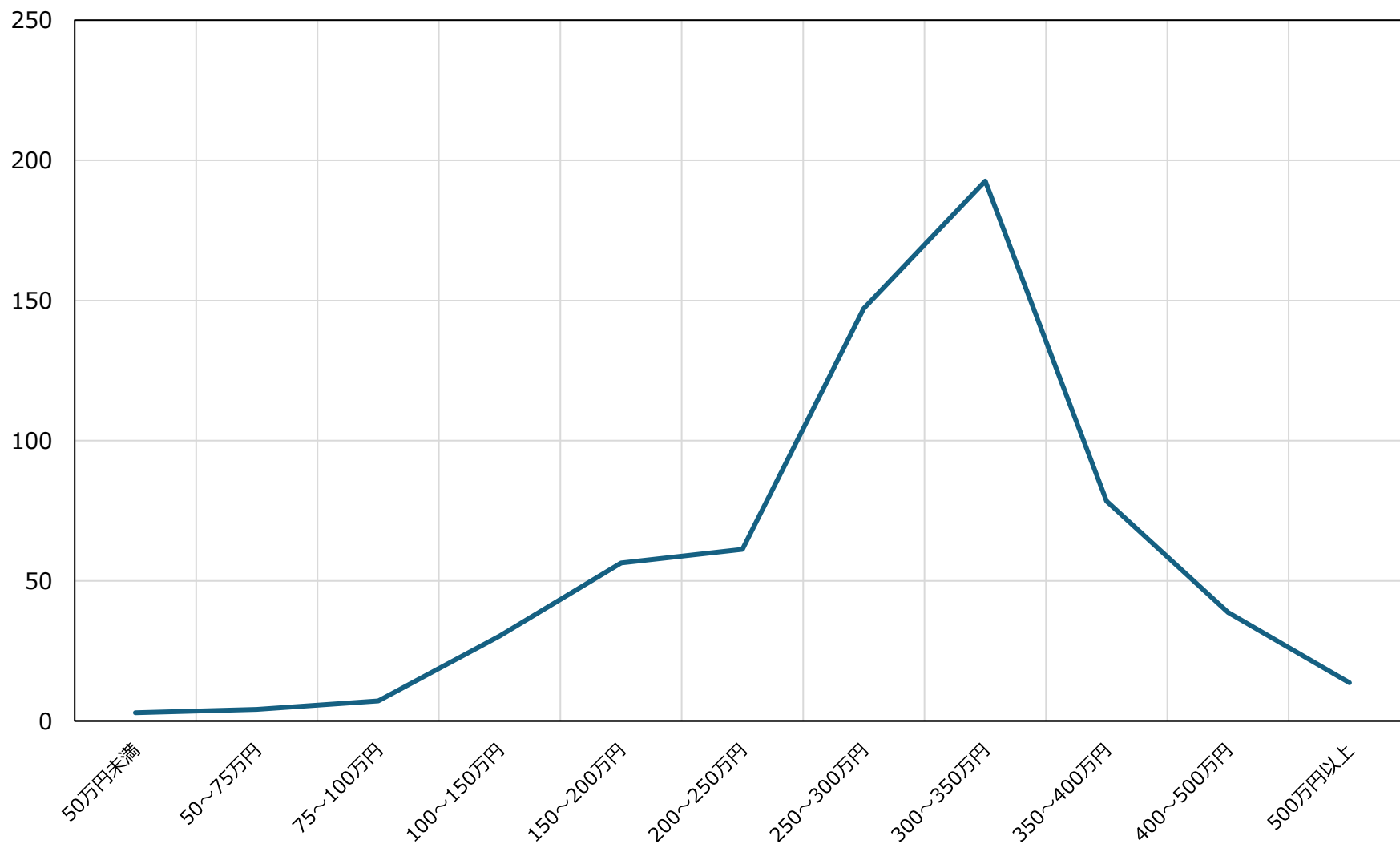


(注) 合計657万世帯

(出所) 厚生労働省「年金制度基礎調査(高齢年金受給者実態調査) 令和4年」

# 公的年金収入分布 【共に65歳以上である夫婦のみ世帯】

(万世帯)



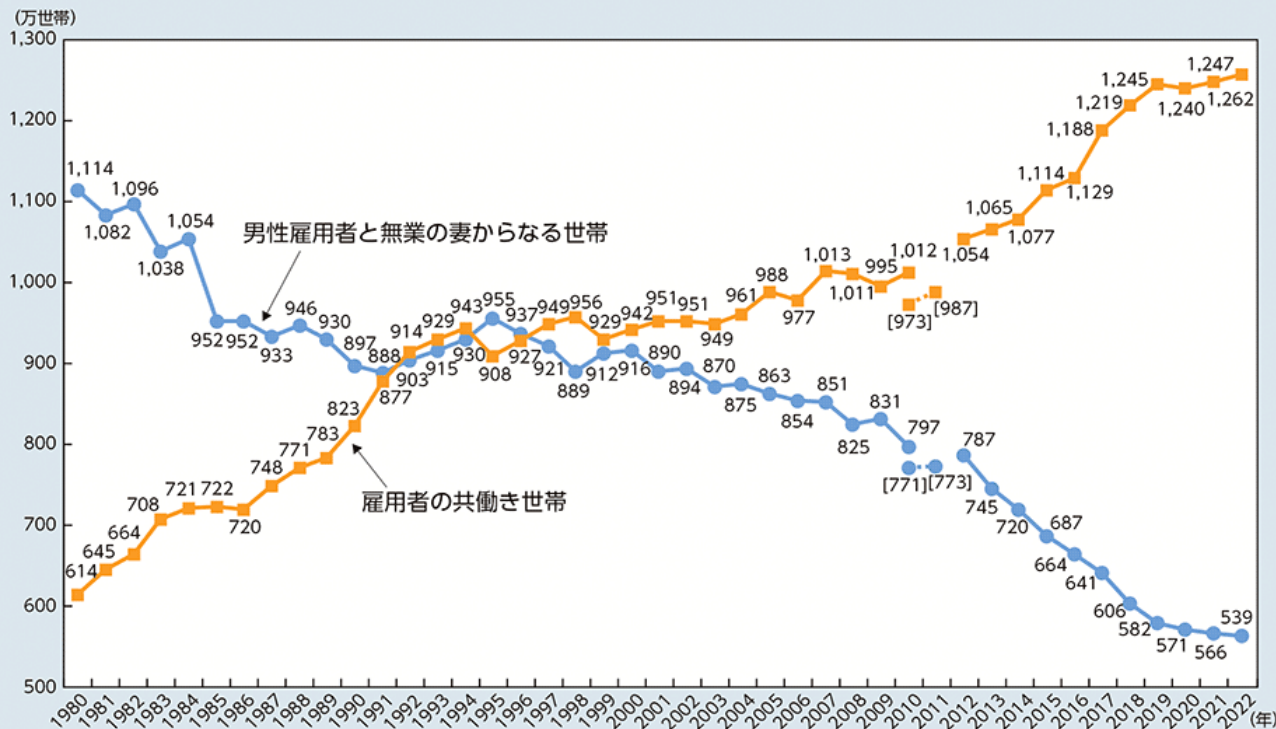
(注) 合計633万世帯 (下記調査における受給人数を2分の1したもの)

(出所) 厚生労働省「年金制度基礎調査 (老齢年金受給者実態調査) 令和4年」

# 共働き・片働き世帯数の推移

- 過去40年間、我が国の共働き世帯数は増加傾向にある一方、片働き世帯数（男性雇用者と無業の妻からなる世帯数）は減少傾向にある。
- 1990年代後半以降は、共働き世帯数が、一貫して片働き世帯数を超えており、その差は年々大きくなる傾向にある。

図表 1-1-3 共働き等世帯数の年次推移

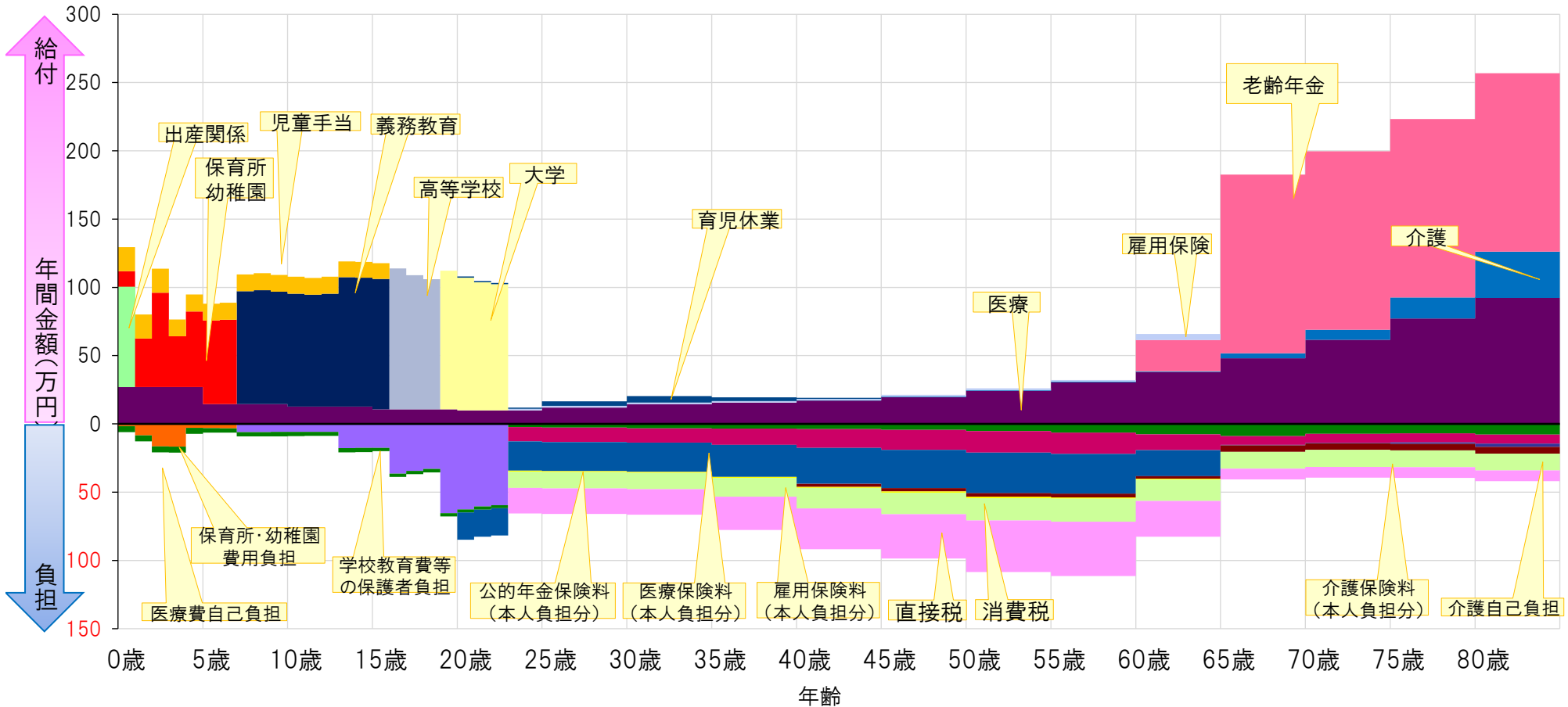


資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇働者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

# ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

- 平均的には、現役世代の間は税・社会保険料負担が給付を上回り、出生～就職前・高齢期には給付が負担を上回る。
- ただし、ライフサイクルとしてみれば現在の現役世代もいずれ高齢期を迎えること、**教育や保育の給付はこどもの育ちのみならず親の子育てを支援するものでもあること**、老親の生活費や医療介護といった私的扶養の社会化は**現役世代にとってもメリット**があることなどに留意が必要。



(出典) 各種統計を基に、厚生労働省にて推計。

(注) 令和4年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。

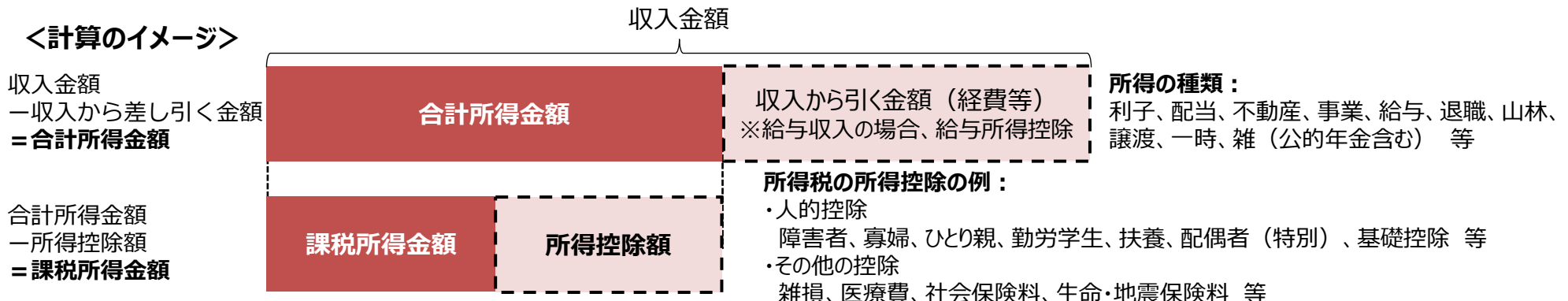
なお、こども・子育て支援については、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」(令和6年度から令和8年度を集中取組期間に設定)に基づき、各種制度を拡充しているところであるが、令和5年度以降の取組については実績値がないため反映していない。また、当該取組の財源として令和8年度から徴収を開始する子ども・子育て支援金についても同様。



# 主な税・社会保険料負担について（比較表）

		単位	負担内容（2026年4月時点）	事務の主体	
税	所得税	個人	課税所得金額に対して累進税率 課税最低限あり	国	
	消費税	個人	消費額の10%(軽減税率8%)	国	
	個人住民税	個人	課税所得金額の10% 課税最低限・非課税限度額あり ※合計所得金額の計算は、基本的に所得税と同じ。 適用される所得控除の種類や控除額は異なる場合がある。	自治体(約1,700自治体)	
社会保険	被用者保険		医療：報酬(上下限あり)の約5%(本人負担分)(75歳に達するまで) 年金：報酬(上下限あり)の約9%(本人負担分)(70歳に達するまで) 介護：報酬(上下限あり)の約1%(本人負担分)(40歳から65歳に達するまで) 雇用：報酬の0.5%(本人負担分)	医療：保険者(協会けんぽ・健保組合(約1,400)等) 年金：日本年金機構等 介護：保険者(市町村) 雇用：国	
	被用者保険以外	国保 (75歳に達するまで)	世帯	主に所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(都道府県及び市町村・国保組合)
		後期高齢 (75歳から)	個人	所得割(「旧ただし書所得」※に対して)と均等割(減額制度あり) ※合計所得金額から個人住民税の基礎控除額のみを引いた金額 (その他の所得控除は適用しない)	保険者(後期高齢者医療広域連合) (保険料の徴収等は市町村が実施)
		国年 (60歳に達するまで)	個人	定額(免除・猶予制度あり)	自治体・日本年金機構 (保険料の徴収等は日本年金機構が実施)
		介護	個人	合計所得金額等に応じた所得段階別(減免制度あり)	保険者(市町村)

## <計算のイメージ>



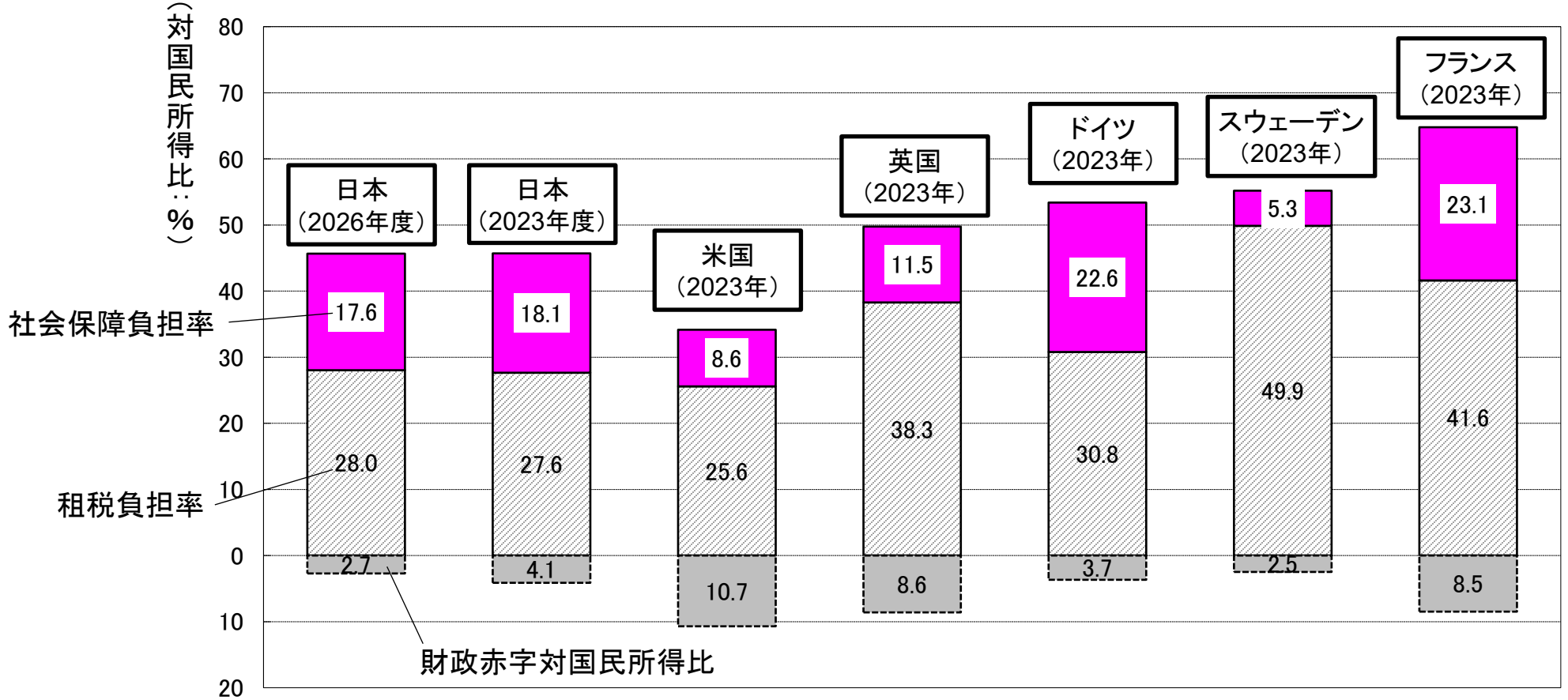
(注) 課税上の給与所得には株式報酬等の現物支給による給与や経済的利益を含む。社会保険料（被用者保険）が賦課される報酬には食事や住宅等の現物給与を含む。

# 国民負担率の国際比較（主要国）

○ 日本の国民負担率（対国民所得比）は、米国を除き、**主要国より低い**。

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】

【潜在的国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



国民負担率	45.7 (32.7)	45.7 (32.6)	34.2 (26.1)	49.8 (36.2)	53.4 (39.8)	55.2 (36.3)	64.8 (45.7)
潜在的国民負担率	48.4 (34.7)	49.8 (35.5)	44.9 (34.3)	58.4 (42.5)	57.0 (42.6)	57.7 (37.9)	73.3 (51.7)

(注1) 日本の2026年度(令和8年度)は見通し、2023年度(令和5年度)は実績。諸外国は2023年実績値。





(対国民所得比: % (括弧内は対GDP比))

(注2) 財政収支は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

ただし、日本については、社会保障基金を含まず、米国については、社会保障年金信託基金を含まない。

(出典) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"、"Economic Outlook 118" (2025年12月)、アメリカ商務省経済分析局・アメリカ社会保障庁 27

# 純負担率の分析で加味されている社会保障制度等

	 アメリカ	 イギリス	 ドイツ	 フランス
生活扶助等 (Social Assistance)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補充的栄養支援プログラム</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民手当 (注2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 積極的連帯所得手当</li> </ul>
児童手当等 (Family Benefits)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童税額控除 (注1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ユニバーサル・クレジット</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族手当</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貧困家庭一時扶助 (児童手当)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 低所得者向けの児童追加手当 (注2)</li> </ul>	
勤労手当等 (In-work Benefits)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 勤労所得税額控除</li> </ul>		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動手当</li> </ul>
住宅手当等 (Housing Benefits)	—		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅手当 (注2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 住宅手当</li> </ul>

(注1) アメリカでは、子供を養育する中低所得者の負担軽減として、所得税の枠組みの中で児童税額控除が存在。

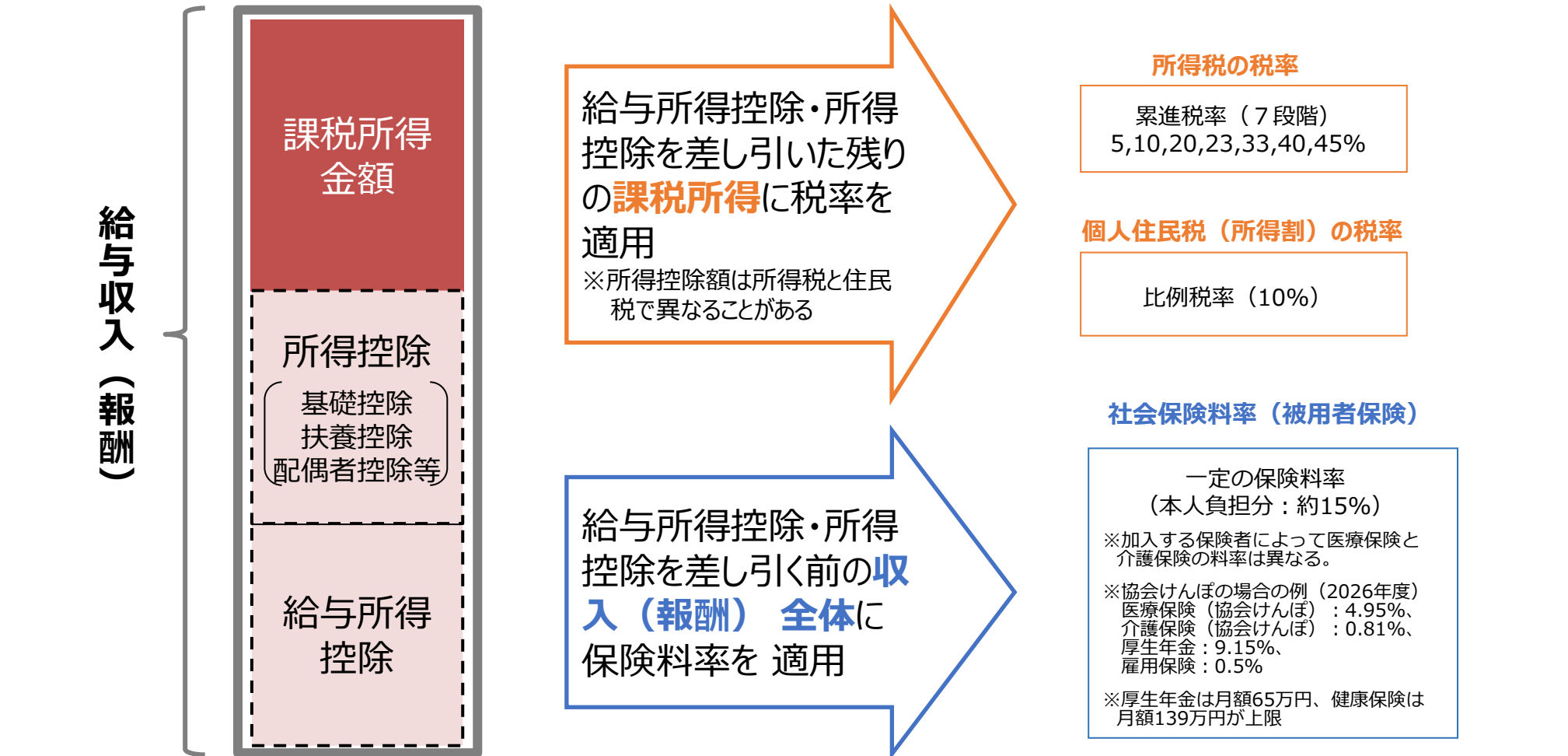
(注2) ドイツにおける、これらの手当のうち、①市民手当、又は②児童追加手当と住宅手当の合計額、のいずれか大きい方が支給される。

(備考) "The OECD Tax-benefit Model version 2.7.1" を基にした整理。

参考資料  
(受益と負担に係る主な個別制度)

2-4

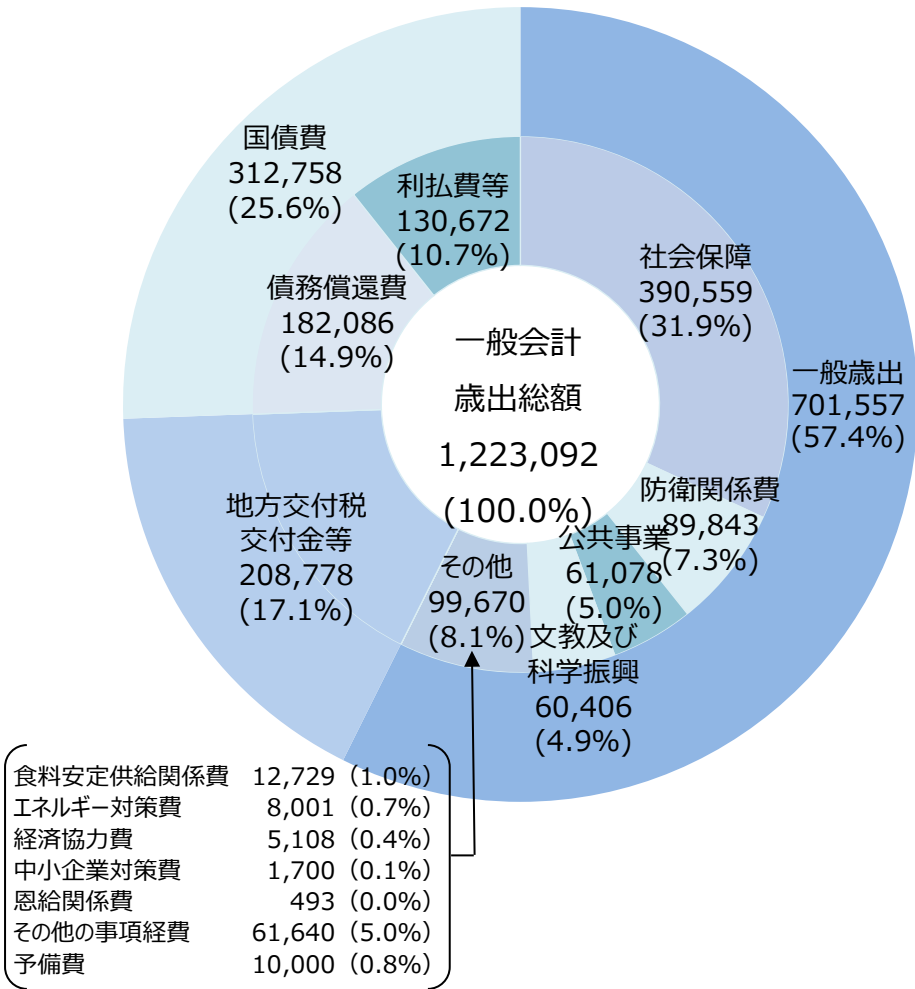
- 給与所得者に対する**個人所得課税**では、給与収入から給与所得控除を差し引き、さらに基礎控除などの所得控除を差し引いた残りの**課税所得金額に税率を適用**し、所得税額を算出する。
- **所得税**の税率は**7段階の累進税率**となっているが、**個人住民税**は**一律10%の比例税率**となっている。
- 他方、**社会保険料の賦課**では、所得控除を差し引く前の**給与収入全体に一定の保険料率を適用**する。



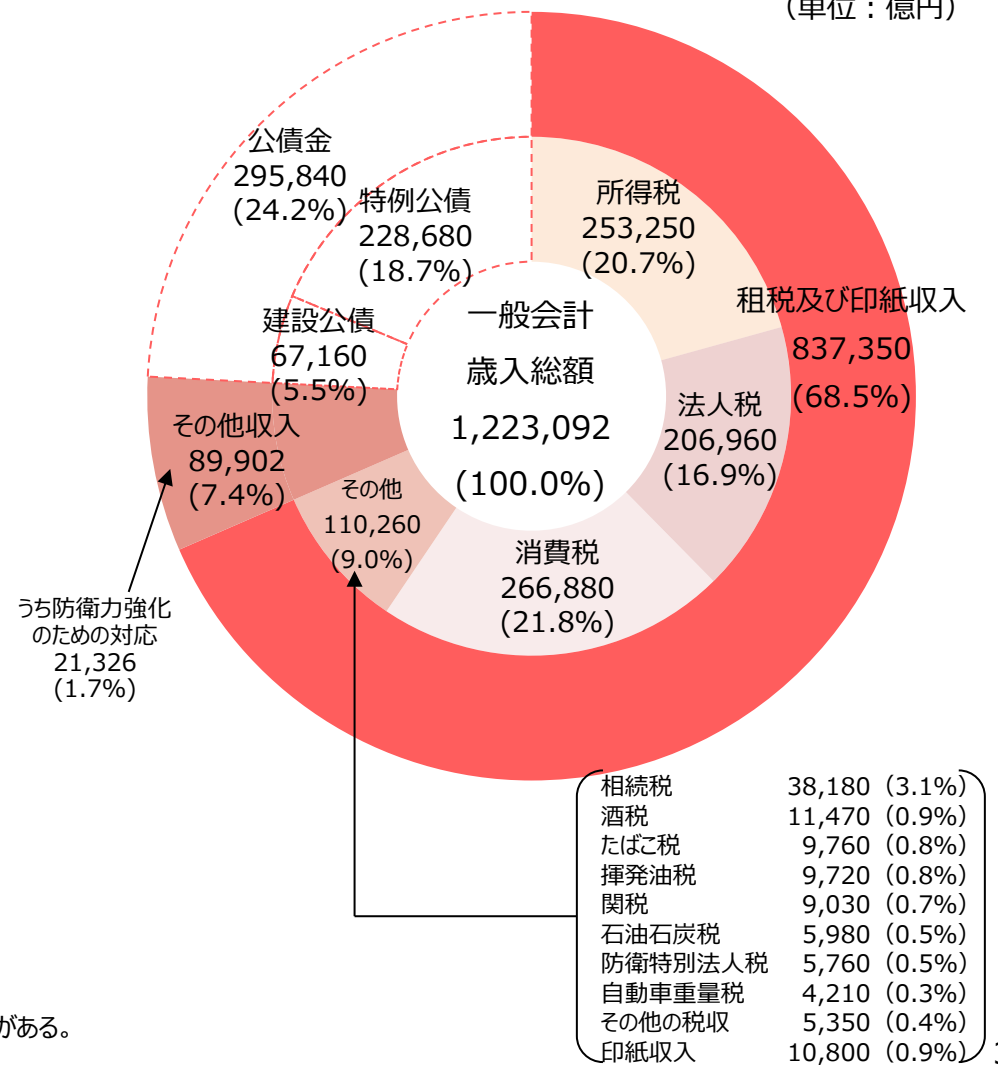
(注1) 課税上の給与所得には株式報酬等の現物支給による給与や経済的利益を含む。社会保険料（被用者保険）が賦課される報酬には食事や住宅等の現物給与を含む。  
 (注2) 複数事業所に雇用されている場合、課税上はすべての給与収入を合算する。社会保険料の賦課においては、加入条件を満たす事業所の報酬のみが勘案される。

- **租税収入**は国の一般会計歳入の約7割を占めており、**社会保障、教育、防衛、公共事業等の各種公共サービスの提供を通じて、国民の暮らしの安全と安心を支える主要な財源**となっている。租税は、国民がその負担能力に応じて広く負担を分かち合うものであり、公共サービスの受益と負担の関係を支える基本的な仕組みである。
- 税収等の歳入により賄えない分は、公債金により賄っているため、借金として将来世代の負担となっている。

### 一般会計歳出



### 一般会計歳入



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

- 所得税は、**担税力に応じた公平な負担**を求め、原則として個人の所得に課される、代表的な**直接税**である。
- その計算においては、**1 暦年における個人の合計所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得金額**に、税率を乗じて算出所得税額を求めた上で、税額控除を行うことで、その年分の納付税額を確定する。
- **超過累進税率**においては、課税所得が税率区分の境目を超えた場合に、**その超過部分のみにより高い税率が適用**され、支払能力に応じ公平に税を負担する構造となっている。

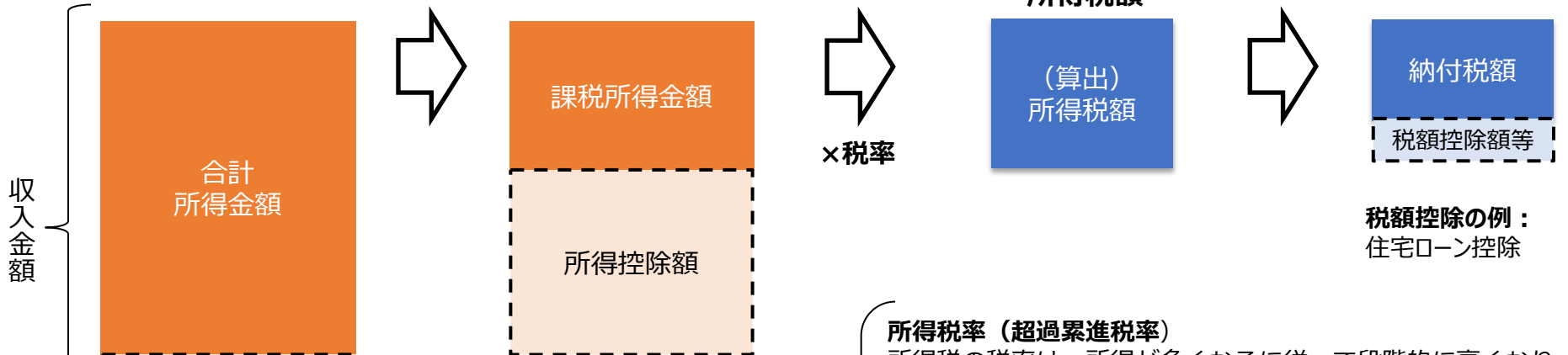
## < 所得税の計算 (イメージ) >

収入金額  
- 収入から差し引く金額  
= **合計所得金額**

合計所得金額  
- 所得控除額  
= **課税所得金額**

課税所得金額  
× 所得税率  
= **(算出) 所得税額**

所得税額  
- 税額控除額等  
= **納付税額**



収入金額

収入から差し引く金額 (経費等)  
※ 給与収入の場合、給与所得控除

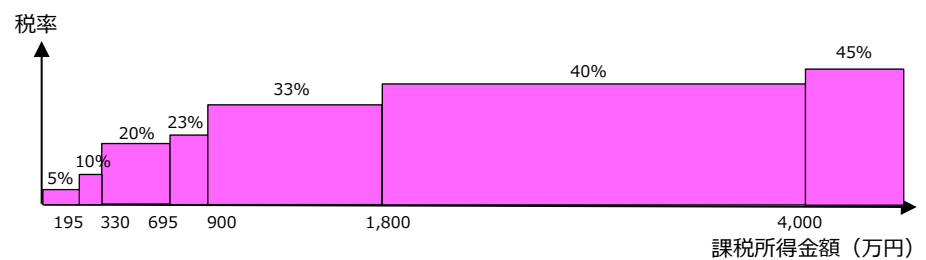
**所得控除の例：**  
 ・人的控除  
 障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生、扶養、配偶者（特別）、基礎控除 等  
 ・その他の控除  
 雑損、医療費、社会保険料、小規模共済、生命・地震保険料 等

**所得の種類：**  
 不動産、事業、給与、雑（公的年金含む） 等

**税額控除の例：**  
 住宅ローン控除

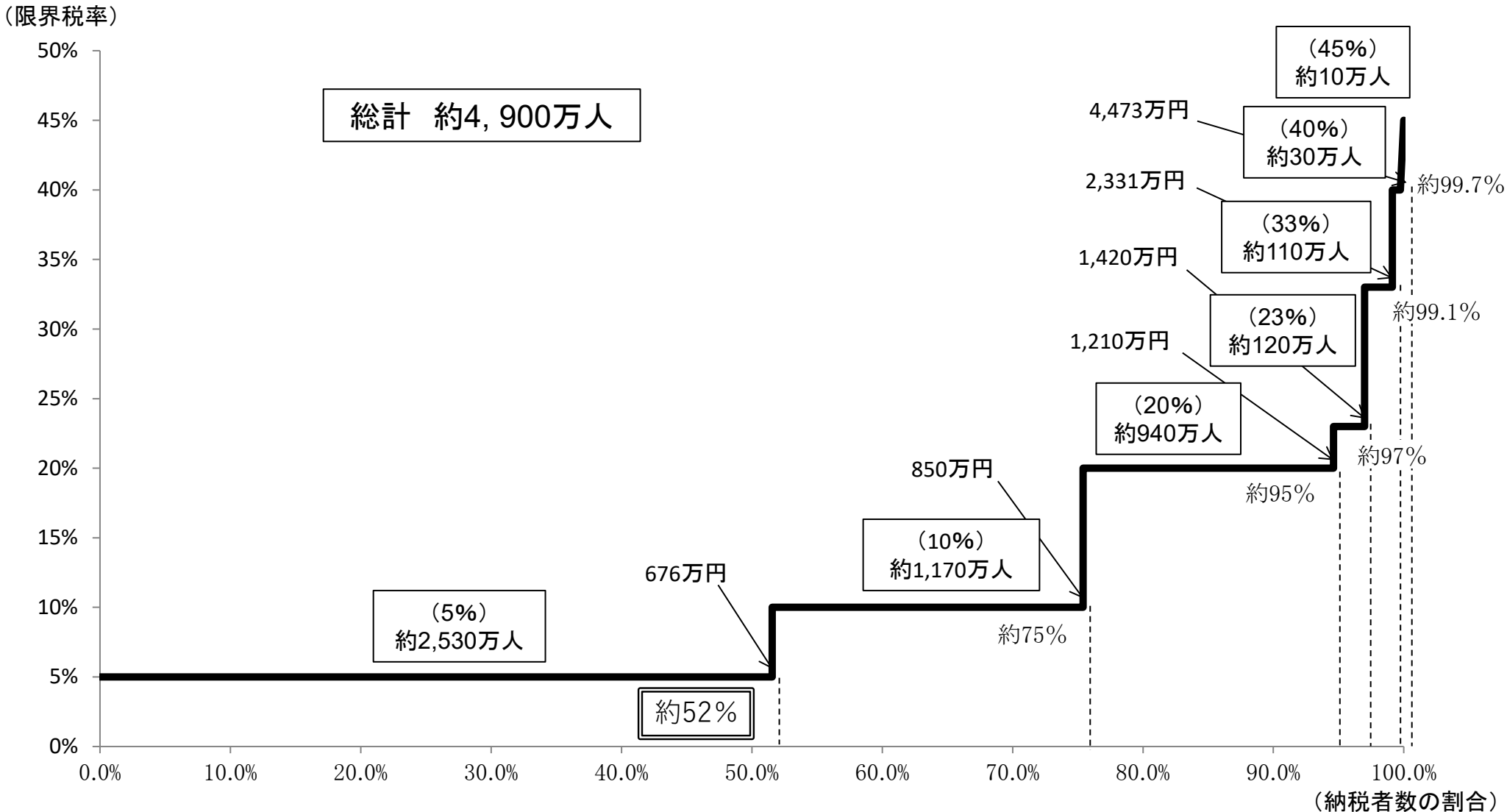
## 所得税率 (超過累進税率)

所得税の税率は、所得が多くなるに従って段階的に高くなり、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担する仕組み



課税所得金額650万円の場合  
 $195万円 \times 5\% + 135万円 \times 10\% + 320万円 \times 20\% = 87万2,500円$

○ 我が国の納税者について、所得税の限界税率ブラケットごとの分布を見ると、約半数が最低税率（5%）に、8割弱が10%までにあるなど、低税率に大きく偏っている。



(注1) 令和7年度予算ベースの推計値である。

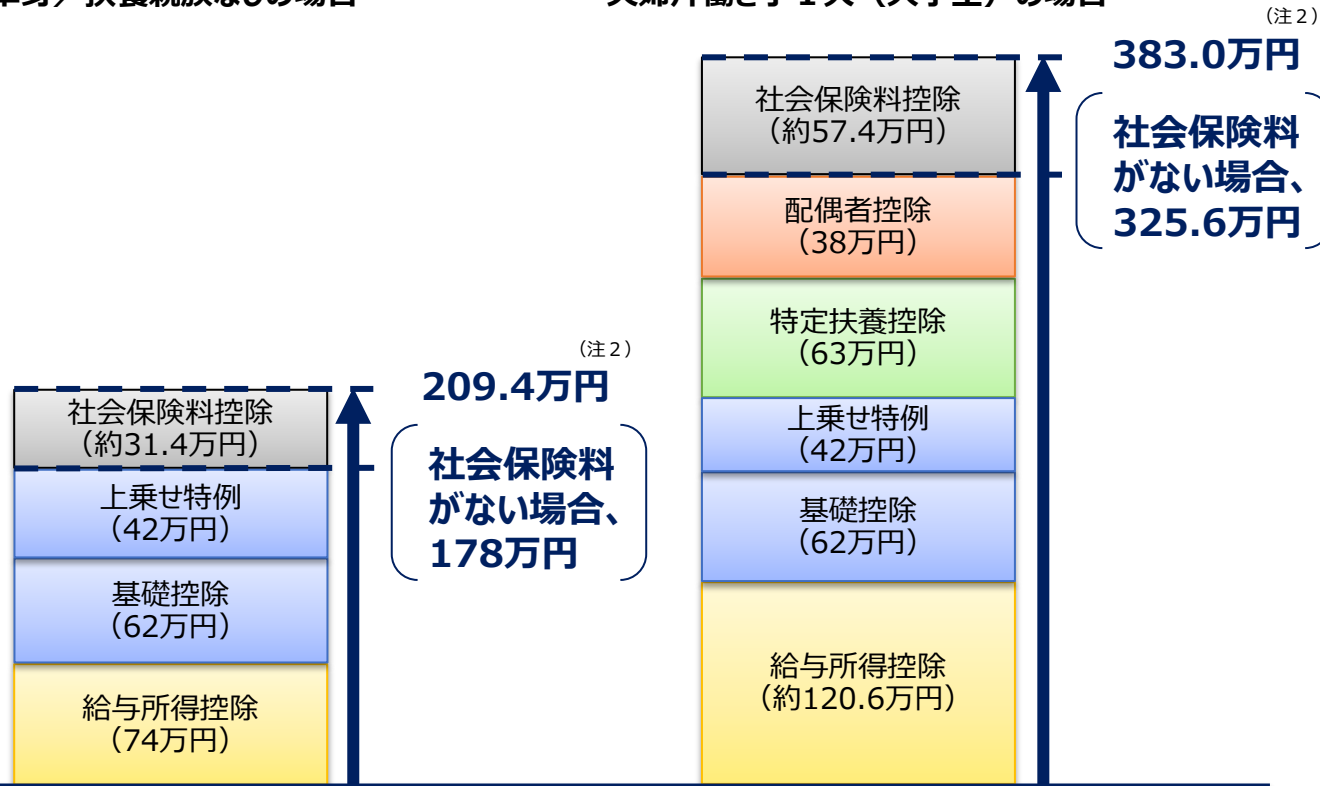
(注2) 矢印の金額は、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

- 例えば給与所得の場合、給与収入から給与所得控除額を差し引いた上で、基礎控除をはじめとする人的控除等の所得控除を差し引いた結果、**課税所得金額がゼロとなり、所得税額が発生しない収入水準のことを、「課税最低限」と呼ぶ。**

## 所得税の課税最低限のイメージ

单身／扶養親族なしの場合

夫婦片働き子1人（大学生）の場合



### 課税最低限の趣旨

かつてわが国の国民の生活水準が国際的に低かった時期には、生計費からの観点から重視される傾向にありました。その後、高度成長期から安定成長を経て、国民の所得水準は大幅に上昇するとともに、国民の保有資産も相当程度増加してきています。このような経済社会の構造変化などに鑑みると、課税最低限については、生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要があります。

「わが国税制の現状と課題 -21世紀に向けた国民の参加と選択-」（政府税制調査会 平成12年7月）

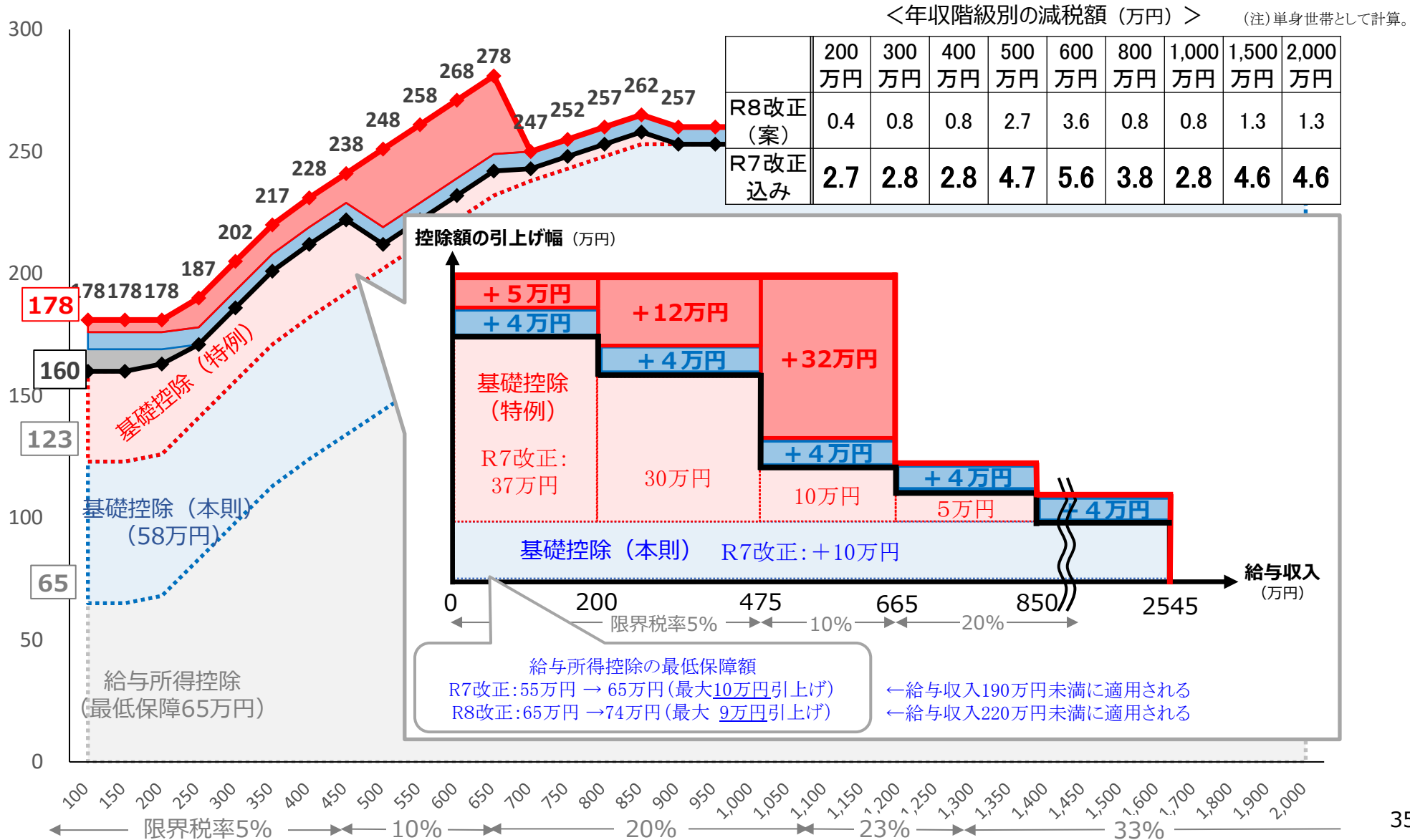
（注1）令和8年度税制改正（案）に基づき計算。

（注2）標準的な社会保険料を仮定。

（注3）1,000円未満は切捨て。

# 物価上昇局面における課税最低限の引き上げ案（令和8年）

- 「働き控え」への対応と、物価上昇の中で、足元厳しい状況にある中低所得者の「手取り」の増加を図るという観点から、**所得税の課税最低限を178万円まで引き上げる。**



# 公的年金等控除と給与所得控除

- 公的年金等は、多くの高齢者にとって**生活の基盤となる主要な収入**であり、社会保障制度として、老後の生活を支える**基礎的所得保障という役割**を持つ。
- **年金の拠出段階**では社会保険料控除として**全額所得控除**を受け、**給付段階**では**公的年金等控除**を受けられる。

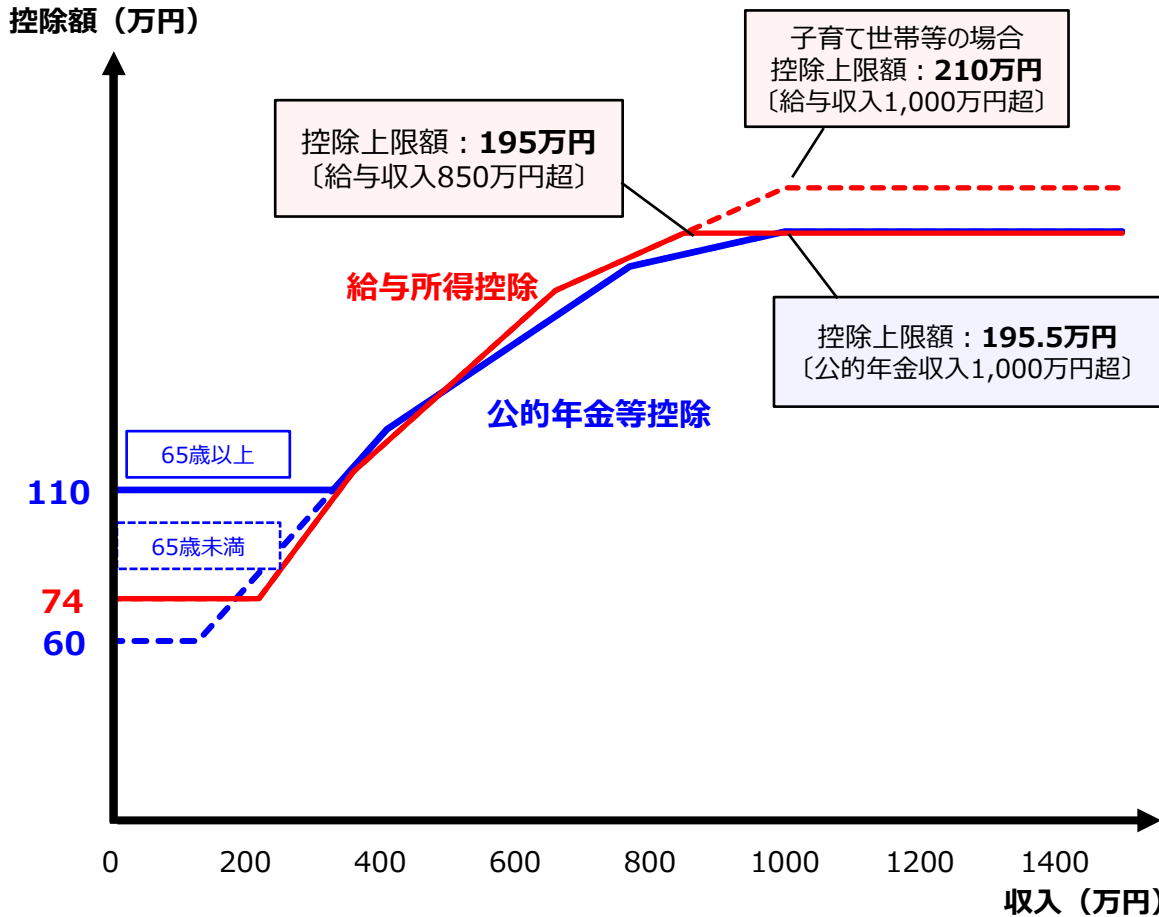
## 給与所得控除額

最低保障額	
令和7年分	65万円
令和8年分以後	69万円 (令和8・9年分に限り、特例により5万円加算)
給与収入	控除額
360万円以下	給与収入 × 30% + 8万円
660万円以下	給与収入 × 20% + 44万円
850万円以下	給与収入 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

## 公的年金等控除額

最低保障額	
65歳以上の者	110万円
65歳未満の者	60万円
〔①+②〕又は最低保障額の大きい額	
①定額控除	40万円
②定率控除 (50万円控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%

〔注〕年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

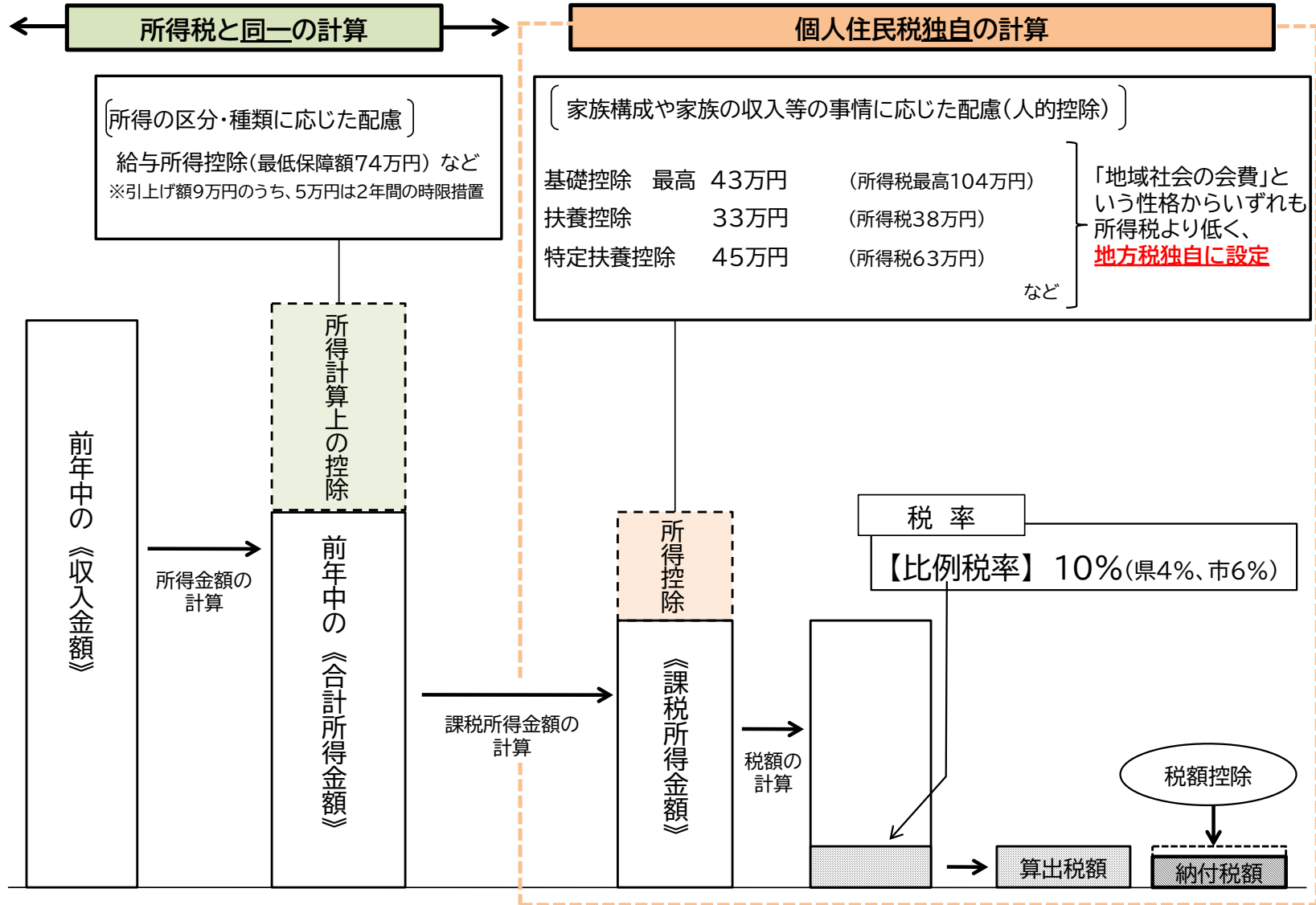


(参考) 子育て世帯等の場合の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものについて、総所得金額の計算上、次の控除額を「給与所得の金額」から控除。

【控除額】 [給与収入 (1,000万円を上限) - 850万円] × 10% 【最大15万円】

- 個人住民税は、所得税と同一の計算により算出された**前年中の合計所得金額**から**所得控除**を差し引いた課税所得金額に「**所得割**」として**一律10%の税率を適用**して算出した税額から税額控除を行い、納付税額を求める。



※ このほか、定額を負担する「均等割」が課される。

- 物価上昇局面における対応として、所得税と同様に、**給与所得控除の最低保障額を現行65万円から74万円に9万円引き上げる**こととされた。
- 個人住民税の基礎控除等については、令和8年度与党税制改正大綱において、「**地域社会の会費**」的な性格や、**地方税財源への影響等を総合的に勘案し、地方公共団体の意見を踏まえつつ、必要な対応を検討**することとしている。

改正内容	個人住民税 (令和8年分所得に係る令和9年度分から適用)	所得税 (令和8年分所得から適用)																																												
①給与所得控除の見直し	所得税と同様の対応(※)	< 最低保障額 > 改正前：65万円 → 改正後：74万円 ※引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置																																												
②基礎控除の見直し	改正なし(最高43万円)	改正前：最高95万円 → 改正後：最高104万円 〔給与収入200万円相当以下〕 〔給与収入665万円相当以下〕 ※引上げ額9万円のうち、一部は時限措置																																												
非課税ライン (単身者の場合)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R7改正前</th> <th>R8改正前</th> <th>R8改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額等</td> <td>45万円 (変更なし)</td> <td>45万円 (変更なし)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>65万円</td> <td>74万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>+10万円</td> <td>+9万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100万円</td> <td>110万円</td> <td>119万円</td> </tr> </tbody> </table>		R7改正前	R8改正前	R8改正後	基本額等	45万円 (変更なし)	45万円 (変更なし)	45万円	給与所得控除	55万円	65万円	74万円			+10万円	+9万円	計	100万円	110万円	119万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R7改正前</th> <th>R8改正前</th> <th>R8改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除</td> <td>48万円</td> <td>95万円</td> <td>104万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>+47万円</td> <td>+9万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除</td> <td>55万円</td> <td>65万円</td> <td>74万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>+10万円</td> <td>+9万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>103万円</td> <td>160万円</td> <td>178万円</td> </tr> </tbody> </table>		R7改正前	R8改正前	R8改正後	基礎控除	48万円	95万円	104万円			+47万円	+9万円	給与所得控除	55万円	65万円	74万円			+10万円	+9万円	計	103万円	160万円	178万円
		R7改正前	R8改正前	R8改正後																																										
基本額等	45万円 (変更なし)	45万円 (変更なし)	45万円																																											
給与所得控除	55万円	65万円	74万円																																											
		+10万円	+9万円																																											
計	100万円	110万円	119万円																																											
	R7改正前	R8改正前	R8改正後																																											
基礎控除	48万円	95万円	104万円																																											
		+47万円	+9万円																																											
給与所得控除	55万円	65万円	74万円																																											
		+10万円	+9万円																																											
計	103万円	160万円	178万円																																											
	(注) 地方税独自の非課税限度額が適用																																													

※ 給与所得控除の見直しについては、所得割に係る所得計算が所得税の計算の例によるとされているため、地方税法の改正は不要。

- 個人住民税の非課税限度額制度は、「地域社会の会費」的な性格を踏まえつつも、低所得者層の負担に考慮した制度。  
 (均等割：昭和51年度創設、所得割：昭和56年度創設)

## ◆ 均等割・所得割の非課税限度額

	所得割(昭和56年度創設)	均等割 (昭和51年度創設)
創設経緯	課税最低限を考慮した当分の間の措置(附則)	均等割の税率引上げに伴う措置 (本則)
規定方法	全国一律(地方税法で規定)	各市区町村で異なる (条例で規定)
非課税限度額 (単身者の場合)	現行 110万円 給与所得控除 +9万円 R8改正後 119万円	現行 110万円 給与所得控除 +9万円 R8改正後 119万円

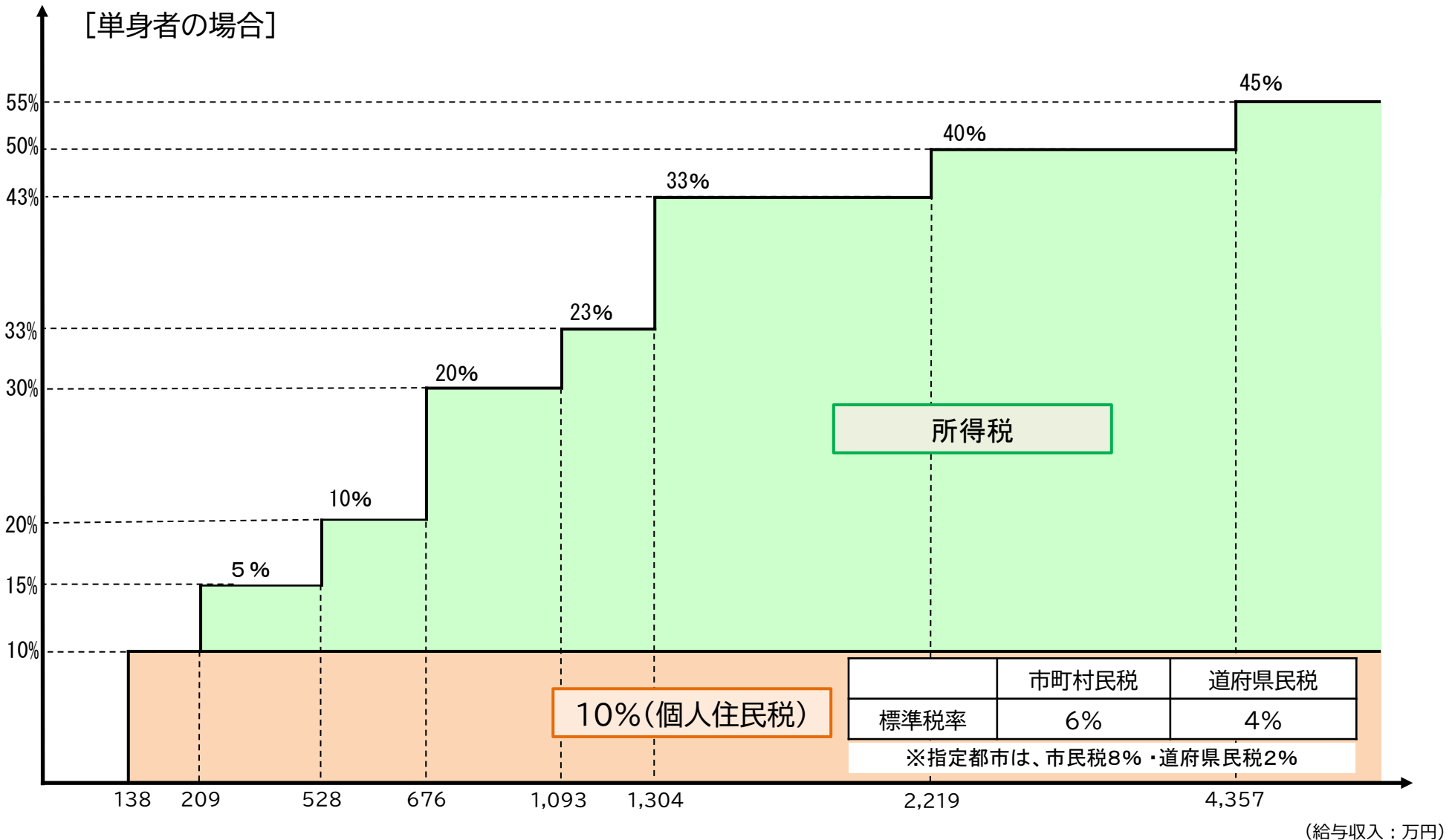
## ◆ 非課税限度額の基準(給与所得者の場合)

$$\text{給与収入} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{所得割}} \text{ 又は } \boxed{\text{均等割}} + \text{給与所得控除額}$$

$\boxed{\text{基本額}} = 35\text{万円}$ 
 $\boxed{\text{所得割}} = 42\text{万円}$ 
 $\boxed{\text{均等割}} = 31\text{万円}$

※均等割、所得割いずれも単身者は10万円

(限界税率：%)

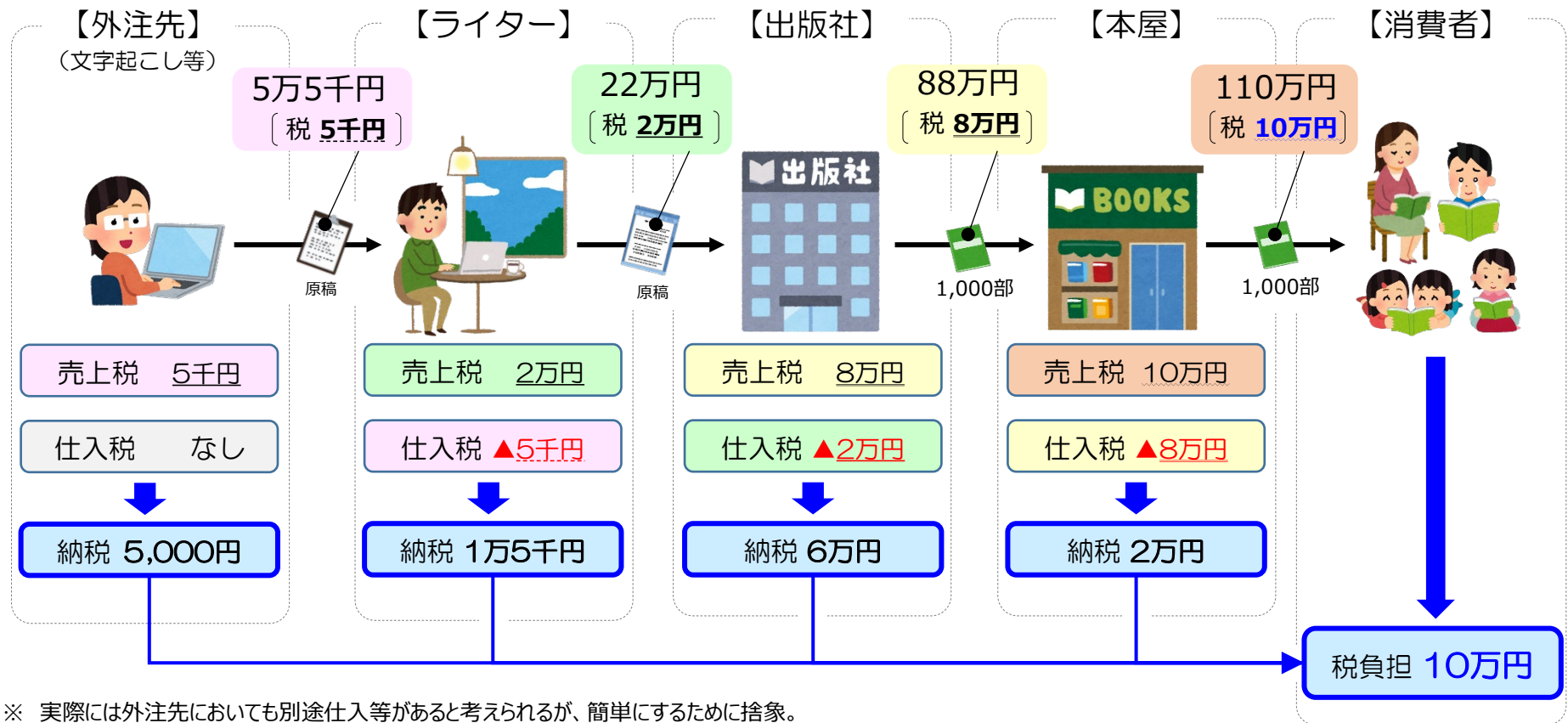


(注1) 単身の給与収入者の場合であり、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

(注2) 令和8年度税制改正を反映し、所得税については令和8年分の所得税、個人住民税については令和9年度分の個人住民税について計算している。

- 消費税は、**広く公平な負担**を求め、物品の販売やサービスの提供に課される、**間接税**である。
- 物品の販売やサービスを提供する事業者が納税義務者であり、その物品やサービスの取引価格に上乗せされて、**消費者が税を負担し、各事業者が分担して納税する仕組み**となっている。
- 原則として、消費者が負担した消費税と各事業者が納税した金額は一致する。

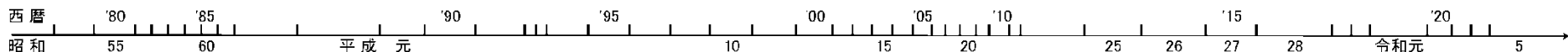
## 【イメージ】



※ 実際には外注先においても別途仕入等とされるが、簡単にするために捨象。  
 また、事業者の納税額はあくまで売上税額から仕入税額を差し引きした結果であり、マイナスになれば申告により還付を受けることとなる。

# 消費税の歩み

## 消費税の歩み



昭 53・12・26 与党 一般消費税(仮称) 55年度実施を決定

昭 54・9・26 大平総理 遊説先で撤回発言( ) 10・7総選挙 ( )

昭 54・12・21 財政再建に関する決議(衆・参両院) ( )

56・3・16 臨時行政調査会(土光会長)発足 ( )

58・3・15 解散 ( )

平 元 4・1 消費税導入(税率3%) 可決・成立

平 元 6・6・22 消費税法 国会提出

平 元 6・7・12 消費税法 国会提出

平 元 6・10・16 政府・与党 税制の抜本的改革に関する方針 決定

平 元 6・12・23 与党 税制の抜本的改革と 昭和62年度税制改正大綱 決定

平 元 6・12・29 与党 税制の抜本的改革に関する方針 決定

平 元 4・1 消費税導入(税率3%)

○非課税範囲の拡大(家賃等)

○中小特例措置の縮減

- ・簡易課税適用上限: 5億円→4億円
- ・限界控除適用上限: 6千万円→5千万円

○申告納付回数の増加

- ・年税額500万円超: 年2回→年4回

平 元 2・6・22 消費税法(野党案) 否決

平 元 3・5・10 改正消費税法(議員立法) 可決・成立

平 元 3・6・26 両院合同協議会設置

平 元 3・6・26 消費税法(政府案) 廃案

平 元 3・8・1 消費税法の一部を改正する法律案(議員立法) 可決・成立

平 元 6・10・14 税制改革関連法案 国会提出

平 元 6・11・14 税制改革関連法案 可決・成立

平 元 6・11・25 税制改革関連法案 国会提出

平 元 6・11・25 税制改革関連法案 可決・成立

平 元 9・4・1 改正消費税 施行(税率5%)

○消費税率の引上げ

3%→5%

(うち地方消費税1%相当)

○中小特例措置の縮減

- ・免税点制度の見直し: 資本金1千万円以上の新設法人→適用除外
- ・簡易課税適用上限: 4億円→2億円
- ・限界控除制度の廃止

○仕入税額控除制度の見直し

- ・「帳簿方式」→「請求書等保存方式」

個人所得減税の先行実施

平 元 11・3・17 平成11年度予算成立

消費税の福祉目的化

平 元 15・3・28 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立

平 元 16・4・1 改正消費税 施行

○中小特例措置の縮減

- ・免税点適用上限: 3千万円→1千万円
- ・簡易課税適用上限: 2億円→5千万円

○申告納付回数の増加

- ・年税額6000万円(地方消費税込)超: 年4回→年12回

○総額表示の義務付け

平 元 24・3・30 税制抜本改革法案 国会提出

平 元 24・8・10 税制抜本改革法案 可決・成立

平 元 25・10・1 消費税軽減対策特別措置法 施行

平 元 26・4・1 改正消費税 施行(税率8%)

○消費税率の引上げ

26.4.1: 5%→8%

(うち地方消費税1.7%相当)

・令元.10.1※: 8%→10%

(うち地方消費税2.2%相当)

※時期の変更(27.10.1→1)29.4.1→2)令元.10.1)

○社会保障財源化

○免税点制度の見直し

- ・課税売上高5億円超の事業者が設立する新設法人→適用除外

○任意の中間申告の創設(年1回)

(消費税軽減対策特別措置法)

○総額表示義務の特例

- (～令.3.31※)
- 脱税防止措置を講じていれば税抜価格の表示が可能
- ※時期の変更(29.3.31→1)30.9.30→2)令.3.31)

平 元 27・3・31 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(延期①)

平 元 28・3・29 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(軽減税率・インボイス導入決定)

平 元 28・11・18 税制抜本改革法案の一部を改正する法律案 可決・成立(延期②)

○軽減税率制度

- ・令元.10.1※
- 酒類・外食を除く食品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞→8%
- (うち地方消費税1.76%相当)
- ※実施時期の変更(当初29.4.1)
- ・令.5.10.1※
- 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入
- ※実施時期の変更(当初令.3.4.1)

平 元 28・3・29 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(延期②)

○軽減税率制度

- ・令元.10.1※
- 酒類・外食を除く食品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞→8%
- (うち地方消費税1.76%相当)
- ※実施時期の変更(当初29.4.1)
- ・令.5.10.1※
- 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入
- ※実施時期の変更(当初令.3.4.1)

平 元 28・3・29 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(延期②)

○軽減税率制度

- ・令元.10.1※
- 酒類・外食を除く食品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞→8%
- (うち地方消費税1.76%相当)
- ※実施時期の変更(当初29.4.1)
- ・令.5.10.1※
- 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入
- ※実施時期の変更(当初令.3.4.1)

平 元 28・3・29 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(延期②)

○軽減税率制度

- ・令元.10.1※
- 酒類・外食を除く食品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞→8%
- (うち地方消費税1.76%相当)
- ※実施時期の変更(当初29.4.1)
- ・令.5.10.1※
- 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入
- ※実施時期の変更(当初令.3.4.1)

平 元 28・3・29 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(延期②)

○軽減税率制度

- ・令元.10.1※
- 酒類・外食を除く食品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞→8%
- (うち地方消費税1.76%相当)
- ※実施時期の変更(当初29.4.1)
- ・令.5.10.1※
- 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入
- ※実施時期の変更(当初令.3.4.1)

平 元 28・3・29 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(延期②)

○軽減税率制度

- ・令元.10.1※
- 酒類・外食を除く食品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞→8%
- (うち地方消費税1.76%相当)
- ※実施時期の変更(当初29.4.1)
- ・令.5.10.1※
- 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入
- ※実施時期の変更(当初令.3.4.1)

平 元 28・3・29 所得税法等の一部を改正する法律案 可決・成立(延期②)

○軽減税率制度

- ・令元.10.1※
- 酒類・外食を除く食品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞→8%
- (うち地方消費税1.76%相当)
- ※実施時期の変更(当初29.4.1)
- ・令.5.10.1※
- 「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入
- ※実施時期の変更(当初令.3.4.1)



- 5%から8%への引上げでは、基礎年金国庫負担を1/2へ引き上げたほか、保育の受け皿整備や介護職員の人材確保・処遇改善等への社会保障の充実が実現。
- 8%から10%への引上げでは、低所得者の介護保険料の軽減や、高等教育の無償化や幼児教育の無償化が実現。

## 5%→8%の増収分の使途

### 【社会保障の充実】

- 保育の受け皿整備（約50万人分増加） ※2017年度末まで
- 介護職員の人材確保・処遇改善（介護職員の給与を月1.2万円増加）
- 国民健康保険の財政基盤強化
- 年金受給資格期間の短縮（25年→10年）

※ 消費税増収分のほか、社会保障制度の効率化による財源により実施

## 8%→10%の増収分の使途

### 【社会保障の充実】

- 低所得者の介護保険料（1号）を軽減（完全実施）（一人当たり約月1千円軽減）
- 低所得高齢者の暮らしを支援（一人当たり月5千円等の給付金を支給）

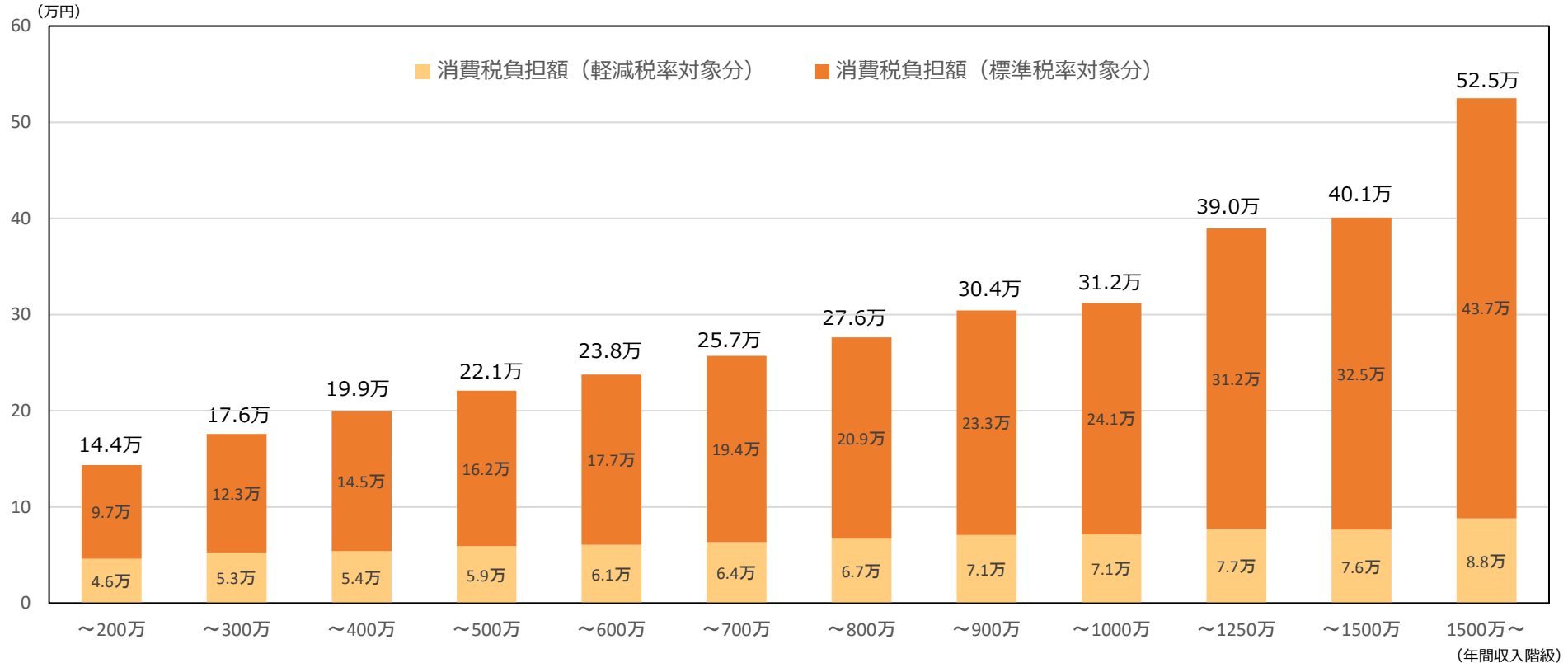
### 【新しい経済政策パッケージ】

- 高等教育の無償化
- 幼児教育の無償化
- 保育の受け皿の前倒し整備（約32万人分増加） ※2020年度末まで
- 保育士・介護職員の処遇改善

※ 企業の負担により財源を確保して実施する分（0.3兆円程度）を含む

## 収入階級別の消費税の負担状況

- **消費税負担額**は、**年間収入階級が上がるにつれて**、標準税率対象分・軽減税率対象分ともに**負担額が増加**。
- 他方、**消費税負担率**（実収入に占める消費税負担額の割合）は、**年間収入階級が低いほど負担率が高く**、最大で2倍以上の差が生じている。



世帯人員	2.50人	2.58人	2.71人	2.96人	3.03人	3.17人	3.29人	3.29人	3.42人	3.36人	3.38人	3.51人
消費税負担率	7.0%	5.1%	5.0%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%	3.8%	3.6%	3.7%	3.2%	3.1%
うち標準税率分	4.7%	3.6%	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	3.0%	2.9%	2.7%	2.9%	2.6%	2.5%
うち軽減税率分	2.2%	1.5%	1.4%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%

(出典) 総務省「家計調査」(令和7年)「二人以上世帯のうち勤労者世帯」

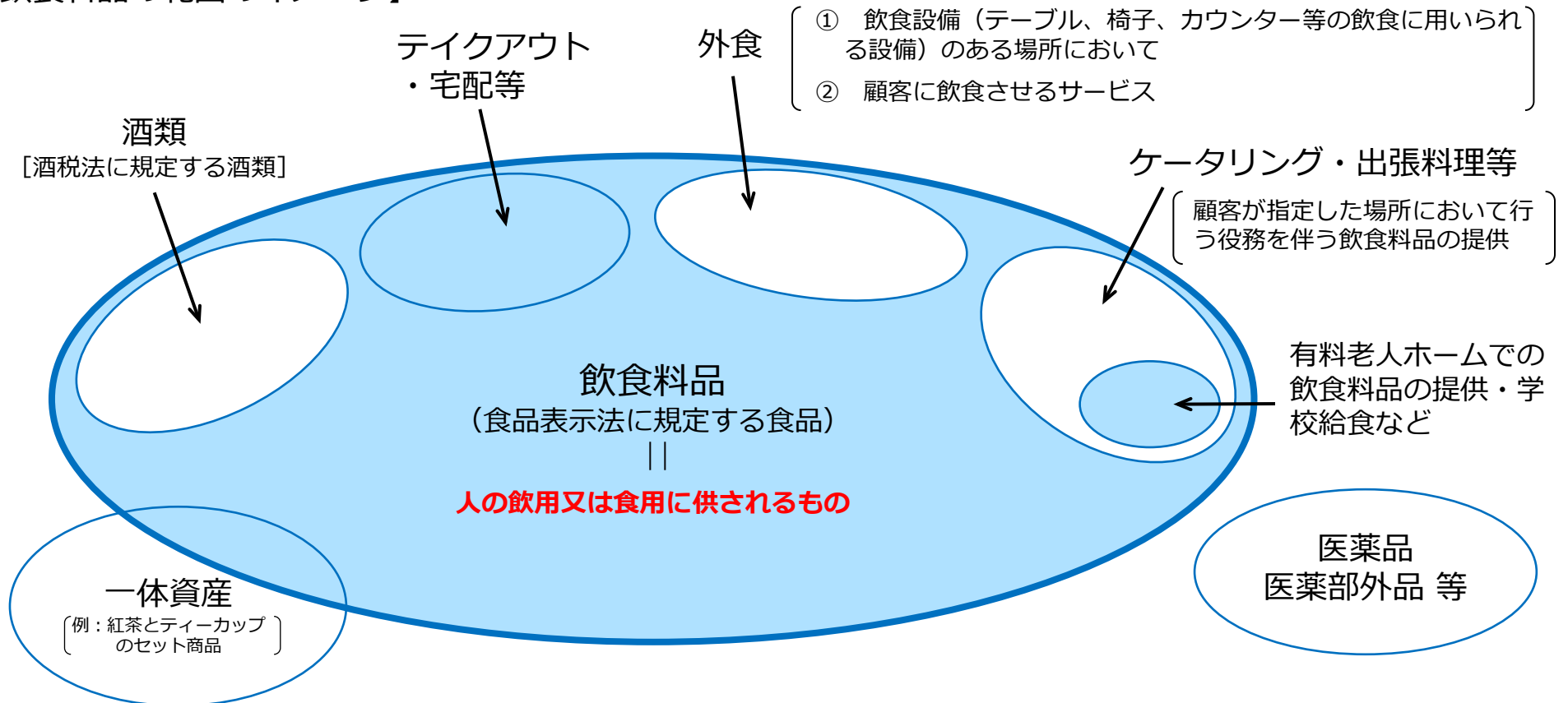
(注1) 消費税負担額については、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は110分の10、軽減税率対象品目は108分の8を乗じて算出。消費税負担率については、実収入に占める消費税負担額の割合。

(注2) 一部、家計調査における各階級の計数を世帯数分布により加重平均している。

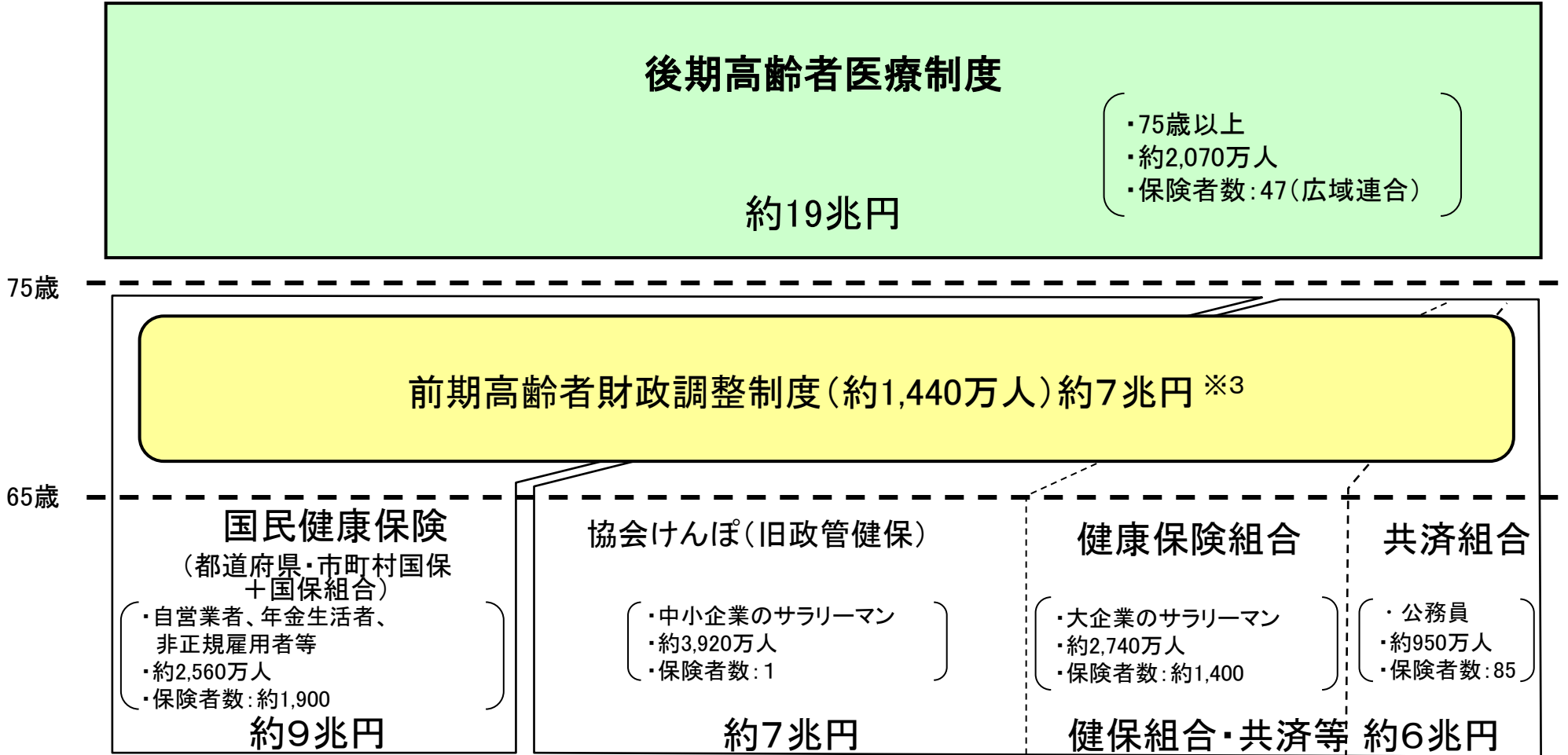
○ 現行の軽減税率制度の対象品目は、

- ・ 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く）の譲渡をいい、外食等を除く）
- ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

## 【飲食料品の範囲のイメージ】



- 我が国の医療保険制度は、会社員等が加入する**被用者保険**（健康保険等）と、被用者保険の被保険者以外が加入する**国民健康保険**を柱とする二本建てとなっている。
- これに加えて2008年に75歳以上の者を被保険者とした**独立した後期高齢者医療制度**が作られた。これは、75歳以上の後期高齢者は医療費水準が高いことから、費用負担の構造を明確にし、制度の安定的な運営を図る観点から、独立した医療制度として整理された経緯によるもの。

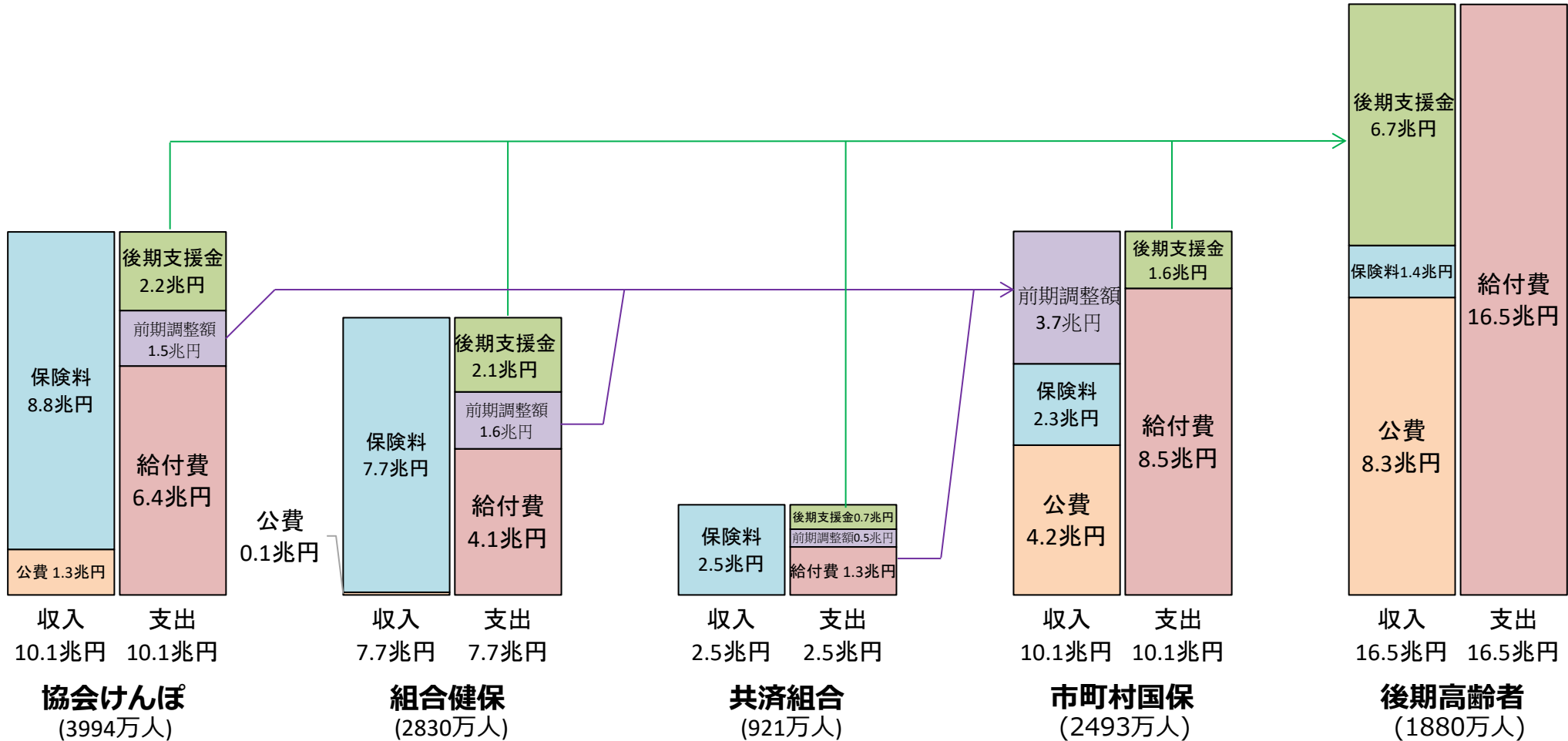


※1 加入者数・保険者数、金額（給付費）は、令和7年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者（対象者約2万人）、船員保険（対象者約11万人）がある。

※3 前期高齢者数（約1,440万人）の内訳は、国保約990万人、協会けんぽ約320万人、健保組合約90万人、共済組合約30万人。

- 医療保険制度間においては、**年齢構成の差異に伴う医療費水準の違いによる財政負担を調整**するため、前期高齢者医療費に係る財政調整が行われている（前期調整額）。また後期高齢者に係る給付費の一部は、他の医療保険制度が支援金として負担している（後期支援金）。
- こうした仕組みにより、**医療保険ごとの負担の偏りが緩和され**、各保険者は、**給付費等の支出に対する保険料等の収入の均衡**を図り、**必要な医療サービスの提供を確保する仕組み**となっている。

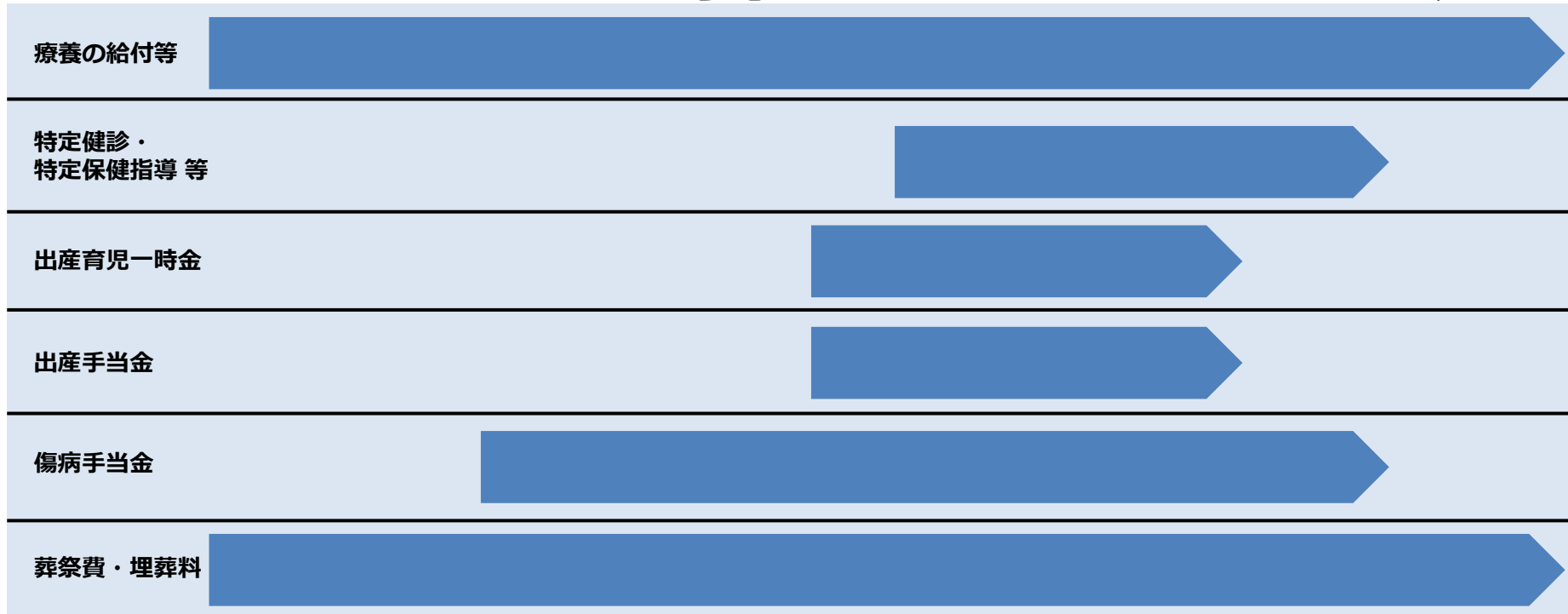
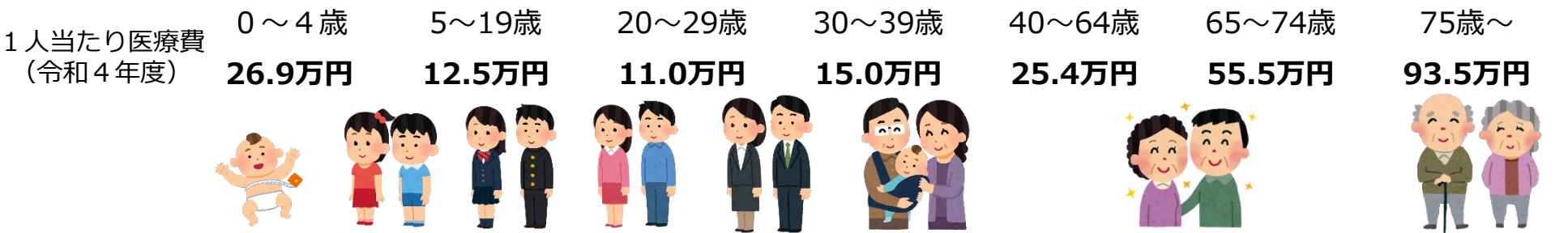


(注1) 前期調整額及び後期支援金の拠出側の合計と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（国保組合など）があるため。

(注2) 「前期調整額」には、退職拠出金も含む。また、市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は、「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載している。

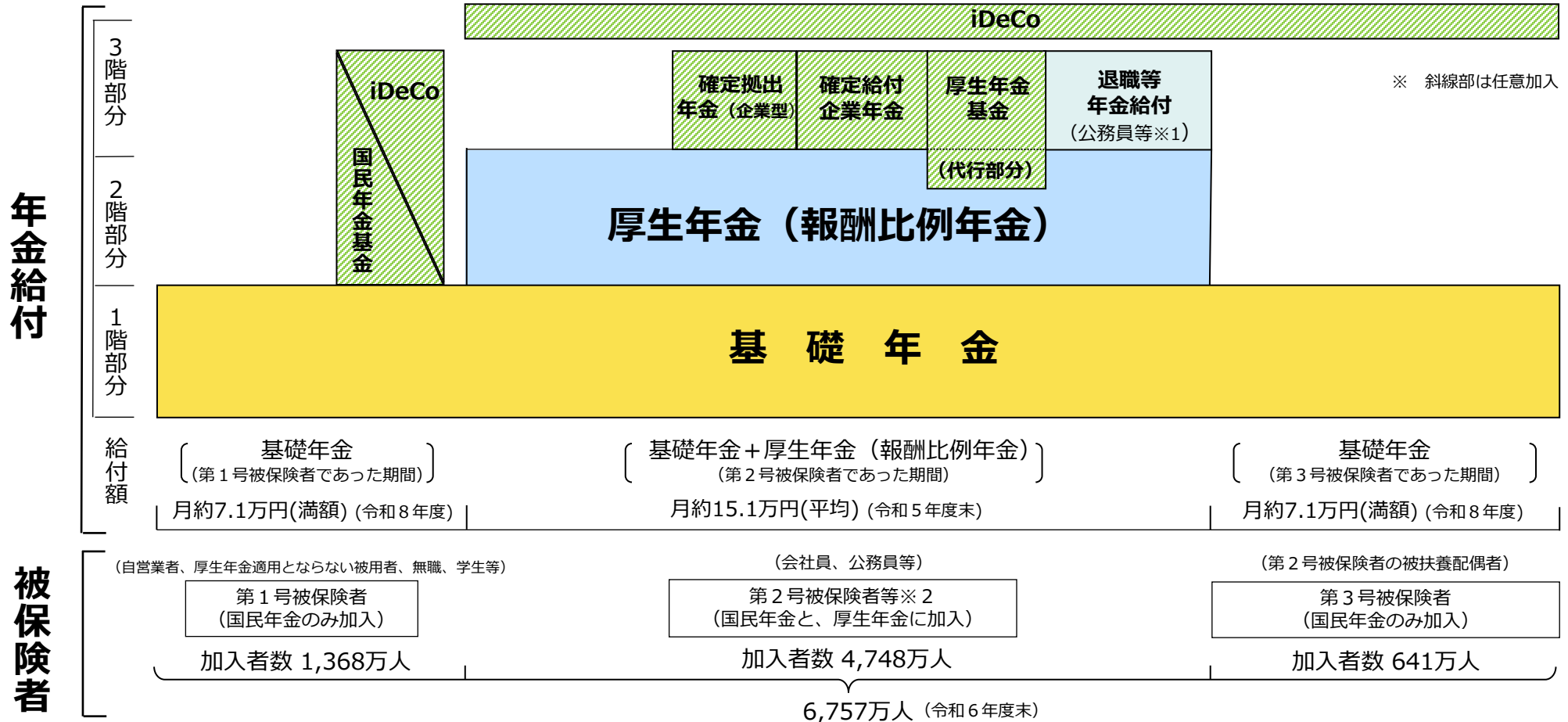
(注3) 括弧内の人数は、当該制度の加入者数（年度平均）を示している。

- 日本の医療保険制度は、**必要な時に適切な医療を享受できる安心の確保や医療費負担のリスク分散を通じ、全ての世代の国民生活を支えている。**
- 平均的な医療費は年齢が上がるにつれて上昇するが、現役世代を含めどの世代でも高額な医療費を要する疾患にかかるリスクは存在し、療養の給付や高額療養費を通じて対応している。また、近年では出産育児一時金や不妊治療の保険適用など現役世代向けの給付の充実も図っている。



(出典) 年齢階級別1人あたり医療費については、令和4年度「医療保険に関する基礎資料」(厚生労働省)より作成。

- 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- 1・2階の公的年金が**国民の老後生活の基礎**を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて**老後生活の多様なニーズに対応**している。また、病気や事故により一定の障害状態となった場合に支給される障害年金や、被保険者が死亡した場合に遺族に支給される遺族年金を通じて、**就労不能や死亡といった生活上の重大なリスクにも年齢を問わずに備える仕組み**となっている。

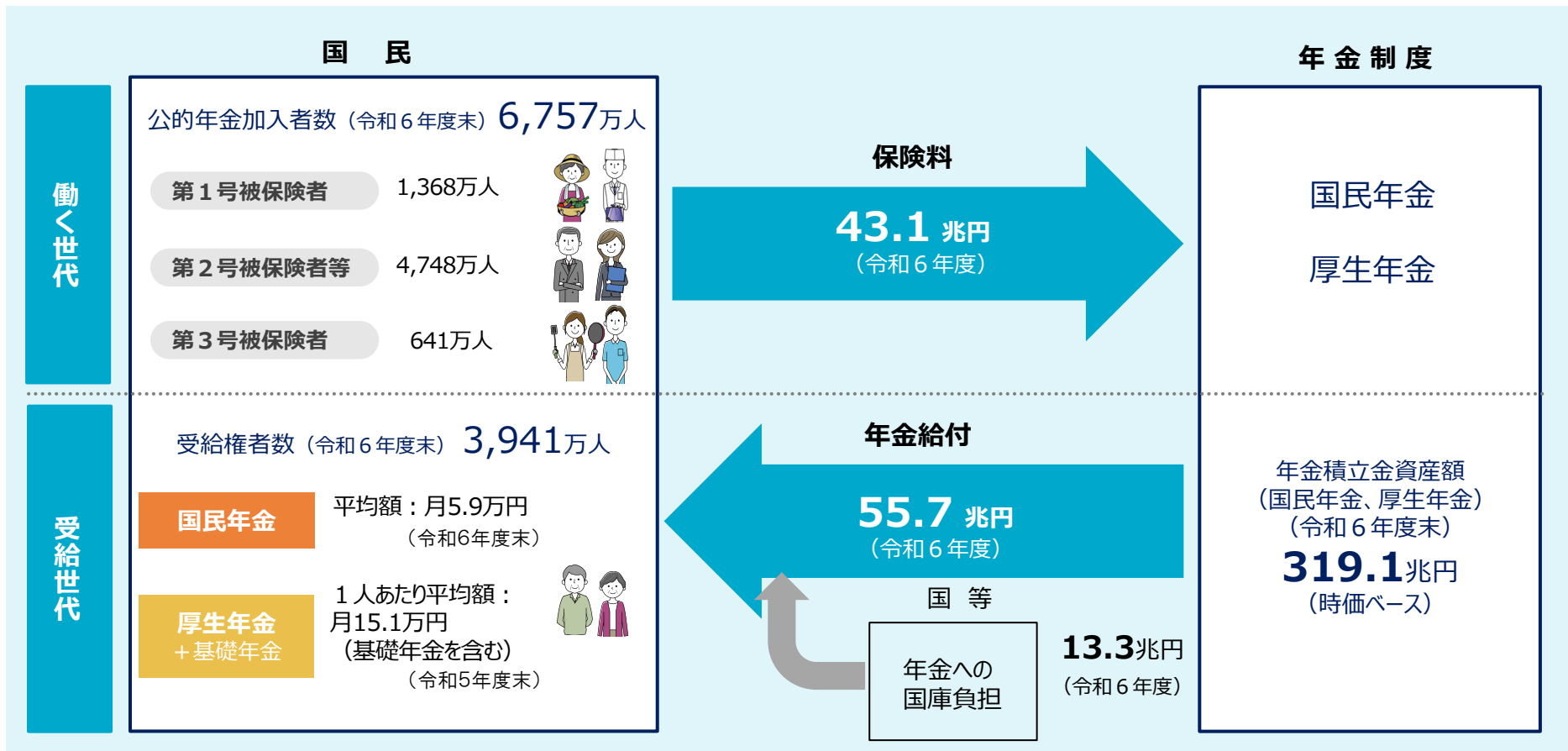


※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。

ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で高齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

- 日本の公的年金は、経済成長の過程で、**親と別居して都市で働く人が増える中、社会全体で高齢者を支えるため、私的扶養を社会化**したものであり、**現役世代の老親扶養に係る負担軽減**、将来への不安軽減に繋がっている。
- 公的年金制度は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者等の年金給付に充てる仕組み（賦課方式）を基本とした財政方式を採っており、給付の財源をそのときの現役世代が納める保険料に求めることで、経済環境の変化（**インフレや賃金水準の上昇**）に対して、実質的な価値を維持した年金給付を行っている。
- 公的年金給付の主な財源は、**保険料収入**、基礎年金給付の半分相当の**国庫負担**、**積立金やその運用収益**である。



- 年金制度は世代間の支え合いを基本としつつ、個人の報酬や加入期間が将来の給付額に反映される仕組み。
- 国民年金の保険料は、平成31年度以降、17,000円（平成16年度価格）で固定され、賃金変動率等を踏まえて改定。
- 厚生年金の保険料は、平成29年9月以降、保険料率が固定され、標準報酬月額等の18.3%を労使折半で負担。  
 (※) 少子高齢化が進行しても年金給付費が賄えるよう、年金額を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入している。

	国民年金制度	厚生年金制度
<b>保険料 (支払額)</b>	<p>月 <b>17,920円</b> (R8.4~)</p>	<p>その月の報酬×<b>18.3%</b> (H29.9~)</p> <p>所属企業と本人とで半額ずつ負担</p> <p>例：月34万円稼いでいる人であれば、  <b>本人が、月々31,110円</b> (34万×18.3%×1/2) 負担</p>
<b>年金給付 (受取額)</b>	<p><b>老齢基礎年金 (65歳~)</b></p> <p>給付額：保険料を納付した期間で決定            (受給資格期間 (10年) を満たすことが必要)</p> <p>月 <b>70,608円</b> (令和8年度満額) × <math>\frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}</math></p> <p>平均額：月<b>5.9万円</b> (令和6年度末)</p>	<p><b>老齢厚生年金 (65歳~)</b></p> <p>給付額：現役時代の報酬と加入期間で決定            (受給資格期間 (10年) を満たすことが必要)</p> <p>平均標準報酬 × <math>\frac{5.481}{1,000}</math> × <math>\frac{\text{被保険者期間 (月数)}}{12}</math></p> <p>(※) 平均標準報酬は賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価 (賃金スライド)</p>
	<p><b>障害基礎年金</b></p> <p>1級 年 <b>847,300円×1.25</b>            2級 年 <b>847,300円</b></p>	<p><b>老齢基礎年金 (65歳~)</b></p> <p>平均額：月<b>15.1万円</b> (令和5年度末)</p>
	<p><b>遺族基礎年金</b> 年 <b>847,300円</b></p>	<p><b>障害厚生年金</b></p> <p>1級 老齢厚生年金額×1.25            2級 老齢厚生年金額            3級 老齢厚生年金額 (最低保障額 635,500円)</p>
		<p><b>遺族厚生年金</b> 死亡した者の老齢厚生年金額×3/4</p>

- 年金生活者支援給付金は、**年金を含めても所得が低い者**（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の**生活を支援**するために、年金に上乗せして支給するものである。【令和8年度基準額 年額67,440円（月額5,620円）】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

## 高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額<sup>※1</sup>とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約81万円）<sup>※2</sup>以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※2 前年の1月から12月までに実際に支払われた老齢基礎年金の額を勘案して、毎年10月に改定されるため、令和7年度の老齢基礎年金満額とは異なる。令和7年10月からは、昭和31年4月2日以後生まれの方は809,000円、昭和31年4月1日以前生まれの方は806,700円。

### 【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

#### (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,620円^{※3} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480月$$

#### (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= 11,768円^{※4} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480月$$

※3 毎年度、物価変動に応じて改定。

※4 昭和31年4月2日以後生まれの方の例。

老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。

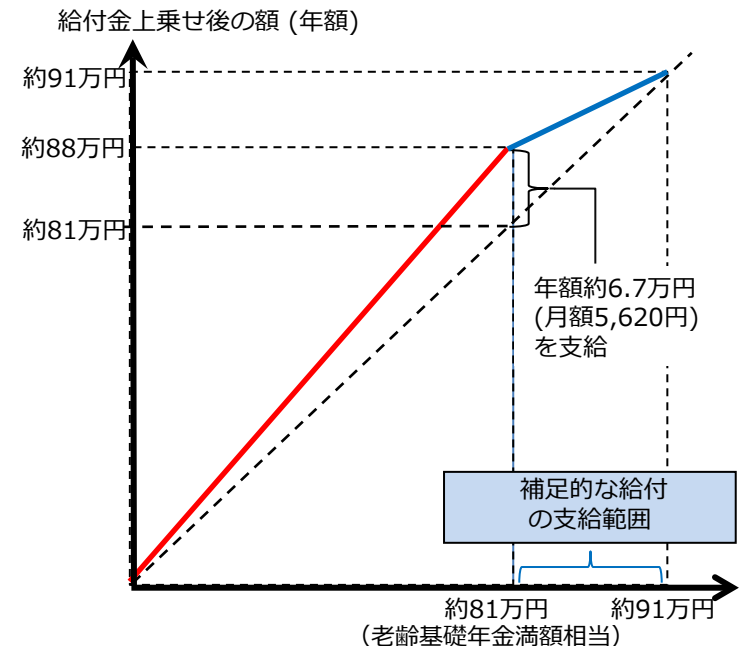
ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,884円）。

（昭和31年4月1日以前生まれの方は11,734円。保険料1/4免除期間の場合は、5,867円。）

例：昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

保険料納付済期間	保険料全額免除期間	給付金額（月額）	老齢基礎年金額（月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,620円	70,608円	76,228円
240月	0月	2,810円	35,304円	38,114円
360月	120月	7,157円	61,782円	68,939円
240月	240月	8,694円	52,956円	61,650円

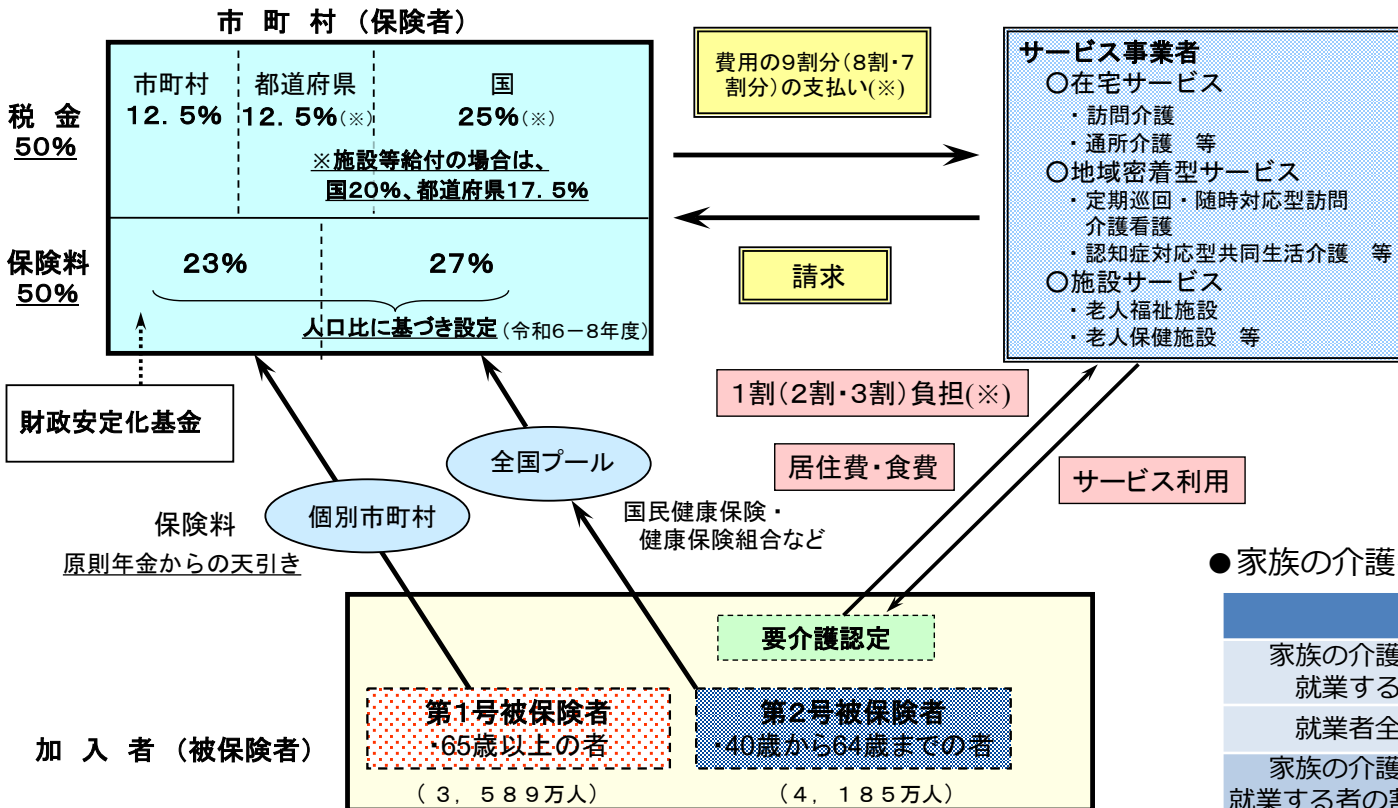
- ・ 老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約91万円<sup>※5</sup>までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
- ※5 令和7年10月からは、昭和31年4月2日以後生まれの方は909,000円、昭和31年4月1日以前生まれの方は906,700円。
- ・ 補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額  
 (注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

- 介護保険制度は、高齢化による介護ニーズが急増する中で、**現役世代を含む家族等の介護負担を軽減し、社会全体で高齢者介護を支える仕組み**として、2000年に創設された。
- 保険者は市町村等。被保険者は、加齢に伴う疾病が増え、介護リスクが現実化する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）、及び65歳以上の者（第1号被保険者）。
- 被保険者は、要介護認定を受けたうえで、所得に応じて1～3割の自己負担で、介護サービスを利用できる。

## 介護保険制度の仕組み



### ● 家族の介護をしながら就業する者の割合の推移

	2012	2017	2022
家族の介護をしながら就業する者 (①)	2,910,200	3,463,200	3,646,300
就業者全体 (②)	64,420,700	66,213,000	67,060,400
家族の介護をしながら就業する者の割合 (①/②)	4.5%	5.2%	5.4%

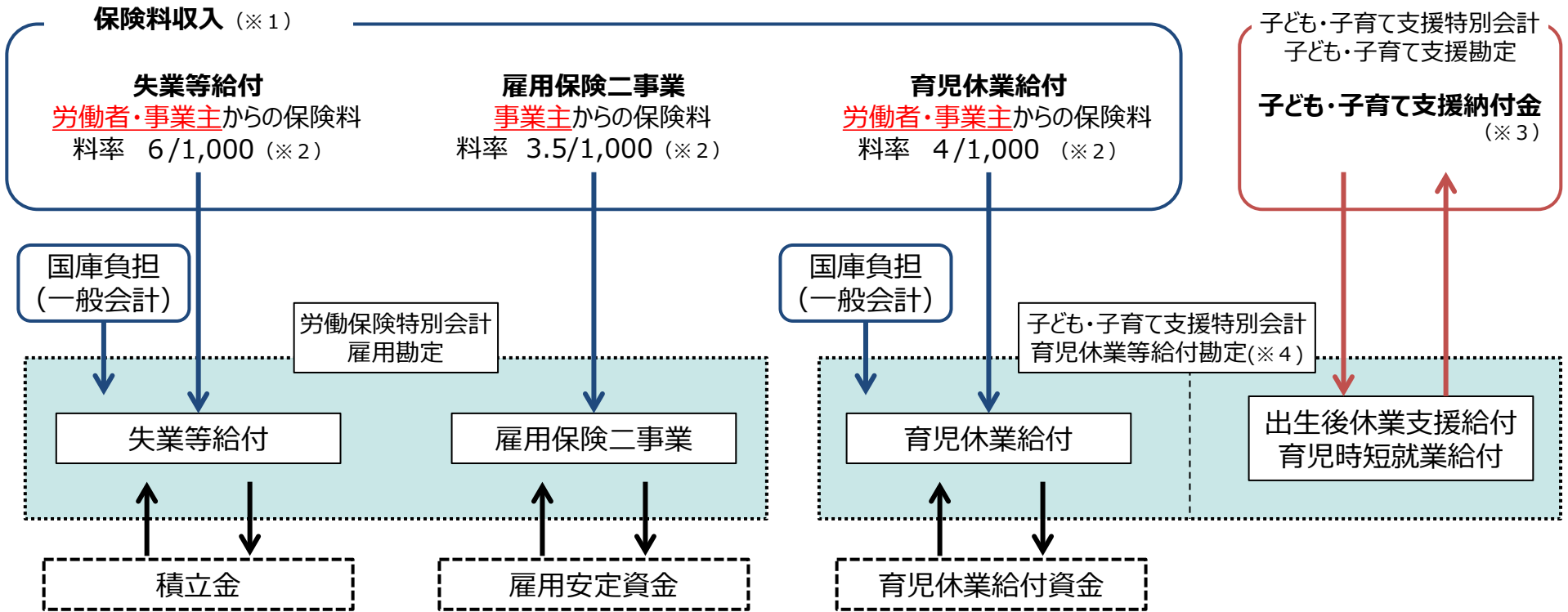
(注) 第1号被保険者の数は、「令和5年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、令和5年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、令和5年度内の月平均値である。

(※) 一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

[出典] 総務省「就業構造基本調査」(平成24年、29年、令和4年)

- 雇用保険では、**失業等給付・雇用保険二事業・育児休業等給付**を実施。失業等給付・雇用保険二事業を労働保険特別会計の雇用勘定で、育児休業等給付を子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定で経理。
- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付が労働者・事業主折半、雇用保険二事業が事業主のみ。
- 出生後休業支援給付・育児時短就業給付は、子ども・子育て支援納付金が財源。



※1 労働保険料として、労災保険料と併せて労働保険特別会計徴収勘定に納入され、同特別会計雇用勘定に繰り入れられる。

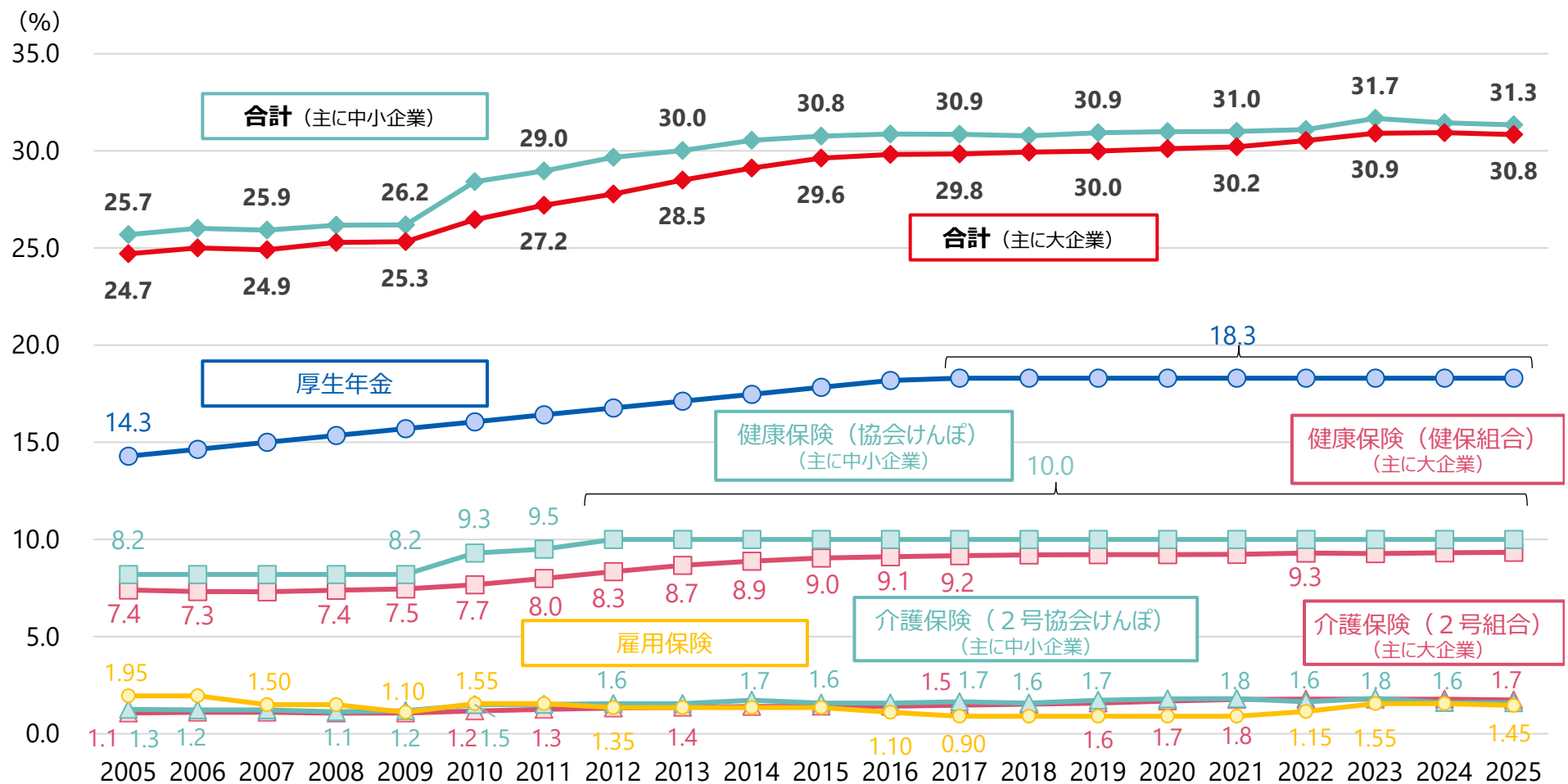
※2 令和8年度の保険料率。毎年度の財政状況に応じて弾力的に変更できる仕組みとなっている。

※3 令和8年度は、子ども・子育て支援納付金のほか、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用。

※4 育児休業等給付勘定の中において、雇用保険料は育児休業給付のみに、子ども・子育て支援納付金は出生後休業支援給付及び育児時短就業給付のみに、充てられる。

- 各種被用者保険の保険料率は、近年概ね横ばいで推移している。
- ・ 厚生年金保険料率：2017年9月以降18.3%で据え置き。
- ・ 健康保険料率：協会けんぽは、2012年度以降10.0%で据え置き。健保組合は、9.0~9.3%で概ね横ばいに推移。
- ・ 介護保険料率：協会けんぽ、健保組合ともに1.5%~1.8%で横ばいに推移。
- ・ 雇用保険料率：近年は約1~1.5%前後で推移。

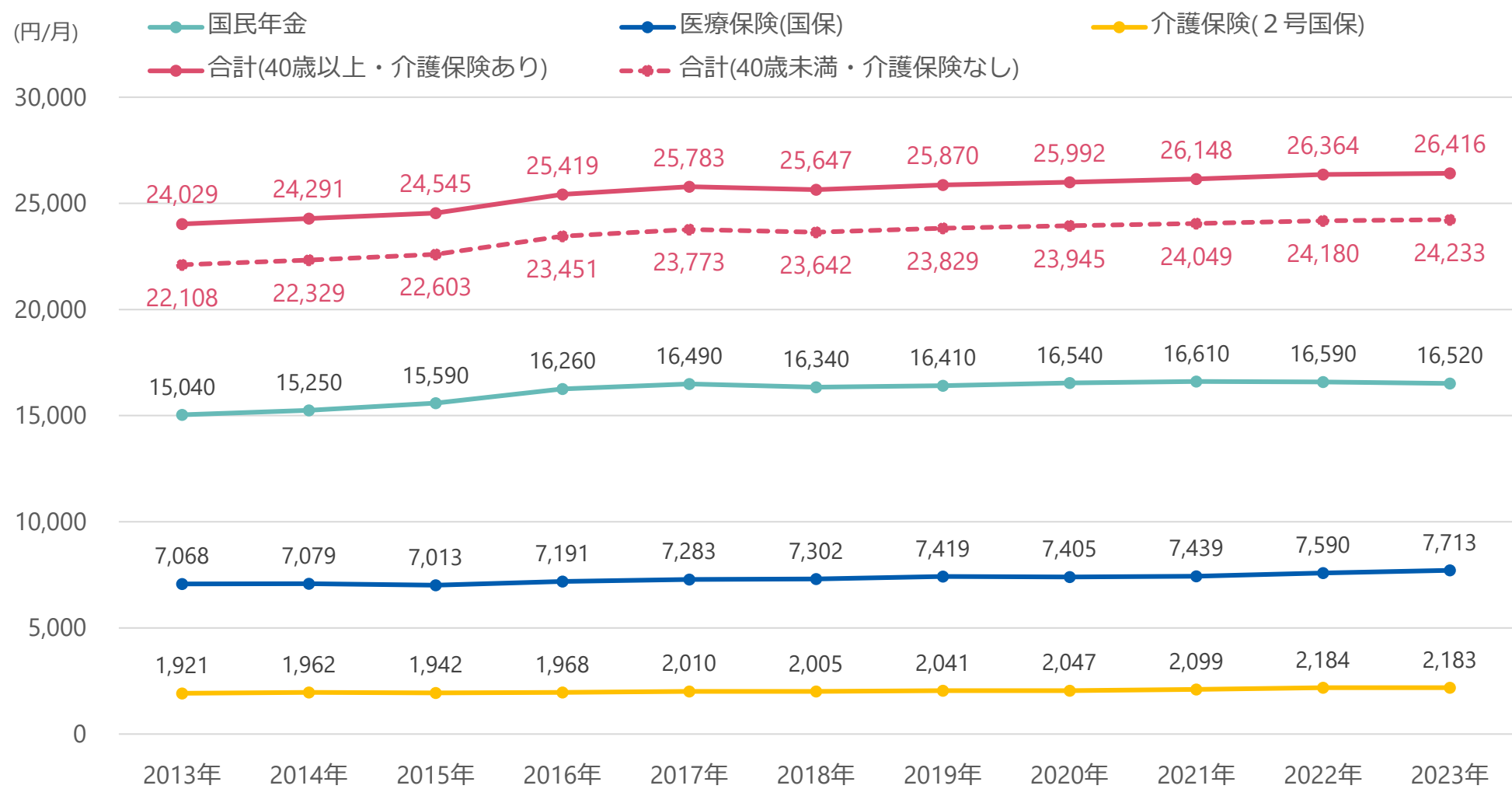
＜社会保険料率（労使合計）の推移＞



※各制度の実績等を基に事務局作成。保険料率の数字は必要に応じて四捨五入している。健康保険・介護保険の保険料率は全国平均。

○ 国民年金・国民健康保険・介護保険における被保険者一人当たり社会保険料（平均）は、近年概ね横ばいで推移している。

＜国民健康保険被保険者（～64歳）の社会保険料額の推移＞

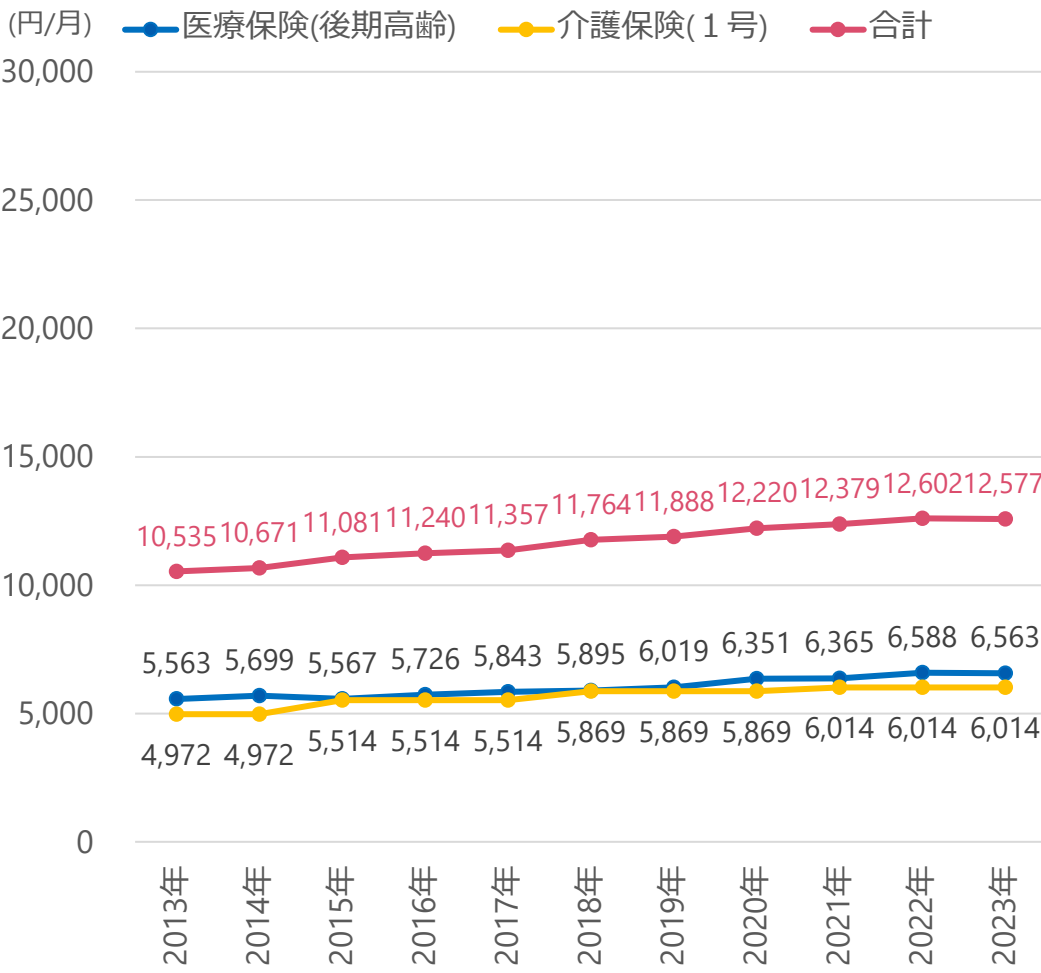
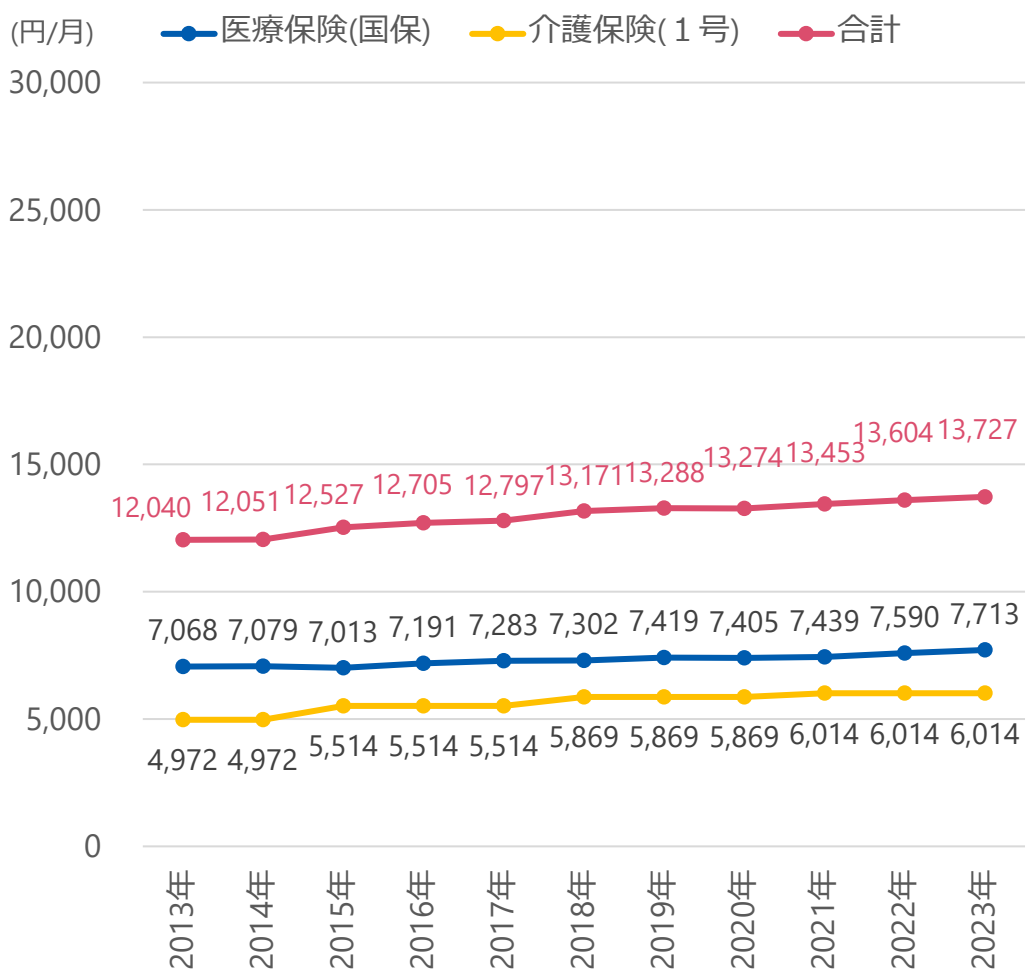


※各制度の実績等を用いて事務局作成。医療保険（国保）は被保険者（全年齢）1人あたりの月額保険料額。介護保険は第2号被保険者1人あたりの月額保険料額（公費分を含まない）。各保険料額は全国平均。

○ 国民健康保険/後期高齢者医療・介護保険における被保険者一人当たり社会保険料（平均）は、近年概ね横ばいで推移している。

＜前期高齢者（65～74歳）の保険料額の推移＞

＜後期高齢者（75歳～）の保険料額の推移＞



※各制度の実績等を用いて事務局作成。医療保険（国保）は被保険者（全年齢）1人あたりの月額保険料額。医療保険（後期高齢）は被保険者1人あたりの月額保険料額。介護保険は第1号被保険者1人あたりの月額保険料額（基準額の全国加重平均であり、公費分を含む）。各保険料額は全国平均。

- 健康保険、厚生年金保険の保険料は、毎月の給与や賞与の金額を一定の区分に当てはめて算定した標準報酬月額や標準賞与額に、それぞれの保険料率を乗じて計算する。
- また、保険料は、事業主と被保険者が原則として半分ずつ負担する。

保険料額	保険料額の計算方法
毎月の保険料額	①標準報酬月額 × ③保険料率
賞与の保険料額	②標準賞与額 × ③保険料率

## ①標準報酬月額

(一般的に) 4～6月の給与を平均し、標準報酬月額等級に当てはめる。

健康保険 : 1等級 (58,000円) ～ 50等級 (1,390,000円)  
厚生年金 : 1等級 (88,000円) ～ 32等級 ( 650,000円)

## ②標準賞与額

賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額。

健康保険 : 〔上限〕年間573万円 (毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)  
厚生年金 : 〔上限〕月額150万円

## ③保険料率 (2026年度)

健康保険 : 9.9% (協会けんぽの全国平均)  
厚生年金 : 18.3%

# (参考) 被用者保険 (厚生年金保険・健康保険) の標準報酬月額等級表

- 厚生年金保険法において、標準報酬月額は全部で32等級あり、下限は8.8万円、上限は65万円となっている。(第32級は、令和2年9月1日に追加)
- 健康保険法・船員保険法において、標準報酬月額は全部で50等級あり、下限は5.8万円、上限は139万円となっている。(第48～50級は、平成28年4月1日に追加)

健康保険の等級	厚生年金の等級	標準報酬月額 (円)	報酬月額 (円以上) (円未満)	健康保険の等級	厚生年金の等級	標準報酬月額 (円)	報酬月額 (円以上) (円未満)
1		58,000	～ 63,000	26	23	380,000	370,000 ～ 395,000
2		68,000	63,000 ～ 73,000	27	24	410,000	395,000 ～ 425,000
3		78,000	73,000 ～ 83,000	28	25	440,000	425,000 ～ 455,000
4	1	88,000	83,000 ～ 93,000	29	26	470,000	455,000 ～ 485,000
5	2	98,000	93,000 ～ 101,000	30	27	500,000	485,000 ～ 515,000
6	3	104,000	101,000 ～ 107,000	31	28	530,000	515,000 ～ 545,000
7	4	110,000	107,000 ～ 114,000	32	29	560,000	545,000 ～ 575,000
8	5	118,000	114,000 ～ 122,000	33	30	590,000	575,000 ～ 605,000
9	6	126,000	122,000 ～ 130,000	34	31	620,000	605,000 ～ 635,000
10	7	134,000	130,000 ～ 138,000	35	32	650,000	635,000 ～ 665,000
11	8	142,000	138,000 ～ 146,000	36		680,000	665,000 ～ 695,000
12	9	150,000	146,000 ～ 155,000	37		710,000	695,000 ～ 730,000
13	10	160,000	155,000 ～ 165,000	38		750,000	730,000 ～ 770,000
14	11	170,000	165,000 ～ 175,000	39		790,000	770,000 ～ 810,000
15	12	180,000	175,000 ～ 185,000	40		830,000	810,000 ～ 855,000
16	13	190,000	185,000 ～ 195,000	41		880,000	855,000 ～ 905,000
17	14	200,000	195,000 ～ 210,000	42		930,000	905,000 ～ 955,000
18	15	220,000	210,000 ～ 230,000	43		980,000	955,000 ～ 1,005,000
19	16	240,000	230,000 ～ 250,000	44		1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000
20	17	260,000	250,000 ～ 270,000	45		1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000
21	18	280,000	270,000 ～ 290,000	46		1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000
22	19	300,000	290,000 ～ 310,000	47		1,210,000	1,175,000 ～ 1,235,000
23	20	320,000	310,000 ～ 330,000	48		1,270,000	1,235,000 ～ 1,295,000
24	21	340,000	330,000 ～ 350,000	49		1,330,000	1,295,000 ～ 1,355,000
25	22	360,000	350,000 ～ 370,000	50		1,390,000	1,355,000 ～

- 生活保護制度は、**最低限度の生活を保障**するとともに**自立を助長**することが目的とされている。
- 最低生活の保障は、自立を前提とする我が国の社会保障制度において、資産や能力等あらゆるものを活用することが保護の前提となっている。その上で、日常的に必要な食費や被服費等に対応するものとして、生活保護受給者の年齢、世帯構成及び地域に応じた生活扶助のほか、必要に応じた住宅扶助や医療扶助等が支給される。保護金品については公租公課禁止。なお、所得税等や社会保険料は就労収入等に応じて課せられる場合がある。国：地方の負担割合は3：1。
- また、受給者が可能な限り自力で生活を営めるよう、就労支援等の自立支援を行っている。

## 最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

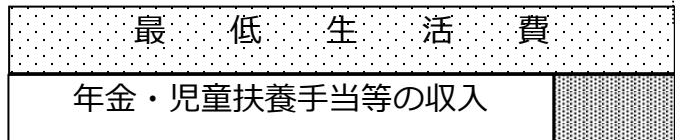
- ・ 不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・ 稼働能力の活用
- ・ 年金、手当等の社会保障給付
- ・ 扶養義務者からの扶養 等



- ◇ 保護の開始時に調査  
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇ 保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・ 厚生労働大臣が定める基準 (= 生活保護基準) で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。
- ・ 生活保護基準は、要保護者の年齢、世帯構成、地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすものとして設定。
- ・ 基本的な日常生活費を賄う生活扶助の基準については、一般低所得世帯の消費実態と適切に均衡が図られているか5年に一度定期的な検証を行い、検証結果や社会経済情勢等を総合的に勘案して設定。



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。  
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定。  
なお、保護開始月の保護の程度決定にあたって、手持金の額が最低生活費の5割を超える場合には、当該5割を超えた額を手持金として収入認定。

## 自立の助長

- ・ ケースワーカーによる被保護者の状況に応じた相談・助言
- ・ 被保護者就労支援事業 (就労意欲の喚起、個々に応じた求人開拓、求職活動の支援)、被保護者就労準備支援事業 (生活習慣等に課題があり、直ちに就職することが困難な者への支援)、生活保護受給者等就労自立促進事業 (ハローワークと連携したチーム支援)、その他自立支援プログラムに基づく支援
- ・ 被保護者健康管理支援事業 (生活習慣病予防に向けた健診受診勧奨や保健指導等)

- 児童手当は、児童を養育する者に対して手当を支給することにより、家庭等における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
- **次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけ**が明確化され、**少子化対策の一環**を担うとともに、児童を養育する世帯への所得再分配機能を果たしている。
- このように、**家族政策・社会保障政策の双方の性格を併せ持つ普遍的給付制度**であり、令和6年10月に所得要件が撤廃。

令和8年度予算案 2兆973億円 (2兆1,666億円)

## 事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

## 事業の概要

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

- ①所得制限の撤廃      ②高校生年代までの支給期間の延長      ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
- ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

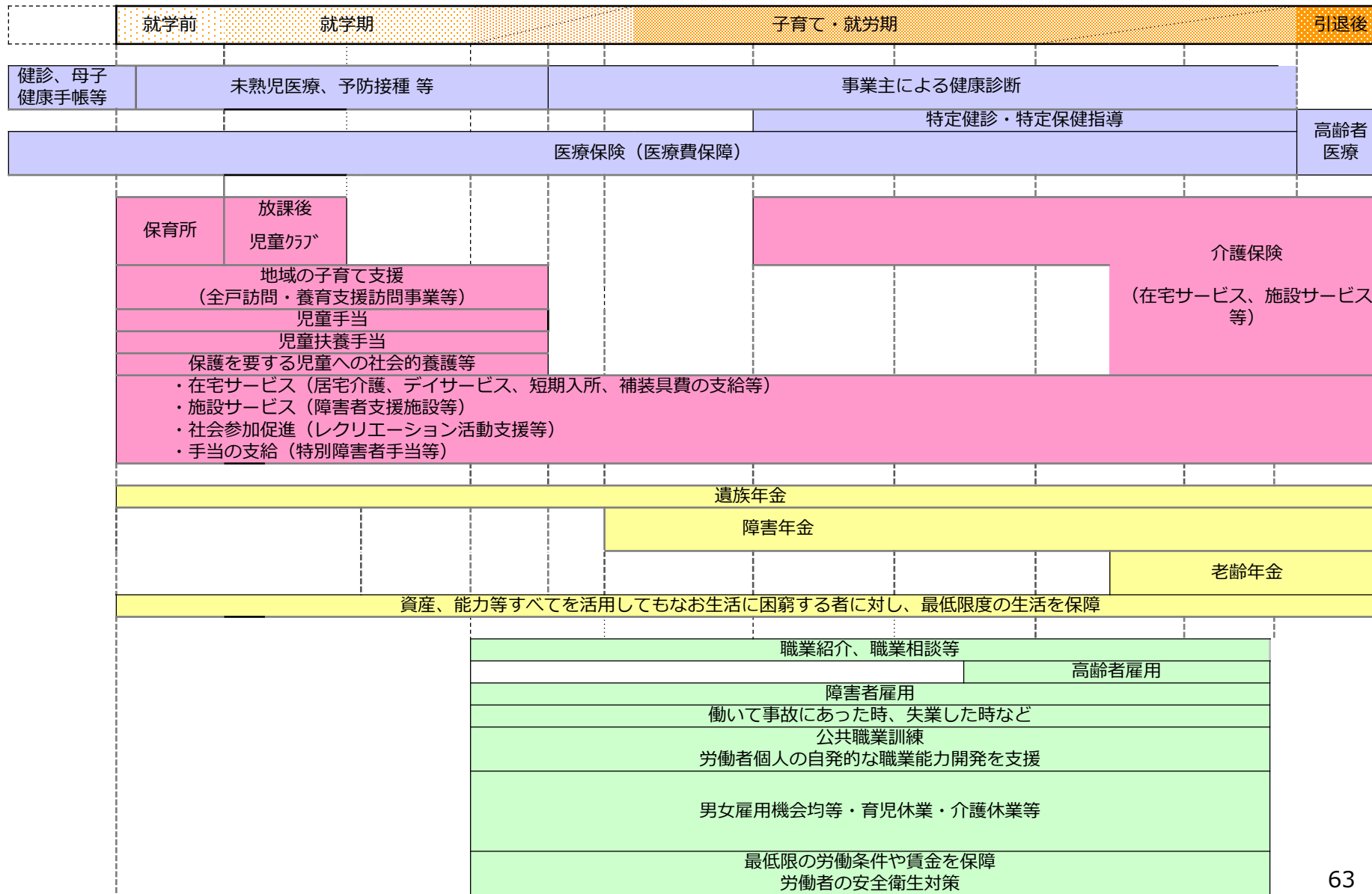
## 実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)		所得制限	所得制限なし				
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円    第3子以降：30,000円		受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監護生計要件を満たす父母等</li> <li>・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>				
	【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円    第3子以降：30,000円		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施				
			支払期月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払)				
費用負担			被用者		非被用者		公務員	
	3歳未満	支援納付金 3/5	事業主 2/5		支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
		3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9

# (参考) ライフステージごとにみる社会保障制度におけるサービス

○ 我が国の社会保障制度は保健・医療、社会福祉（子ども・子育て等）、所得保障、雇用の幅広い分野で国民生活を支えている。

出生      6歳      12歳      15歳      18歳 20歳      40歳      50歳      60歳      70歳      75歳



## 1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ 賃上げ（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ 三位一体の労働市場改革（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

### 児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ 所得制限を撤廃
- ✓ 高校生年代まで延長  
すべてのこどもの育ちを支える  
基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ 第3子以降は3万円

支給金額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円 <small>* 多子加算のカウント方法を見直し</small>	

→ 3人の子がいる家庭では、  
総額で最大400万円増の1100万円

### 妊娠初期からの支援強化

2025年度から制度化

- ✓ 妊婦のための支援給付  
①妊娠初期（5万円）  
②妊娠後期以降（5万円×妊娠しているこどもの数）  
の経済的支援
- ✓ 妊婦等包括相談支援事業  
（伴走型相談支援）  
様々な不安・悩みに応え、ニーズに  
応じた支援につなげる

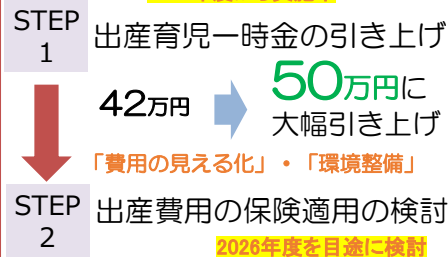
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

### 子育て世帯への住宅支援

- ✓ 公営住宅等への優先入居等  
今後10年間で計30万戸 実施中

### 出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



### フラット35の金利引下げ

こどもの人数等に応じて最大1%（5年間）の引下げ  
※住宅の省エネ性能が高い場合等は、6年目以降も金利引下げの対象となる場合あり  
2024年2月から実施

### 高等教育（大学等）

#### 大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓ 給付型奨学金等を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充 2024年度から実施
- ✓ 多子世帯の学生等については授業料等を無償化 2025年度から実施
- ✓ 貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和 2024年度から実施
- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入 2024年度から実施

## 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

#### 「こども誰でも通園制度」を創設

- ・月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み  
※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）  
※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

#### ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

4・5歳児は2024年度から実施  
1歳児は2025年度に加算を創設

- ・76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
- ・民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善 2023年度から実施
- ・「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充 2024年度から常勤職員配置の改善を実施

#### ✓ 多様な支援ニーズへの対応

- ・貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化 2023年度から順次実施
- ・児童扶養手当の拡充  
拡充後の初回の支給は2025年1月（2024年11月分から拡充）
- ・補装具費支援の所得制限の撤廃 2024年度から実施

## 3. 共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標 85%へ大幅引き上げ（2030年）  
→ 男性育休を当たり前  
※ 2024年度：40.5%  
2022年度：17.13%

- ✓ 育児休業取得率の開示制度の拡充 2025年度から実施
- ✓ 中小企業に対する助成措置を大幅に強化  
・業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充 2024年1月から実施
- ✓ 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進するため給付率を手取り10割相当に 2025年度から実施

### 育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ 子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を  
実現するための措置 2025年10月から実施  
・事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置
- ✓ 時短勤務時の新たな給付 2025年度から実施 → 利用しやすい柔軟な制度へ
- ✓ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 2026年10月から実施

参考資料  
(税・社会保障制度の国際比較)

2-5

# 国際比較① 個人所得課税制度（国税）

2026年1月現在

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
名称	所得税	連邦:個人所得税 Individual Income Tax	所得税 Income Tax	所得税 Einkommensteuer	所得税 Impôt sur le revenu	連邦:個人所得税 Personal Income Tax
税額確定方式	申告納税方式 ※一定の要件の下で 確定申告不要	申告納税方式	申告納税方式 ※一定の要件の下で 確定申告不要	賦課課税方式(注1)	賦課課税方式(注1) ※ただし、 所得について申告必要	申告納税方式
課税単位	個人単位	個人単位 ※既婚者は個人単位と 夫婦単位の選択制	個人単位	個人単位 ※既婚者は個人単位と 夫婦単位の選択制	世帯単位 (N分N乗方式)(注2)	個人単位
税率	5%→10%→20%→ 23%→33%→40%→ 45% 【7段階】	10%→12%→22%→ 24%→32%→35%→ 37% 【7段階】	20%→40%→45% 【3段階】	0%→14%→24%→ 42%→45% 【方程式方式】(注3) ※別途、連帯付加税を課税 (所得税額の0~5.5%)	0%→11%→30%→ 41%→45% 【5段階】	14%→20.5%→26% →29%→33% 【5段階】
基礎控除等	(合計所得金額) 489万円以下:104万円 489万円超~655万円 :67万円 655万円超:62万円 ※2,350万円超から逡減 し、2,500万円超で0円	単身者:\$16,100 夫婦合算:\$32,200	£12,570 ※所得£100,000超から 逡減し、£125,140以上 で控除額は£0	単身者:€12,348 夫婦:€24,696 ※上の額までは税率0% (非課税)	€11,600 ※上の額までは税率0% (非課税)	— ※税額控除として一律 C\$2,303 ※所得C\$181,440超か ら逡減し、C\$258,482 以上で控除額はC\$2,076
給与所得者 対象の 所得控除 (概算控除)	給与所得控除 :給与収入に応じた控除 率(30%~10%) ・最大195万円※ ・最低74万円 ※子育て世帯等の場合は 210万円	※項目別控除(実額) または上記の標準控除 (概算)を選択	給与所得者のみを対象と した概算控除制度は設け られていないが、職務上 の旅費等について実額控 除が可能	被用者概算控除 €1,230	必要経費概算控除 :給与収入(社会保険料 控除後)の10% ・最大€14,555 ・最低€509	—
1人あたり 平均賃金	500万円	\$82,933	£44,806	€50,257	€44,909	C\$83,120

(注1) 賦課課税方式とは納付すべき税額が税務当局の処分により確定する方式である。賦課課税方式を採用している国では、税務当局が税額算定のための基礎資料として用いるため、納税者は所得等の資料申告を行う。  
(注2) N分N乗方式とは、所得控除後の課税所得を一定の家族除数(N)で除し、それに税率表(超過累進税率)を適用し、家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数(N)を乗ずることにより、世帯全体の所得税額を算出する方法である。  
(注3) 方程式方式とは、ブラケット方式とは異なり、税額算出式を用いて税額を計算する方式。  
(注4) 日本については令和8年度税制改正(案)に基づいている。確定申告が不要となる要件は、給与の収入金額が2,000万円以下であり、年末調整を受けていること等。  
(備考) 平均賃金は、OECD Stat から2024年分のものを引用。  
(参考) 邦貨換算レートは、\$1=155円、£1=203円、€1=180円、C\$1=110円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和8年(2026年)1月中適用)。

	日 本	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
<b>名称</b>	消費税	付加価値税 Value Added Tax (VAT)	売上税 (付加価値税) Umsatzsteuer	付加価値税 Taxe sur la valeur ajoutée (TVA)	財貨サービス税 <sup>(注2)</sup> Goods and Services Tax (GST)
<b>課税取引</b>	国内で事業者が行う商品販売、資産貸付、サービス提供、輸入等	国内で事業者が営利目的で行う商品販売、サービスの提供、輸入	国内で対価を伴う商品・サービスの提供、輸入、EU域内仕入	国内での商品販売・サービス提供、輸入、EU域内取引	国内での商品・サービス提供、輸入、デジタル販売
<b>仕入税額控除</b>	インボイス方式 (適格請求書等保存方式)	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式
<b>標準税率</b>	10% (消費税7.8%+地方消費税2.2%)	20%	19%	20%	5%
<b>軽減税率(対象)</b>	<p>◆ 8% (消費税6.24%+地方消費税1.76%)</p> <p>: 酒類・外食を除く飲食物品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞</p>	<p>◆ 5% : 家庭用燃料及び電力等</p> <p>◆ 0% : 食料品、水道水（家庭用）、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、新築居住用建物の譲渡（土地を含む）、障害者用機器等</p>	<p>◆ 7% : 食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等</p> <p>◆ 0% : 太陽光パネル等</p>	<p>◆ 10% : 旅客運送、宿泊施設の利用、外食サービス等</p> <p>◆ 5.5% : 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等</p> <p>◆ 2.1% : 新聞、雑誌、医薬品</p>	<p>◆ 0% : 基礎食料品、農畜産物、医療用器具等</p>
<b>非課税</b>	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育（私立学校を除く）、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（建物新築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	中古住宅の販売、1か月以上の住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等

(注1) アメリカでは連邦における付加価値税は存在しないが、州等による地方税として、事業者が消費者に販売する段階で課税を行う小売売上税が存在する場合がある（例：ニューヨーク市の場合 8.875%）。

(注2) カナダでは別途、州売上税（0～10%、州により異なる）が課税される。また、一部の州ではGSTと州売上税を合わせ、統合売上税（Harmonized Sales Tax（HST））として課税している。

# 国際比較③ 社会保険料負担 (1/2)

	日 本	アメリカ	イギリス
年金	<p>&lt;厚生年金&gt; (2017年9月以降) 総報酬の18.3% (法定・労使折半) ※上下限有</p>	<p>年\$176,100までの所得に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者：12.4% (労使折半)</li> <li>・自営業者：12.4%</li> </ul> <p>※無業者は適用対象外</p>	<p>&lt;国民保険&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種保険料 被用者所得の21.8% (被用者：8.0%、事業主：13.8%) ※月£1048未満：被用者0% ※月£4189超部分：被用者2.0%</li> <li>・第2種保険料・第4種保険料：自営業者対象 (年間純利益£12,570.01以上) 年間純利益£12,570.01~50,270部分に対し、最大6.0% 年間純利益£50,270超部分に対し、2.0%</li> <li>・第3種保険料：最低所得額以下の低所得の任意加入者が対象 週£17.45</li> </ul>
	<p>&lt;国民年金&gt; (2026年度) 月額17,920円 ※免除制度有</p>		
医療	<p>&lt;被用者保険&gt; ※いずれも上下限有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ (2026年度) 総報酬の9.90% (全国平均保険料率、労使折半)</li> <li>・組合管掌健康保険 (2025年度) 総報酬の9.34% (平均保険料率、原則労使折半)</li> </ul>	<p>主に民間保険</p> <p>※65歳以上の高齢者又は65歳未満の障害者等の加入するメディケア、低所得者の加入するメディケイドがある。</p> <p>※メディケアパートAの保険料なし。ただし65歳になるまでの間に10年以上社会保障税 (給与の2.9%) を負担する必要有。</p>	<p>主に税財源 (NHS)</p> <p>※国民保険の保険料の一部を拠出</p> <p>※全居住者を対象に原則無料</p>
	<p>&lt;国民健康保険&gt; (2023年度) 1人当たり平均 月額7,713円 ※軽減制度、賦課限度額有</p>		
	<p>&lt;後期高齢者医療制度&gt; (2025年度見込み) 1人当たり平均 月額7,192円 ※軽減制度、賦課限度額有</p>		
介護	<p>&lt;介護保険第1号被保険者&gt; (2024~26年度) 月額6,225円 ※減免制度有</p>	<p>なし</p> <p>※一部メディケアでカバーされているが、介護サービスは民間部門が主。</p>	<p>なし</p> <p>※介護サービスの提供主体は地方自治体</p>
	<p>&lt;介護保険第2号被保険者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽ (2026年度)：総報酬の1.62% (労使折半)</li> <li>・組合管掌健康保険 (2025年度)： 総報酬の1.74% (原則労使折半)</li> <li>・国民健康保険：月額約2,183円 (2023年度)</li> </ul>		
雇用	<p>&lt;雇用保険&gt; (2026年度) 賃金の1.35% (労働者0.5%・事業主0.85%)</p>	<p>&lt;失業保険&gt; 賃金の0.6% ※原則6.0%だが州の失業保険税を納めている場合は5.4%控除。</p>	<p>&lt;失業保険&gt; 国民保険料として徴収</p>
	<p>&lt;労災保険&gt; 賃金の0.25%~8.8% 全事業所の平均 (2024年度) 0.44% (事業主負担)</p>		
その他	<p>&lt;子ども・子育て支援金&gt; (2026年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険：総報酬の0.23% (医療保険と同様、原則労使折半)</li> <li>・国民健康保険、後期高齢者医療制度 ：月額約200円 (加入者一人当たり)</li> </ul>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

# 国際比較③ 社会保険料負担 (2/2)

	ドイツ	フランス	カナダ
年金	<p>一般年金保険：18.6%（労使折半） ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃金が月 556 ユーロ以下の場合 被用者：3.6%、使用者：15%</li> <li>月 556 ユーロ超 2,000 ユーロ以下 被用者：賃金に応じて逡減 使用者：18.6%から被用者の保険料を差し引いた分</li> </ul> <p>※自営業者、無業者は一般年金保険に任意加入可</p>	<p>賃金の17.87% （被用者：7.3%、使用者：10.57%）</p> <p>報酬限度額（€3925/月、2025）まで、 被用者：6.90%、使用者：8.55% 給与全額から、 被用者：0.40%、使用者：2.02%</p> <p>※自営業者は職域ごとの自治制度 ※無業者は一般制度に任意加入可</p>	<p>&lt;老齢所得保障制度（税方式）&gt; 全額が公費負担</p> <p>&lt;カナダ年金制度（社会保険方式）&gt; 所得（上下限あり）の11.9%（2025年） 被用者の場合は、労使折半</p>
医療	<p>一般保険料率：14.6%（労使折半） 追加保険料率：2.5%（労使折半。2025年推計平均。）</p> <p>※一定所得以上の被用者、自営業者、公務員等は強制適用ではない ※被保険者の配偶者と子女は、医療保険未加入で収入が一定以下であれば、保険料の追加負担なしに公的医療保険に加入可</p>	<p>一般制度 給与に応じて、7.0%または13.0%を使用者が負担</p> <p>※法定制度として職域ごとに強制加入の制度がある。大きく被用者制度、非被用者制度に分類され、被用者保険制度のうち一般制度に国民の大半が加入。 ※地域保険がないため、退職後も就労時に加入していた職域保険に加入。</p>	<p>主に税財源 ※公的医療保険の対象外である処方箋の代金、 歯科等は私費での支払が原則となる。</p>
介護	<p>賃金の 3.6%（労使折半） ※子1人の場合 ※子の数に応じて逡減 ※子を有しない 23 歳以上：4.2% 被保険者：2.4%、事業主：1.8% ※被保険者は医療保険の被保険者と同じ。年齢制限はない</p>	<p>主に税財源</p>	<p>なし ※介護サービスの提供主体は州・準州</p>
雇用	<p>&lt;失業給付 I &gt; 原則2.6%（労使折半）</p>	<p>&lt;失業保険&gt; 給与の4.05%（全額使用者負担）</p>	<p>&lt;雇用保険&gt; 賃金の 1.64%(ケベック州は1.31%) 事業主の保険料率は本人負担保険料率の1.4倍</p>
	<p>&lt;労災保険&gt; 事業主負担。料率は毎年変動</p>	<p>&lt;労災保険&gt; 給与の2.12%（全事業所の平均（2024年）、事業主負担）</p>	<p>&lt;労災保険&gt; 給与の 0.95~2.65%(各州の平均、事業主負担)</p>
その他	<p>なし</p>	<p>&lt;家族手当&gt; 給与に応じて、3.45%または5.25%を使用者が負担</p>	
		<p>&lt;住宅支援基金への拠出&gt; 従業員50名以上の企業：0.5%、従業員50名未満の企業：0.1%</p>	

## 国際比較④ 子ども・子育て支援に関連する給付措置等

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ
制度名	①児童手当 ②児童扶養手当	①児童税額控除 Child Tax Credit	①児童手当 Child Benefit ②ユニバーサル・クレジット Universal Credit	①児童手当 Kindergeld ②児童控除 Kinderfreibetrag	①家族手当 Allocations familiales ②乳幼児手当（基礎手当） Prestation d'accueil du jeune enfant	①カナダ児童給付 Canada Child Benefit
財源	①国、地方（都道府県、市町村）、 事業主（子ども・子育て拠出金 等）等 ②国、地方（都道府県・市・福祉 事務所設置町村）	①連邦政府一般財源 （連邦所得税）	①②一般財源	①②一般財源	①② 企業の拠出金：43.8% 一般社会福祉税など租税： 22.1% 諸手当に対する国・県の 負担金：21.9%	①連邦政府一般財源 （租税）
受給要件	①支給対象： 高校生年代（18歳に到達後の 最初の年度末）までの児童を養 育している者 ②支給対象： 児童を監護するひとり親等（所 得制限あり）	①17歳未満の子ど もを扶養する者 （所得制限あり）	①原則16歳未満の子を扶 養している者 ②18歳～年金受給年齢未 満のイギリス居住者 （貯蓄・投資額が £16,000以下の資産要 件あり）	①原則18歳未満の 子を扶養している 者 ②①と概ね同じ。 ※①と②はどちら か有利な方を適用	①20歳未満の子を2人以 上扶養している者 ②出産した子について3 歳まで、養子縁組の決 定の日から3年間、子 の20歳の誕生日まで （所得制限あり）	①18歳未満の子を養 育する世帯 （所得制限あり）
給付（控除） 内容	① ・3歳未満は 第1子・第2子は月額15,000円 第3子以降は月額30,000円 ・3歳以上高校生年代までは 第1子・第2子は月額10,000円 第3子以降は月額30,000円 ② ・児童1人の場合（2025年度～） 〔全部支給〕46,690円/月 〔一部支給〕46,680円 ～11,010円/月 ・児童2人以降1人につき 〔全部支給〕月額11,030円加算 〔一部支給〕月額11,020円 ～5,520円加算	①子1人当たり： \$2,200/年 ※控除上限額	①第1子：£26.05/週 第2子以降（1人当たり） ：£17.25/週 ② ・夫婦（少なくとも片方 が25歳以上の場合） ：£628.10/月 ・第1子（2017年4月6 日以降に生まれた者） ：£292.81/月 ・第2子：£292.81/月 ※②は基礎給付最大額。 家族構成等により加算、 収入・資産により減額 あり	①子1人につき 月€259 ②児童1人につき 夫婦合計で€9,756 ※BEA（介護・教 育・訓練）手当 €2,928（夫婦の 場合）を含む	①月額€151.05 （14歳未満の子2人、年 収が€78,565以下） ※子の年齢や数に応じて 決定 ② 〔完全給付〕 月額€196.6/月 〔部分給付〕 月額€98.3/月 （所得に応じて分類/最 大36か月）	①子ども1人あたり 6歳未満 ：最大C\$7,997/年 6～17歳 ：最大C\$6,748/年

## 国際比較⑤ 公的扶助制度・支援政策等

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<b>制度名</b>	①生活保護 ②求職者支援制度	①貧困家庭一時扶助 ②補足的保障所得（SSI） ③メディケイド ④補助的栄養支援プログラム（SNAP）	ユニバーサル・クレジット（UC）	①社会扶助（Sozialhilfe） ②市民手当（Bürgergeld）	①積極的連帯所得手当（RSA） ②連帯特別手当（ASS）
<b>対象</b>	①資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者 ②離職して雇用保険を受給できない者、収入が一定額以下の在職者など	①未成年の児童、妊婦のいる世帯等 ②65歳以上の高齢者、障害者等 ③貧困家庭の児童、妊婦等 ④所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者	①就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件） ②働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付 I の受給期間が終了した者）	①25歳以上、又は子どものいる25歳未満のフランス居住者 ②原則失業給付（雇用復帰支援手当：ARE）の受給期間を満了した長期失業者
<b>現状・実績</b>	①3兆6,996億円（2025年度当初予算に基づく事業費ベース） 164万6,424世帯 198万4,293人（2025年12月） ②求職者支援訓練受講者数：38,945人（2024年度） 職業訓練受講給付金受給者数：7,673人（2024年度）	①83万世帯、200万人（2023年度） ②\$608億（2023年） 730万人（2024年1月） ③\$8,717億（2023年） 8,404万人（2024年1月） ④\$1,129億（2023年度） 4,110万人（2023年度平均）	£520億（2023年度） 623万世帯（2024年12月）	①約269万人（2025年1月） ②約550万人（2023年）	①184万世帯、473万人（2024年9月末） ②€22億25,000（2019年） 25万6,300人（2024年8月）
<b>給付水準</b>	①最低生活費（生活扶助及び住宅扶助（上限）） ・高齢者単身世帯：月131,680円 ・夫婦一人世帯：月235,160円 ※都市部の場合の例。年齢や地域等により異なる。学齢期の子がいる場合は教育扶助が別途給付される。 ② ・職業訓練受講手当：月10万円 ※その他、通所手当等	①州ごとに決定 ②1人当たり \$967 夫婦当たり \$1,450（月額、2025年） ④4人世帯最大 \$975（月額、2025年度）	・単身者（25歳以上の場合）： 基礎給付最大額 £400.14 ・夫婦（少なくとも片方が25歳以上の場合）： 基礎給付最大額 £628.10（月額、2025年度） ※家族構成等により加算、収入・資産により減額あり	①必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を給付 ②単身者／ひとり親：€563（2024年以降、月額） ※最大給付額。年齢や世帯構成で減額。	①世帯の収入、構成人数等により設定 [例] 単身者・子なし €635.71 ②世帯収入に応じて給付額が決まる [例] 単身者 最大 €570.30（1人当たり給付額／月、2024年4月）

（出典）労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2025」第9－8表などを参考に事務局作成。

（注1）カナダの公的扶助制度・支援政策等は主に州政府により担われており、各州や地域によって仕組みが異なる。